

紫苑

第 16 号

目 次

論文

藤原隆経の妻——六条藤家の成立前史として——	弓山慎太郎	1
後鳥羽院政期における一条家と公武関係	下坂 碧	13
興福寺寺迎新制の考察	中田ほのか	33

研究ノート

天皇の座についての考察—高御座を中心に—	佃 美香	63
----------------------	------	----

* * *

「藤原秀郷展」を見学して	鹿子畑瑞季	71
野口ゼミでの思い出—鎌倉旅行記を中心に—	植村 沙彩・堀 加奈実	75
『吾妻鏡』を読めるようになりたい！	伊藤 麻衣	81
宗教・文化研究所ゼミナールでの学び	鈴木 眞澄	83
宗教・文化ゼミナールに参加して	藤井 志帆	86

2019年 3 月

京 都 女 子 大 学
宗 教 ・ 文 化 研 究 所 ゼ ミ ナ ー ル

藤原隆経の妻 —— 六条藤家の成立前史として ——

弓山 慎太郎

はじめに

本稿の課題は、国史大系本『尊卑分脈』藤原顕季周辺の記載のうち、特に顕季兄弟の母親、つまり隆経の妻について検討を行うことにある。藤原顕季はその母親親子が貞仁親王（白河天皇）の乳母となったことで、即位後の白河天皇の厚い信任を得た。顕季は白河天皇の外戚閑院流実季の猶子となったり（公実と義兄弟に当たる）、小野宮流藤原氏経平の女子と婚姻関係を結ぶ（『後拾遺和歌集』撰者通俊と義兄弟に当たる）ことよって、家格を上昇させ、熟国・大國受領を歴任して正三位修理大夫に大宰大貳兼ねるに至った人物である。文化的には白河院系歌壇の中心人物として元永元年（一一一八）人麻呂影供を挙行するなど歌人としても当代を代表する歌人で、三男顕輔の系統は歌道師範家の六条藤家として室町時代まで続いてゆく。

これだけ著名な人物でありながら、その周辺の系譜には不明瞭な部分も多い。

たとえば、井上宗雄氏が紹介された『吉部秘訓抄』（『吉

記』の記事抄出）建久二年（一一九一）二月十九日条に、「顕季卿非_レ隆経子_レ之由聞_レ之如何。答云、能信卿子也、二位偷_レ以懷妊依_レ仰可_レ嫁_レ隆経之由被_レ仰_レ之、自_レ上給_レ夫被_レ居_レ寝殿南面_レ或_レ総_レ不_レ会云々」とある。これは顕季が後三条天皇踐祚の大立役者能信の落胤であるとの言説である。この説に川上新一郎氏は否定的な立場を取られており、稲賀敬二氏は能信によるその言説の流布を重視される。対して井上氏はその実否について保留されている。興味深いのは井上氏が示された史料である。左に掲げよう。

【史料一】

春宮大夫家

施入香鑪貳口

右奉_レ教命云。天梯神秀。甲_レ於天下之山_レ焉。有_二精舍_一。安_二弥陀尊_一。依_レ慈覚大師之本願。修_レ常行三昧之勝業。今翹_二一心之丹地_一。永施_二二口之香鑪_一。功德多少。廻_レ向亡室藤原氏芳儀_一矣。奇香旁散。雖_レ謝_レ反魂之名。細煙遠覃。可_レ薰_二登覚之路_一。餘芬所_レ被_レ。願至_二

阿鼻者。教命之旨。大概如斯。仍施入如件。

天喜四年八月十七日 别当大舍人頭藤原朝臣奉

式部少輔藤原明衡作

〔本朝統文粹〕卷第七 施入状

井上氏はこの大舍人頭を藤原親国（親子の父親）と推測され、親国は能信の家司（或は出入りしていた）ので、親子も女房として出仕し能信に寵された可能性を示される。「懐妊すると隆経に与えたのも、当時隆経が春宮大夫で能信の下僚であったのでやはり能信の子の可能性はなくはない。」としつつも、後世の子孫による権威づけの可能性も勘案して「落胤説に固執はしないが、完全に否定できない」という立場を取られている。真偽はさておきここで大変示唆的なのは顕季の父母がすでに後三条親政、白河院政に連なる政治勢力圏に身を置いていたということである。そこで本稿では、隆経の妻を中心に顕季周辺の人物について考察を加えたい。

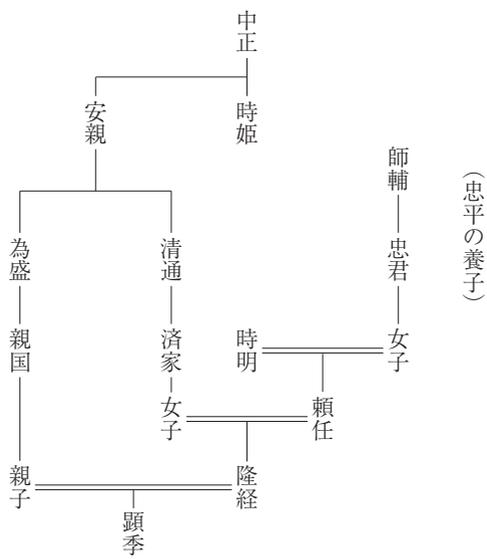
一 藤原頼任

藤原頼任は顕季の父、隆経の父である。顕季には祖父に当たる。頼任の父は藤原北家魚名流のうち末茂流にあたる時明。彼は山城守や大和守を勤め正五位下に至ったが、藤原忠君の女子と婚姻関係を結ぶ。忠君は藤原師輔の男子で

あり、その女子は確かに貴い身分だが、忠君が早くして公卿に至ることなく亡くなったためにその子息は五位の受領止まりであった。時明とほぼ同階層だと見てよいだろう。つまり、頼任の母親は道長と従兄妹なのであった。「系図

①を参照）なお、『尊卑文脈』によれば姉妹に醍醐源氏源俊賢（道長室明子の兄）の室がいる。顕基や隆国の母ともいう。俊賢といえはその能吏として道長政権を支えた人物である。時明の藤原北家主流への接近は始まっていたのかも知れない。さて、そのような父母を持つ頼任は藤原済家女子を室とする（『尊卑文脈』）。藤原済家は藤原北家安親流に属している。安親の妹時姫は藤原兼家の正室で、この結果安親は一条天皇の大叔父となり正三位参議に至る。ただしその子息はあまり時めくことなく、受領階級に甘んじることとなる。済家はそんな受領の一人として藤原道長に奉仕する。『尊卑文脈』では隆経の項目に「母 伊予守済家女 伊伊世守清家云々」とあるが、井上氏もご推察の通り、済家女子で問題ないだろう。

さて、頼任の伝記的研究は井上氏によって尽くされていると言つてよい。頼任は上記のような血縁関係から道長に仕えた。そして妍子の中宮権大進となったことで、妍子と禎子内親王とに近仕する。井上氏は「道長にびったりついた形で、その全盛期を過した人物である。」とされているが、



系図①

頼任には他の一面もあった。
 頼任を語る上で避けて通れないのが、彼が丹後守在任中に発生した国司苛政上訴である。寛仁三年（一〇一九）六月、「訴訟」を行おうとした丹波国の百姓を頼任が皇太后（妍子）宮下部を使って搦めようとしたため、逃散百姓らが外記局や左衛門陣で「太狼藉」をおこなった。頼任は弁解を行ったが、道長、頼通に殊に勘当を受けたという事件である。その勘当は続くが、立場の悪くなった頼任は結局藤原実資に取りなしを「愁訴」する。実資の取りなしによって道長の勘当は解け、頼任はこの後実資にも奉仕を行うようになる。佐藤泰弘氏のご研究によれば、その後頼任は実資の五節用途調達にかかる「仰付」に下仕釵子と本結を進上し、また「志」として白木几帳十基、白木炭取一口、上品白絲をも進上している。さらに、朝廷の行事ではなく家の行事である千古の着裳用途に対しても、「志」として桑糸三十疋・綿十屯を進上している。以上のような関係について、京樂真帆子氏は、「実資と頼任の関係はもはや主従関係の態をなしているといえるだろう。」と評価される。このように、藤原北家、特に道長との血縁、主従関係によって立身した頼任は、晩年近くになって藤原実資に接近する。また、この事件から遡ること一年、実資の邸宅で倉代が焼亡した時に頼任は実資に訪いを送っている。そしてそれは

彼が実資の「近辺」に居住していたからであるとすると西山良平氏のご指摘も重要である。実資との主従関係の前提条件の一つと評価できる。

二 藤原隆経

頼任の息は隆経である。井上氏の所論に従ってその生涯のうち本論に関係する部分を概観する。隆経は後一条の六位藏人で、長暦元年（一〇三九）の朝覲行幸で正五位下となつている。その後、甲斐・摂津・美濃守を歴任する。特に甲斐守において、「小一条院の御給であつたことが注意される。三条院系の人々との関係が深い。」との井上氏のご指摘は重要である。また、前述のように隆経は春宮（尊仁）大進であつた（『下野集』一二六番）。尊仁（後三条）践祚後彼は従四位下、また、践祚前後に美濃守（『下野集』一二七番）。延久三年（一〇七二）八月には従四位上、四年九月には正四位下と矢継ぎ早に加階される。今後の活動は見えず、まもなく没したものと推察されている。この経歴をみれば、彼が三条院系統への奉仕によつて出世したことが明らかとなるだろう。この後三条院との関係は、隆経の妻たちが大きく関わっているのである。以下、その妻たちについて考察する。

1 隆経の妻、親子

親子の父親は藤原親国。前出の済家と同じ安親流に属し、済家とは従兄弟に当たる。親国は実資家によく出入りしており、例えば実資は藤原実成と源顕基が亡くなった時には弔問の使いとして親国を送つている。母は前述の通り高階光衡。親子は白河天皇が践祚した時に生存していた唯一の乳母であつた。白河院の親子に対する愛情は深く、その恩寵は乳母子顕季一族にも及んだ。しかし、ここで大事なことは、親国が大中臣輔親の女子を娶つていたことである。

親国室の姉妹には伊勢大輔がいた。伊勢大輔は高階成順の室となり、その女子は小野宮流藤原氏経平の室であり、通俊、通宗の母となる。この通俊こそ、白河院近臣として『後拾遺和歌集』を編纂するのである。伊勢大輔は能信とも交流があつた。『伊勢大輔集』の八六・八七番歌を見てみよう。

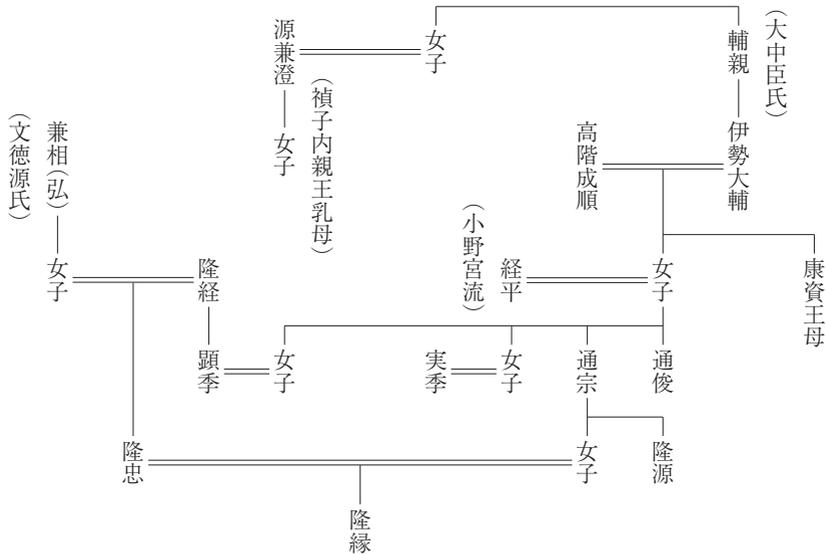
ゆかりありて、東宮のわかみやみたまつりし
に、さうしかたのか、みをみてたまはせたる
君みればちりもくもらてよろつよの ちとせをのみ
もますか、み哉

かへし

東宮大夫

くもりなきか、みのひかりますくも たらさむか
けにかくれさらめや

東宮の若宮は当時の貞仁親王（後の白河天皇）のこと。



系図②

保坂都氏はこれをもって伊勢大輔が貞仁親王の傅育に当たっていたとされた。²³⁾ 対して後藤祥子氏は年齢から（当時伊勢大輔は六十五歳くらいと推測される）傅育の任について疑問視される。²⁴⁾ しかし、殊更に年齢を問題視する必要もないと考える。傅育とまではいかなくとも、この贈答からは春宮を取り囲む女房サロンの一員程度と考えれば穏当なのではないか。

大中臣輔親の室では蔵命婦が知られている。伊勢大輔の母ではないが、藤原教通の乳母であったことを付け加えておきたい。

また、経平の女子（伊勢大輔の女子所生ではない）は藤原顕季に嫁す。²⁵⁾ この親子を媒介として、大中臣氏、小野宮流藤原氏、そして顕季流藤原氏は結接される。また、歌人として名高い源兼澄は輔親の女婿であり、その女子は禎子内親王の乳母で知られる。「系図②を参照」

2 源懐任の女子

『尊卑文脈』藤原師隆の項目に、「母摂津守源懐任女」とある。また、師隆に関しては「或本曰 真実者顕季卿父也云々無官之間 顕季卿為祖父隆経子」ともあるが、井上氏の説かれるがごとくこの所説には随い難い。さて、この源懐任を古記録に求めるとその存在を確認することが出来

ない。そこで、「撰津守」を求めてみると、撰津守源懐信が浮上する。この懐信に関しては渡辺直彦氏や告井幸男氏に「研究がある。懐信は文德源氏惟正流であり、惟正女子が実資室となったこの一流は小野宮実資の家司を務めている。また、前出の大中臣輔親の女子に「撰津守懐信朝臣妻」が見られる。このような人間関係の中で、隆経と姻戚関係が結ばれたのだろう。なお、三条院判官代や春宮時代の後朱雀天皇（敦良親王）の春宮大進も務めている。万寿四年（一〇二七）四月八日に東宮藏人橘俊経を除籍することについて、懐信は頼通に召されている。『小右記』長元三年（一〇三〇）六月廿三日条に「故懐信」とあることから、この間に亡くなったのだろう。おおよそ頼任と同年代の人間で、女子が隆経の室となるには年代的な問題は無いと言ってよいだろう。従って、『尊卑文脈』記載の「源懐任」は、「源懐信」である可能性を提示したい。

3 紀伊守兼弘の女子

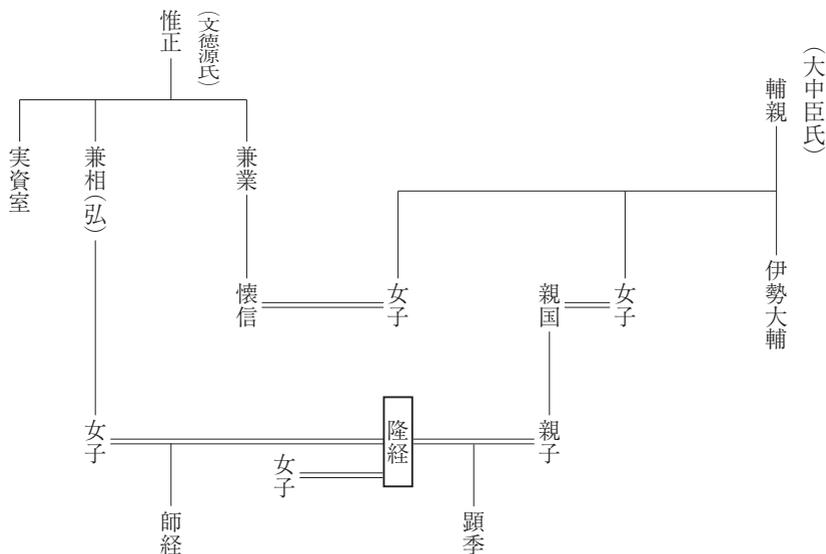
『尊卑文脈』藤原隆忠の項目に、「母紀伊守兼弘女」とある。この隆忠は藏人を経て従五位上伯耆守となったらしい。この隆忠は『尊卑文脈』ではもう一人存在する。高藤流藤原氏に隆忠という人物がいる。記載によれば、父は隆成、伯父に隆方がいる。名家勸修寺流の礎を築いた為房は従兄

弟となる。『尊卑文脈』の頭註には、「隆忠、按同上藤隆成子」と記載されている。井上氏はこの隆忠が若狭守通宗女子と婚姻関係にあることから隆忠は末茂流のこちらこそ本来の人物だと説かれた。全く首肯できよう。付け加えるならば、隆忠と通宗女子に間に儲けられた忠兼は藏人を経て肥後守となっている。顕季からすると実の甥に当たるとともに、義理の姪の息男ということになる。この忠兼は永久三年（一一一五）二月二日に大宰少式に肥後守を兼ねている³¹。時の大式は顕季で、彼は前任の大江匡房に引き続き赴任しなかった。院の知行下にあった大宰府長官の任にあってが基本的に在京しており、親族に現地を任せただろう。このことも勘案すると、やはり忠兼は顕季の甥と考えるのが自然だと思ふ。

さて、この「紀伊守兼弘」も、やはり同時代史料に求めることが出来ない。もちろん史料の残存状況にもよるが、敢えて推測することが許されるならば、同じ惟正流、惟正の息男（実資室の兄弟、懐信の叔父）である兼相が浮上する。この兼相は、没年が確定できる。すなわち、『権記』長保三年（一〇〇一）二月廿四日条にその記事がある。

【史料二】

紀伊守従五位下源朝臣兼相卒、歳卅三、故參議従三位惟正卿第七男、聽_二春宮殿上、不_レ幾補_二藏人、任_二右兵



系図③

衛尉、遷^三右衛門尉、亦補^三内藏人、補^三檢非使^{〔源朝〕}、叙位之後、去正月任^三紀伊守、患十餘日忽逝亡、

春宮は寛仁元年（一〇一七）から春宮だった敦良親王（後朱雀天皇）を指すものと思われる。後一条天皇の藏人であったのだろう。長保三年（一〇〇一）に歳卅三ということでは生年は九七〇年、安和年間であると思われる。一方、頼任は寛弘二年正月十日に文章生から藏人（恐らく六位藏人）に補任されている^{〔32〕}。井上氏はこの官歴から頼任は天元年間^{〔33〕}の生まれだと推測されている。文章生に六位藏人を兼ね、翌年寛弘三年（一〇〇六）に内記となつてることが確認できる。恐らく二十代中盤〜後半であつたと推察される。的外れではないだろう。頼任と兼相はおおむね同世代と言える。

本章では、隆経の妻に関して考察を行った。推測に推測を重ねた部分も多々あるが、彼が小野宮流藤原氏と濃密な人間関係^{〔35〕}を結んでいたことが窺知される。「系図③を参照」

むすび 善勝寺流藤原氏の発展へ

以上、藤原顕季前史として、祖父頼任、父隆経の周辺を考察した。多分に推論を重ねた部分もあるが、以下に整理してみよう。

①祖父頼任は、道長との親族関係を梶子に実務に堪能な行

政官僚として活躍したが、丹波国百姓に国司苛政上訴を行われ、道長から勘当を受けた。頼任は実資に取りなしを求めた結果、道長の勘当は解かれた。以後、頼任は実資にも積極的に奉仕を行うようになる。また、妍子に近侍したことは、息男隆経が三条皇統に近づく機縁となった。

②隆経は確認できる妻全てが小野宮流に関係している女性だった。中でも親子と源懐信女子とは隆経と大中臣家をも結び付けた。大中臣輔親の妻は藤原教通の乳母であったが、教通は尊仁親王の最初の春宮大夫だった。こうした縁で隆経は尊仁親王に接近し、妻の一人親子は貞仁親王の乳母となった。

③こうした問題関心から、隆経の室について文徳源氏惟正流一族の源懐信の女子、源兼相女子を想定した。

藤原道長政権に集った受領層は、様々な契機によって他の権門勢家に流れてゆく。小野宮はその最たるものだが、元木泰雄氏によれば、能信による尊仁親王擁立は「ミウチ政治の内紛」であるという。³⁶道長やその諸子との様々な関係で一旦道長のもとに集った彼らは、或は頼通、或は能信とまた分散していった。頼任、隆経も、またその例に漏れないのであった。

最後に、展望を述べて結びとしたい。藤原清輔は『袋草

紙』の中で大中臣氏を「重代の歌の家」と称揚する。³⁷『袋草紙』には、通俊が大江匡房に「和歌之道、雖能宜忠峰不_レ可_レ恐_レ之。於_二貴殿_一者、深所_二恐_レ申_一也。」と書状を送ったエピソードが紹介されている。通俊の大中臣氏という「和歌の家」に属しているという自負と、実務弁官を歴任した彼をもつてもなお匡房の学儒としての学識に抱く敬意とを読み取れる。「和歌の家」と「儒家」とは、院政期には明確に峻別される。そんな大中臣氏も、輔親の後「歌の家」として男系は沈倫する。その後の和歌六人党に代表されるような受領歌人の時代は指導者を欠いていた。私見ではそのような状況を捉えて、藤原通俊に『後拾遺和歌集』を下命した白河院は、藤原顕季を次なる歌壇の指導者として指名する。隆経が張り巡らせた姻戚関係「系図④」を参照³⁸のうち、顕綱、通俊、そして顕季は平安後期における『万葉集』書写で知られる人物であった。和歌や和歌故実の学問を家職として父子相承する歌道師範家は、かつての大中臣輔親ように大嘗会和歌を詠進するなどして白河院を治天とする王家に奉仕する。顕季に始まる善勝寺流藤原氏は白河院を家長として権門化しつつある王家の中で大きな役割を果たすことになる。本稿はその諸前提について考察したものであった。顕季以降の六条家が白河院政の中で果たした役割については後稿を期したい。

いうことになる。

- (8) 『小右記』 寛仁三年(一〇二六) 六月廿日条。
- (9) 『小右記』 寛仁三年(一〇二六) 月廿一日条。
- (10) 国司菅政上訴については寺内浩氏「国司菅政上訴について」(同氏『受領制の研究』 塙書房、二〇〇四年所収、初出は一九九九年)を参照。
- (11) 『小右記』 寛仁三年(一〇一九) 七月六日条。
- (12) 「丹波守頼任應入道殿召参入、無勘当云々……」(『小右記』 寛仁三年(一〇一九) 七月九日条)「頼任以宰相度々云々送深恩之由」(同日条) 宰相は資平。実資に対して深甚の感謝を述べている。
- (13) 佐藤泰弘氏「平安時代における国家・社会編成の転回」同氏『日本中世の黎明』 京都大学学術出版会、二〇〇一年に所収。初出は一九九五年。
- (14) 京樂真帆子氏「平安京における都市の転成」同氏『平安京都市社会史の研究』 塙書房、二〇〇八年に所収、初出は一九九七年。
- (15) もちろん、彼は有能な行政官僚であった。文章生から立身し、六位蔵人、大内記、中宮権大進、丹波守、美濃守、皇太后宮(妍子) 亮を経て右中弁に直任されることは井上氏前掲論文を参照。
- (16) 近藤みゆき氏は『相模集』所収、女房歌人として名高い相模と贈答歌を交わしている「美濃守」を頼任に比定される(『相模集』一五六番～一五九番。歌番号は新編国歌大観による。特に断らなければ、以下同じ)。そうであれば、妍子宮サロンとも交流があることとなる。なお、妍子宮の

同僚に小野宮流の藤原定頼がいる(長和三年以降中宮権亮、寛仁二年以降皇太后宮権亮)。また、同氏は相模の母方の叔父慶滋為政を相模と小一条院や和歌六人党を結び付けた人物とされる。為政は実資家司であった(近藤みゆき氏「古代後期和歌文学の研究」 風間書房、二〇〇五年、第三章「転換期の女流歌人」 第一節の「結婚まで」)〈原題は「相模伝記考(一)——母系慶滋氏との関連を中心に——」 初出は一九八三年、第一節の「中期」〉〈原題は「相模伝記考——大江公資・藤原定親との関係をめぐって——」 初出は一九八三年〉を参照。なお、両論文とも満田さおり名で発表されている。

- (17) 西山良平氏「平安京の社会Ⅱ空間構造と社会集団」『年報都市史研究』第十三号、二〇〇五年。
- (18) 「美濃国司解案」(『平安遺文』一〇六五号)。
- (19) 「美濃国司解案」(『平安遺文』一〇八五号)。
- (20) 「大中臣系図」(『続群書類従』七・下に所収)、「系図纂要」。
- (21) また、経平の女子(通宗・通俊の兄妹)は閑院流実季(白河天皇の叔父)に嫁しており、公実を儲けている。実季は顕季を猶子としている。井上氏は前掲書の中でこの猶子関係を「白河院の肝煎り」と評価されているが全面的に従うべきだろう。また、野々村ゆかり氏は親子を通じた顕季に関わる一連の婚姻関係について「白河天皇が実仁・輔仁派に対抗すべく自身の支持基盤たる親族を強化する措置の一つ」と評価されており、大変重要である。(同氏「白河院政確立過程における乳母」『文化史学』第七三号、二〇一

七年。

(22) 後藤祥子氏の解題『私家集大成 第二卷 中古Ⅱ』に所収)によれば、『伊勢大輔集』の現存諸本は次の三系統に分類されるという。

- 一、群書類従本(流布本系)
- 二、伝良経筆本系(部類本系又為兼筆本系)
- 三、書院部蔵本系

このうち一類本系統には、返歌が東宮大夫(能信)であることが明示されている。二類系統本には能信を明示する記載がなく、三類本には当該歌がない。差し当たり、本稿では、二類本系統に拠って行論したい。

(23) 保坂都氏『大中臣家の歌人群』武蔵野書院、一九七二年
(24) 後藤祥子氏『伊勢大輔伝記考』(山中裕氏編『平安時代の歴史と文学 文学編』吉川弘文館、一九八一年に所収)。
(25) このような系譜の中で、藤原清輔の歌字が大中臣氏を重視していたことについては青田耕一氏『袋草紙』に見える大中臣家をめぐって——六条藤家と大中臣家——(同氏『六条藤家清輔の研究』和泉書院、二〇〇四年に所収、初出は一九八五年)を参照。

(26) 経平の官歴について、応徳二年(一〇八五)以前は明らかにしないが、『公卿補任』康和六年(長治元年)藤原顕季項に「承保二正廿八讚岐守(兼)甥播磨守経平朝臣以坊官賞讓與」とある。左兵衛権佐に兼ねる、ということだろう。顕季にとって初めての受領であった。この記事から、経平は貞仁親王(白河天皇)の何らかの坊官に任じていたということが分かる。このように、顕季妻方の実家小

野宮流からも支援を受けて受領に新叙されている。坊官賞によって新叙で熟国讚岐の受領となる破格の待遇に注目したい。

(27) 渡辺直彦氏『日本古代官位制度の基礎的研究 新装版』吉川弘文館、二〇一二年、二五〇頁。

(28) 告井幸男氏「撰関家貴族階級の社会構造」(同氏「撰関期貴族社会の研究」塙書房、二〇〇五年、第一部第二章に所収)。

(29) 『小右記』長和五年(一〇一六)正月廿九日条。

(30) 『小右記』治安三年(一〇三三)十月十七日条。

(31) 『殿暦』永久三年(一一一五)二月二日条。

(32) 『小右記』御堂関白記。寛弘二年正月十日条。また、道長期の藏人については玉井力氏「道長時代の藏人に関する考察」(同氏『平安時代の貴族と天皇』岩波書店二〇〇〇年二所収、初出は一九九五年)を参照。

(33) 宮崎康充氏編「檢非違使補任 別巻」『続群書類従完成会、二〇〇六年』「頼任」の項目に詳しい。

(34) 文章生の任官については桃裕行氏『古代末期の大学』(同氏『上代学制論攷』(桃裕行著作集 第二卷) 思文閣出版、一九九三年に所収、初出は一九八四年)に詳しい。

(35) また、隆経の女子は道綱流の受領歌人藤原顕綱(母が禎子内親王乳母)に嫁し、堀河天皇乳母兼子を儲けている。彼は篤子内親王家別当を務め、その女子は通俊に嫁している。これら禎子内親王(陽明門院、後三条天皇)の元に集った人材については横道雄氏「陽明門院の政治的立場とその役割」(同氏『院政時代史論集』続群書類従完成会、一九

- 九三年に所収、初出は一九八五年)、同氏「後三条政権論」(同氏前掲書所収、初出は一九九〇年)を参照。
- (36) 元木泰雄氏「撰関政治の衰退」同氏『院政期政治史研究』(思文閣出版、一九九六年に所収、初出は一九九四年)。
- (37) 重代の家に属する大中臣輔親の専門歌人性については小町谷照彦氏「歌の家の好士大中臣輔親——平安朝中期歌人の一位相——」『京都語文』第三号、一九九八年。
- (38) 芦田氏前掲論文。通宗—隆源—隆縁と受け継がれてきた学統が六条家清輔、顕昭に継受されてゆくことについては、西村加代子氏「六条家歌学の形成と清輔」(同氏『平安後期歌学の研究』和泉書院、一九九七年に所収、初出は一九九一年)を参照。隆縁は隆経の息隆忠の息。母は通宗の女子。隆経の孫である。
- (39) 本文は『新日本古典文学大系』に拠った。
- (40) 小川靖彦氏「題詩と歌の高下—レイアウトに見る平安時代の政治史・和歌史・文化史の中の古写本—」(同氏『萬葉学史の研究』おうふう、二〇〇七年に所収、初出は二〇〇二年)。

後鳥羽院政期における一条家と公武関係

下坂 碧

はじめに

一条家とは、鎌倉幕府および院政下において重要な役割を果たした公家の一族である。一条家は、一条能保が源頼朝の妹婿であったことから、幕府寄りの公家であると考えられてきた。しかし、近年の研究から、一条能保の昇進に徳大寺家の支援があったこと、京都守護を務めたことにより京都における軍事力を一本化させたという指摘や、能保が頼朝だけではなく、院御厩別当という立場から院近臣としても院の武力を統括していた存在であることが言われている^②。このように、一条能保は鎌倉幕府と後白河院双方の政権を考える上で極めて重要な存在であり、更にこの時代の公武関係を研究する上で一条家を取り上げるのは、必要不可欠であるといえる。しかし、一条能保の子息達は、嫡男であった高能が若くして亡くなり、その後三左衛門事件によって立場があまり向上しない。更に承久の乱において、尊長と信能はその中心的な役割を果たしたため、乱後は高能の嫡子である頼氏のみが生き残る。以上のような原因から、

後鳥羽院政期下とそれ以降の一条家については、いまだ研究が多くない。

しかしながら、かつては頼朝の姻戚として政界で活躍した一条能保の子息達が、どのように後鳥羽院政下で立場を回復させて、承久の乱において中心的な役割を果たしたかを考察することは、当時の公家社会がどのような原理で動いていたのか、また、公武関係という視点において、武士と公家の間で結ばれている姻戚関係はどのようなものであったかを考える上で、必要不可欠である。特に後鳥羽院政期の公武関係関係については、関東申次という立場についていた西園寺公経や撰閑家である九条道家が研究の対象となっていた。このような公武関係という視点からも、一家を取りあげることには後鳥羽院政期の公武関係を考える上で重要であろう。

また、承久の乱の張本の一人である尊長は、能保の息子の一人であるにも関わらず、一条家や公家社会の中でも行動形態の事情が聊か異なる。

ほぼ全くと言っていいほど幕府と交流を持っていない尊長を、公武関係という視点から研究するのは困難であるが、彼が後鳥羽院政期内においてどのような役割を果たしていたかについては未だに十分な研究はなく、後鳥羽院政期の院近臣の立場を考える上でも尊長を研究することには大きな意義がある。

以上のような問題関心から本稿では、一条家の公武関係と尊長の院近臣僧としての役割という二つの視点から考察を加えたい。

第一章 一条家と公武関係

一条能保は先述の通り公武関係を取り持つ重要な存在であり、源頼朝の妹との間にできた高能は嫡男として朝廷内で着実に出世を果たしていった。『愚管抄』内においても、「能保卿が子高能ト申シ、ワカケテ公卿ニ成テ参議兵衛督ナリシ」と書かれているように、高能は若年で公卿まで昇進したことがわかる。しかし、能保が建久八年（一一九七）に亡くなった後、次いで高能も翌年の建久九年（一一九八）に亡くなり、更には正治元年（一一九九）に三左衛門事件が起こった。三左衛門事件とは、源頼朝急逝直後に、一条能保・高能父子の遺臣が権大納言・土御門通親の襲撃を企てたとして逮捕された事件である。この事件に関与したと

される三左衛門（後藤基清、中原政経、小野義成）は鎌倉に護送されるが、幕府が身柄を受け取らなかつたため京都に送還された。基清は讃岐守護職を解かれたが、他の二名の処分は不明である。西園寺公経と持明院保家は籠居となり、源隆保は土佐、文覚は佐渡へそれぞれ配流となった。この事件によって、一条家の昇進は一時的に停滞する。三左衛門事件後の一条家について塩原浩氏は、建保七年（一一九六）右大臣拝賀式典に一条家の人物たちが参列していることから、將軍実朝の親密さを示すとともに、後鳥羽院の近臣としての一条家の立場が表れていると指摘している。このことについて、再検討を行いたい。

第一節 能氏と和田合戦

最初に考察する一条能氏は、一条能保と源義朝の娘との間に生まれた一条高能の息子であり、母親は比企の乱で自害した糟屋有季の娘である。承久の乱の際には、京方についた人物であるが、弟の能継としばしば混同されることがある。⁷⁾

能氏は現存する史料が乏しいが、注目すべき史料として、建暦三年（一一一三）五月の『吾妻鏡』と『明月記』があげられる。建暦三年五月といえば鎌倉幕府の有力筆頭御家人である和田義盛が、北条氏の巧みな挑発に乗せられて追

討された、いわゆる和田合戦⁽⁸⁾が鎌倉で起こった時期であるが、この際能氏も鎌倉に滞在していた。能氏は、建暦三年正月に鎌倉に下着しており、『吾妻鏡』同年五月二日条において能氏が再び登場するまで彼は鎌倉にいたと考えられる。この記事を見てみよう。

又侍從能氏、へ高能卿子。へ安藝権守範高、へ熱田大宮司範雅子。へ等求、納涼之地、今日遣⁽⁹⁾遠邊土。而聞⁽¹⁰⁾騷動之由、奔走。路巷皆為⁽¹¹⁾戰場。仍兩人扣馬於山内邊之處、伺⁽¹²⁾義盛退散之際、參⁽¹³⁾法花堂云々。

この『吾妻鏡』の記事について注目すべき点は二点ある。一点目は、能氏と同時に下向している人物についてである。『吾妻鏡』内で能氏が共に行動しているのは、熱田大宮司範高という人物である。熱田大宮司家といえは、源頼朝と姻戚関係がある一族であり、將軍家との関係も深い。また、『明月記』五月九日条では、大内守護である源頼茂も下向していることが伺える。

もう一点目は、能氏が和田合戦で果たした役割についてである。『吾妻鏡』では、最終的に範高と共に法花堂に辿りついているが、法花堂はこの時、『吾妻鏡』に「義清、保忠、義秀等並⁽¹⁴⁾三騎轡、攻⁽¹⁵⁾四方之兵。御方之軍士退散及⁽¹⁶⁾度々⁽¹⁷⁾。仍匠作以⁽¹⁸⁾小代八郎行平⁽¹⁹⁾為⁽²⁰⁾使者、被⁽²¹⁾申⁽²²⁾法花堂御所云々」と見えるように、実朝の將軍御所となっており、和田合戦

の際には使者によって戦況が伝えられている場所である。そのため、能氏は和田合戦の状況をいち早く知る事ができた。ここで、『明月記』同年五月九日条をもう一度確認したい。この条では、和田合戦の様子を「中宮権亮」という人物が院中で語っているのだが、この「中宮権亮」は、能氏の叔父である一条信能であると考えられる。つまり、能氏は法花堂に滞在しながら和田合戦について情報を集め、それを京都に知らせるために信能のもとに使者を送ったのである。また、先ほど引用した『明月記』内で、能氏が和田合戦にて死去したということが書かれているが、建保六年の左大将拝賀にも能氏が参加していることから、これは誤報であると考えられる。能氏が法花堂に到着したのが二日で京都に情報が伝わったのが九日であることを考えると、かなり早急に使を出したと考えられるため、情報が錯綜していたのであろう。和田合戦は、京都の貴族にも衝撃を与えた出来事であったのだ。

この後、能氏は再び京都を中心に活動し、建保六年（一一一八）の実朝の任左大臣拝賀まで能氏が下向している様子が見受けられない。この任左大臣拝賀については次節で考察する。

第二節 信能の downward

一条信能は、能保と江口遊女慈氏との間に生まれた人物であるが、その出自は官位昇進には影響を及ぼさず、⁽¹¹⁾高能と比べると劣るものの順調に官位を上昇させている。信能の前半生は主に京都で活躍することが多く、後鳥羽院近臣として、後鳥羽の催しにも数多く出席していたようである。⁽¹²⁾また、信能は建暦元年（一一二二）に中宮権亮に昇進しているが、これは一条家と九条家の関係によるものであると考えられる。九条兼実の息子の九条良経は一条能保の娘を妻としており、当時の天皇、順徳の中宮はその二人の娘の立子（東一条院）である。つまり、信能にとつて中宮は姪にあたる関係であった。一条家と九条家は、婚姻が難航したことや、兼実の日記から、関係があまり良好でなかったとされており、更に建久七年（一一九六）に、旧後白河院の近臣である土御門通親の陰謀によって九条兼実が関白の座を奪われ、九条家が排斥されるといふ、所謂「建久七年の政変」が起きる。⁽¹³⁾この時一条家は九条家と対立していた源通親に協力、もしくは中立の立場を保っていたとされる。⁽¹⁴⁾しかし、後鳥羽院政期になると、そのような不和も少しずつ解消されていったようで、信能は中宮権亮を務めたのち、建保二年（一一二四）正月五日には中宮立子によって正四位下に昇進している。⁽¹⁵⁾

このように、京都で活動を続けていた信能であるが、建保六年になると任左大将拝賀のために鎌倉に downward する。『吾妻鏡』の記事を見ると、約半年間ほど鎌倉に滞在しており、かなり長い間鎌倉にいたことがわかる。上横手雅敬⁽¹⁷⁾氏は、能保・頼朝の死後、將軍家と一条家の関係は途絶えたと指摘している。しかし、これは一条家の中でも、能保の息子たちに限定して考える必要があり、ことについては後述したい。なにはともあれ、この時期に信能が鎌倉に半年間 downward している理由を求めると、この時期の政治状況を考える必要がある。

朝廷側がこの時期どのような状況であったか、信能の行動を説明するのに注目すべき事件がある。それは、信能の任左大将拝賀の前年の建保五年（一一二七）に後鳥羽院と西園寺公経の仲が悪化しているという事実だ。美川氏は、この後鳥羽院と公経の関係が悪化したことによって、公武間の伝達が上手くいっていなかったと指摘している。今まで一切 downward していなかった信能がこの時期に鎌倉に downwardしたのは、実朝の任左大将拝賀だけが目的ではなく、公武間の不和を解消するために、鎌倉内で実朝および北条家とコンタクトを取ろうとしていたからではないだろうか。後鳥羽院自身も、実朝との不和を解消するために徹底的な懐柔を行っていたので、⁽¹⁸⁾後鳥羽院の近臣として信能は鎌倉に滞

表1 信能年表

信 能		
年 月 日	内 容	出典
正治元年3月25日	除目一覧	『明』
同年12月10日	聞書一覧	『明』
元久元年11月13日	賀茂行幸侍従	『明』
元久2年4月10日	除目一覧。左近少将藤信能	『明』
同年12月9日	七條院に供奉。右少将信能	『明』
建永元年8月5日	御幸。信能	『明』
同年8月19日	歌合に名謁。少将信能	『明』
同年11月23日	賀茂臨時祭舞人。信能少将	『明』
承元元年正月7日	馬頭代信能	『明』
同年2月29日	明日笠懸。信能	『明』
同年2月30日	笠懸。信能見物	『明』
同年3月7日	歌合に参内。信能朝臣	『明』
同年5月8日	番、信能朝臣	『明』
承元2年7月16日	御拝賀。殿上人信能	『明』
建暦元年8月25日	中納言忠信、中将信能、遊放により勅勘が下される。	『明』
同年9月12日	去月25日に坊門忠信と信能が放遊により勅勘されたことが鎌倉に伝わる	『吾』
建暦2年正月3日	密々に御幸。信能	『明』
同年正月7日	召し定めらる。信能朝臣	『明』
同年10月25日	この間信能朝臣、家信朝臣御輿。信能西中央に座す	『明』
同年11月13日	節会、信能	『明』
同年12月28日	大法会。信能御剣を持つ	『明』
建保元年7月25日	見物。信能朝臣御馬毛を付す	『明』
同年10月26日	出御。信能	『明』
同年10月27日	八条に霊物により渡御。信能	『明』
同年11月8日	御祈り。信能（忠臣と謂うべし）	『明』
同年11月12日	五節の行事。信能	『明』
同年11月14日	行幸、信能	『明』
同年11月24日	公卿列立、信能	『明』
同年11月25日	中宮権亮信能朝臣	『明』
同年11月28日	信能朝臣	『明』
同年12月26日	行事、信能	『明』
建保2年正月7日	叙位、信能（元日出仕せず）	『明』
建保6年6月20日	信能、鎌倉に下着	『吾』
同年6月27日	実朝の鶴ヶ丘宮拝賀に参列	『吾』
同年7月8日	実朝の直衣始に参列	『吾』
同年9月13日	將軍御所にて和歌合	『吾』
承久元年1月27日	実朝拝賀に参列	『吾』
同年閏2月20日	藏人信能の青侍、大番と闘争。大番武士、信能第を襲おうとするが、伊賀光季が鎮撫	『華』
同年閏2月29日	北条政子を訪ね、鎌倉にいたことが後鳥羽の機嫌を損ねたので帰るべきかと相談	『吾』

在していたのだろう。ただし、公経がこの時期担っていたとされる、関東申次の役職を信能が担う可能性があったかは分からないが、建保六年段階で信能は公経と違いまだ公卿になってはおらず、信能はそこまでのことは考えていなかっただろう。なお、今回の約半年間の滞在は信能だけではなく、頼氏・能氏・能継も共に下向していた²⁰。つまり、一条家一丸となって公武関係の修復に努めていたということになる。鎌倉幕府と疎遠になりがちであった信能も、院近臣として高能の子息達と下向と同行することによって、実朝や北条家の人物たちとコンタクトを取ることができたのであろう。この一族間の在り方については、次節で考察したい。

その後、承久元年（一一九九）に実朝が暗殺されると、公武関係の状況も変わった。実朝が死んだことによって幕府は、新しい將軍をたてるため、後鳥羽の皇子を鎌倉に下向させるように要求してきた。後鳥羽はこれを拒否し、西園寺公経が奔走した結果、九条道家の息子である三寅を下向させることに決定したが、後鳥羽院はそれも快くは思っていないかつたようである。『吾妻鏡』承久元年閏二月二九日条においては、

一条中将信能朝臣参二品御亭。申云、依_レ不_レ忘_二右府御旧好、于_レ今祇候之處、叡慮頗不快。刺去十九日可_二

解官_二之由、及_二御沙汰_二云々。然者、可_二飯洛_二歎云々。無_レ左右_二不_レ可_レ被_二飯洛_二之由、有_二三品御返答_二云々。

というように、信能は北条政子に尋ねている。この時、後鳥羽院が帰洛しない信能に不快な気持ちを示しているのは、下向させていた自分の近臣が幕府に取り込まれることを恐れていたからであろう。解官をするといわれてもなお、北条政子に帰洛すべきかどうかを相談しているあたり、信能は下向していた約半年の間に、北条家の人々とも良好な関係を築いていたことが伺える。更に、政子自身も帰洛を反対していることから、信能が鎌倉において必要な人材であったことは確かである。また、この内容と同様のことが、『仁和寺日記』²¹にも記されている。

その後、信能は結局帰京したようで、承久二年（一二二〇）に信能が公卿に昇進していることも、鎌倉での活動に対する褒美であると考えることができる。そして翌年に、信能は京方の主要人物として承久の乱を迎えるのであった。

第三節 頼氏と北条家

頼氏は高能の次男であるが、母親が関白基房の娘であることから、高能の嫡男であると指摘されている。『公卿補任』から頼氏の略歴を辿ると、建久七年（一一九六）に生まれ、建保三年（一二一五）に叙爵される。その後、承久の乱が

終わるまで、頼氏は侍従であったが、乱後は順調に昇進し、嘉禎二年（一二三六）に公卿に昇進した。

頼氏は、北条時房の女と婚姻したこともあり、承久の乱では鎌倉方についている。この時頼氏は幕府に京都の状況を実に詳細に報告していることが、『吾妻鏡』承久三年五月二一日条よりわかる。少し長いが、頼氏に関連する箇所を引用する。

一条大夫頼氏自京都下着、去十六日出京云々、到二品亭。宰相中将（信能）以下一族、多以雖_レ候院中、独不忘旧好、馳参云々。二品乍感悦、尋京形成。頼氏述委曲。去月洛中不静。人成恐怖之処、十四日晚景召親廣入道、又被召籠右幕下父子。十五日朝、官軍競起、警衛高陽院殿門々、凡一千七百餘騎云々。内蔵頭清範着到之。次範茂卿為御使、被奉迎新院。則御幸。御布衣。與彼卿同車也。次土御門院、御烏帽子直垂。與彼卿二品御同車。六条、冷泉等宮、各密々入御高陽院殿。同日、大夫尉惟信、山城守廣綱、廷尉胤義、高重等、奉勅定、引率八百余騎官軍。襲光季高辻京極家合戦。緋火急而。光季并息男壽王冠者光綱自害。放火宿慮。南風烈吹。餘烟廷至数十町（姉小路東洞院）申剋、行幸于高陽院殿。歩儀、撰政供奉。近衛将一兩人、公卿少々参。

賢所同奉渡。同時火起六角西洞院、欲及閑院皇居之間、所令避御也。（御讓位以後初度）又於高陽院殿、被行御修法。仁和寺宮道助并良快僧正以下奉仕之。以寢殿御所為壇所云々。

この『吾妻鏡』の記事によると、頼氏は他の一族が皆京方に味方している中で一人、鎌倉に下向し、北条政子の元を訪ねた。頼氏の報告によると、十五日に順徳院、土御門院が高陽院に入御し、京武者たちに命じて伊賀光季の家を襲わせた。光季・光綱親子は自害に追い込まれるも、宿慮に火を放ったことから京中が火事となった。これにより、仲恭天皇は公卿と近衛将を引き連れて高陽院に移った。

このように、頼氏は非常に細かい様子を幕府に伝えている。実は、頼氏の祖父である一条能保も義経追討の際に京都や義経の情報を源頼朝に密告していたことがある。この時能保は、徳大寺家との関係を利用して、鞍馬寺に潜伏していた義経の情報を頼朝に伝えた。²⁵頼氏も同様にこの膨大な情報を一人で集めることは困難であるため、何者かの協力を得て情報収集を行っていたと考えられる。その人物を特定するまでは至らないが、その候補となる人物を上げたいと思う。注目したいのは、高陽院行幸に付き添っているメンバーの、撰政・九条道家である。一条家と最も関係が深く、乱後も政界で活躍していた人物といえ、西園寺家

が第一に考えられるが、当時公経は尊長によって弓場殿に監禁されていたため、候補から外れる。今回候補に挙げた九条家は前節で述べたように、一条家と姻戚関係にあたり、九条道家の母は一条能保の娘である。更に付け加えると、九条道家の妻は西園寺公経の娘であり、道家自身承久の乱に対して積極的ではなかった。乱後も一時期的に摂政を解任されるも、見事その地位に返り咲いており、九条道家が後鳥羽院達の様子を頼氏もしくは一条家に報告していた可能性は高いのではないだろうか。頼氏も兄弟である能氏と同じように京都と鎌倉間での情報伝達の役割を行っていた。また、鎌倉に下向した際に頼氏は叔父の西園寺家の養子となった叔父の実雅を頼って下向したという指摘があるが、この時頼氏が北条政子の邸宅に到着していることを踏まえると、時房との姻戚関係を駆使して下向したと考えたほうが自然であろう。

このような活躍もあり、頼氏は承久の乱後も朝廷内で順調に昇進を続け、最終的には従二位にまで上り詰める。この背景には、北条時房との姻戚関係が大きく作用したと考えられる。乱後の頼氏は主に京都で活動をしていたが、『明月記』寛喜二年（一二三〇）閏正月四日条では、「昨日所聞及事、泰時々房任官事、不_二口入_一之由、自_二最初_一各稱之。彼兩人之妻、各舉_二中將_一。泰時、實清、太政大臣殿子

也。非_二實俊子_一ニテ。時房、頼氏」と出ている。この時の任官には泰時と時房は関与できなかったらしいが、代わりに妻が中将の候補を挙げている。割書の部分によると、おそらく時房の妻が頼氏を指名したということになるのだろう。この際には頼氏は中将になってはいないが、頼氏の昇進に時房が直接関与していた事実を表しているといえる。

第四節 一条家の存在形態

以上、信能・能氏・頼氏について考察してきた。まず、信能は三左衛門事件以降京都に留まり、後鳥羽院の御幸に従事して歌合や笠懸に参加していることが伺える（表1）。一方の能氏・頼氏は、鎌倉幕府との関係を見いだすことは出来たものの、後鳥羽院の催しに参加した様子は見られない（表2、表3）。また、今回は検討できていないが、能氏・頼氏の兄弟にあたる能継も後鳥羽院との関係は希薄と言える（表4）。この、信能と能氏達の違いは何か。考えられる可能性は、信能は將軍家との血縁関係がないことである。能氏・頼氏・能継の三人は、一条能保と源義朝の娘との間にできた高能の息子である。一方信能は、能保と江口遊女との間に生まれた子であり、一条能保自身がいくら頼朝と関係が深かったといえども、信能と直接的な関係はなかった。このような違いが、一条家内において若干の存在形態

表2 能氏年表

能 氏		
年 月 日	内 容	出典
建保元年正月26日	一条侍従能氏、参着	『吾』
同年5月2日	侍従能氏、騒動を聞き奔参。法花堂に至る	『吾』
同年5月9日	侍従能氏、正月の比下向。軍陣に死す	『明』
建保6年3月16日	鶴岳宮に御拝賀、花山院侍従能氏	『吾』
承久元年正月27日	実朝拝賀に参列	『吾』
承久3年7月20日条	順徳院佐渡配流。花山院少将能氏朝臣	『吾』

表3 頼氏年表

頼 氏		
年 月 日	内 容	出典
承元元年正月6日	叙位、従五位下丹波頼氏	『明』
建保6年6月27日	鶴岳宮に御拝賀、一条大夫頼氏	『吾』
承久元年正月27日	実朝拝賀に参列	『吾』
承久3年5月21日条	一条大夫頼氏下着。京都の形勢を述べる	『吾』

表4 能継年表

能 継		
年 月 日	内 容	出典
建保6年3月16日	除書の間書、右近衛少将能継	『吾』
同年5月25日	能継参着	『吾』
同年6月27日	鶴岳宮に御拝賀、一条少将能継	『吾』
承久元年正月27日	実朝拝賀に参列	『吾』

の違いが生まれた原因ではないだろうか。
 また、このような活動形態は、鎌倉時代の御家人にみえるような一族分業という形であるとも考えられる。高能の子息達は在鎌倉をしていたわけでもないのに、後鳥羽院の近臣といえるほどの活動は見出せないのは、信能と信能の兄弟である尊長が後鳥羽院近臣の役割を果していたからではないだろうか。個人で見れば、一条家の人物は公武関係に偏りが見えるが、一条家全体で見れば、公武双方との繋がりを保持していた公家の一族であるといえるだろう。

ところで、能保の息子の中で一番の有名な人である尊長については、信能ともまた存在形態の違いが見いだせる。次章では、その尊長について考察を加えたい。

第二章 尊長と後鳥羽院

尊長は、一条能保の息子の一人だが、母親は不明である。法勝寺の執行を中心に、その他の六勝寺や蓮華王院の執行も務めており、承久の乱の際はその張本とされた人

物である。尊長については、古くから承久の乱の張本としての研究が進められており、また、近年では院近臣としての活動の事績を辿った檀道雄氏の研究があるが、未だ後鳥羽院政の中においてどのような役割を果たしたかについては研究が及んでいない。この章においては尊長が後鳥羽院近臣僧としてどのように活動していたかについて検討する。

第一節 院近臣としての尊長

一条能保の息子のうち、尊長を含めて四人の息子が僧籍に入っている。『尊卑分脈』によると、能全以外は皆法印にまで到達しているが、尊長の子にも能全という人物がいることから、能全は尊長の養子になった可能性が指摘されている。⁽³⁴⁾ 尊長はもともと仁和寺の僧であったが、後に延暦寺に入っており、最終的には法勝寺・蓮華王院・歆喜光院・最勝四天王院の各執行を兼任するまでになる。この執行職は尊長が院近臣としての活動から得られたものであると考えられる。

院近臣として尊長が活動を始めたと考えられるのは、正治二年（一一二〇）ごろからである。この年に尊長は後鳥羽が熊野詣に出発する際に一頭の馬を贈った。⁽³⁵⁾ 更に承元二年（一一二〇八）の四月には、後鳥羽院は二度も尊長宅に御幸をしている。⁽³⁶⁾ もちろん、それ以前も尊長には数多くの皇

室関係者がいるため、⁽³⁷⁾ 後鳥羽院との関係はそれ以前からあっただろうが、後鳥羽院の院近臣として関係が深くなったのは正治元年頃であろう。尊長の院近臣としての活動は他にも大法会の際に親王に扈從していたり、⁽³⁸⁾ また、父能保が知行していた備前国も与えられている。尊長が後鳥羽院政の院近臣としてどのような役割を担っていたか、本稿では大きく二つに分けて考えていきたい。

まず尊長は、後鳥羽院近臣として暴力的な側面を担っていたとも考えられる。その事実の一端が見える史料の一つに『明月記』がある。これを見ると尊長は九条良経の妻であり尊長の兄妹でもある人物の葬儀の際に、数十騎の武者を率いて参列している。⁽⁴⁰⁾ これは、尊長個人の家人的存在であり、⁽⁴¹⁾ 普段からこのような武者を組織することが可能であったことが伺える。これは当時の貴族社会では非常に珍しいことである。たとえば、尊長の兄弟である信能は家人を率いている様子を伝える史料は管見の限り僅かに一点のみであり、⁽⁴²⁾ その規模も僅かに青侍を一人率いているのみなので、尊長には遠く及ばない。この理由については、後鳥羽院政の特色であると考えられる。後白河院政期以前の、保元・平治の乱の際では、武士たちは摂関家などの貴族の繋がりなどからも乱に参加している場合が多く、⁽⁴³⁾ 一家に關しても一条能保は後藤基清などの諸大夫クラスの家人を

率いていた⁴⁴。しかしその後は、摂関家や院の政治的求心力が低下したことよって直接動員できる武士は減少していった⁴⁵。西園寺氏の家人の中には大江氏のような後醍醐院の北面を務める武的な家人がいたことが指摘されている⁴⁶、これは承久の乱後であるからこそ組織できたのであろう。そのような状況下でなお、尊長は自らの荘園から武者を組織⁴⁷、活動していたと考えられる。

更に尊長の暴力的側面を伺える史料として、『古今著聞集』巻第十二博奕の部が挙げられる。この話は、伊予国天竺冠者という者が靈験・法力を騙り横暴を重ねた挙句、親王を自称するに至った。この天竺冠者を捕らえた際に神泉院にて、賀茂社の権祢宜能久と相撲を取り能久があっけなく投げ飛ばされ、二位法印尊長が天竺冠者を殴打することでの場を収めたという話である。この説話について、杉橋隆夫⁴⁸氏は、能久が天竺冠者と武士の嗜みである相撲を行っていることから、能久が神職だけではなく武力的側面を担っていたと指摘している。この説話において、尊長が相撲をしていたという記述はないが、尊長はこの場において、直接的に暴力干渉をしていることから、尊長も暴力的な側面を担っていたことは明白である。更に言えば、尊長は、暴力沙汰の調停者という側面も見ることができ、中世において暴力的な悪僧は数多く存在するが、尊長もその

例に漏れず、軍事力を有している暴力的な僧であったといえるだろう。

もう一つの特徴として、尊長は寺社間の論争にも関わっていたと思われる。建保元年に尊長は水無瀬殿にいる後鳥羽院に使いを出しているが、この内容は日吉祭の神膳をめぐる日吉社神人と大津東浦の長者丸との争いについてであった。この内容をいち早く後鳥羽院に伝えることができた背景には、やはり、尊長が僧籍として日吉社とも関係があったからであると考えられる。また、尊長は延暦寺の山法師たちによって僧房を焼かれそうになったこともあった⁴⁹。この事実は尊長が寺社間の論争に関与していたため、山法師からの恨みを勝ってしまったからであろう。

このような尊長の働きは、院政期における院近臣として、どのように評価できるだろうか。後白河院においても僧籍を務める者は多く存在しているが、尊長と同じ役職である法勝寺執行を務めていた院近臣僧の静賢と比較してみよう。静賢は、鹿ヶ谷の陰謀で失脚した信西の息子であるが、それは静賢にとつてさほど大きなダメージには至らなかった⁵⁰。その後静賢は政界で活躍していくのだが、彼の主な活躍は文化面と政治面であった。治承・寿永の内乱では、後白河院の使者として清盛との間を奔走していた。以上のことを踏まえると、尊長は以前の院近臣僧よりも暴力的側面が強

いように思われる。しかしそれと同時に、静賢と同様に政治交渉を行っていたことも確かであろう。他の院近臣僧についても検討は必要であろうが、今回は検討が不十分であるため、これは今後の課題にしたい。

また、尊長の登場する史料において、幕府との関わりが管見の限り見あたらない。建保六年に一条家がそろって下向していた際も、尊長だけは京都にいたと考えられ、更に前章で院近臣であると評価した信能よりも尊長ははるかに後鳥羽院との関わりが深い。この理由については、尊長が単なる院近臣ではなく、僧籍であったことに関係すると考えられる。すなわち、鎌倉時代の初期においては、官位の高い僧は鎌倉にほとんど下向していないのである。これは、僧侶の官位昇進権を保持していたのが朝廷であったため、僧たちは出世のためには京都にいるほうが都合がよかったからである。このような理由から、尊長はあえて京都のみで活動していたのであり、鎌倉幕府と密接な関係を築く貴族が多い中で、後鳥羽院は尊長のような僧籍のものを自分の超側近として重宝したのだ。

第二節 尊長の所領

次に、尊長が活動基盤としていた所領について検討したい。尊長の所領を全て知ることは難しいが、その断片を知

ることができる史料として『華頂要略』に所収されている、「尊長所領讓状案」がある。少し長いが、全文を引用する。

尊長讓状案

進西山宮讓状載之也、彼状云、

進上私領所々事

- 一所 安國院以北大宮以西領房地堂并散在田畑等
 - 一所 東山圓城寺房地堂田畑山隣村北西領等
 - 一所 日吉社領下總白井庄
 - 一所 同社領信乃国浦野庄
 - 一所 尊勝寺領筑前國長淵庄事、加納上座郡、
 - 一所 攝津國頭陀寺《号「椋橋庄」》
 - 一所 近江國小椋庄
 - 一所 同國馬淵庄
 - 一所 蓮華王院領肥後國宇土庄
- 右、□□、謹以所讓進如件

承久三年六月十日 法印判

この所領一覧を見てみると、近江国の所領以外は自分が所持していた寺院の諸職から得た所領であると確認できる。またその範囲も、信濃国や下総国のような東国から九州の筑前国にまでわたっていることがわかる。また、尊長がこれらの所領を譲与した西山宮という人物は、後鳥羽院の皇子の道覚法親王であり、天台座主を務め、青蓮院門跡を継

承した人物である。尊長は、この道覚の乳父であった。⁵³ 道覚の母は尾張局という女房で、道覚を出産してまもなく亡くなってしまふ。『明月記』元久元年（一一〇四）十月十九日条では、「上皇御河湯。伝聞、女房尾張局（寵愛之内）、於「実快房」逝去、（憚）御所之間俄御幸云々」と書かれるほど、後鳥羽院は尾張局を寵愛していたらしく、その遺児である道覚の乳父を尊長に任せていることから、後鳥羽院の尊長に対する信頼が表れている。

さて、この所領譲状案の中に、摂津国棕橋庄という荘園がある。棕橋庄は、後鳥羽院の寵愛を受けた白拍子亀菊という人物も所領を持っており、承久の乱の発端となった荘園である。神崎川と猪名川の合流地点に位置していた棕橋庄は、古くから交通や商業の拠点となるような場所であり、諸権門の支配・領有関係が複雑に入り組んでいる場所であった。⁵⁵ 亀菊が所有していた棕橋庄は院領であると考えられるが、尊長のもつ頭陀寺領の頭陀寺とは、現在の京都市の鳴滝あたりにあった仁和寺の地主神とされる福王子神社内にあった頭陀寺である。亀菊が持つ棕橋庄と尊長のもつ棕橋庄では領家が異なっているが、後鳥羽院の寵姫と院近臣の二人がほぼ同じ場所に荘園を持っていたのは、この付近において後鳥羽院の支配力が強力であったことが伺える。

第三節 尊長と建永の法難

最後に、尊長が関与した事件の一つである建永の法難について検討したい。建永の法難とは、元久二年（一一〇五）から翌三年（建永元年）にかけて、興福寺は専修念仏を批判し、法然らの処罰を朝廷に訴えた。この時は処罰に至らなかったが、建永元年から翌二年にかけて、後鳥羽院の熊野御幸の留守中に女房達が法然門下の安楽・住蓮に帰依し密通に及んだことに後鳥羽院は激怒し、安楽・住蓮・性願を斬罪に処したという事件である。この事件については平雅行氏の研究に詳しく、専修念仏感についてや、九条兼実との関係から問題を論じている。また、坪井剛氏は興福寺による訴訟に注目して研究を行っている。更に、上横手雅敬氏の研究では、当時の貴族社会で死刑が行われる例がなかったことから、安楽・住蓮・性願の死刑は私刑であったと評価している。しかし、実際この私刑を行った人物について、候補として藤原秀能と尊長の名を候補としてあげているものの、特定には及んでいない。本節では、建永の法難において刑を執行した人物に注目して考察する。

処刑された三人の人物の出自については『拾遺古徳伝』に詳しいが、当時の記録や伝記の説を集めたものの多くは現存しないため、以降『拾遺古徳伝』内における『本伝和讃』『舜昌伝』『明義鈔』『秘伝鈔』の記述を紹介する際は、『拾

遺古徳伝』内に所収されているという説明を割愛する。性願は『拾遺古徳伝』に「姓末考」と見えるように、姓名が判明しない。住蓮は、伊勢国の住人の清原信國という人物である。その祖は清和源氏であり、興福寺の衆徒を務める一族であつた関係によつて法然上人の弟子になつた。安楽は外記を務める中原家の人物らしく、『舜昌伝』には「外記入道師秀之子」と出ているが、『尊卑分脈』では師秀の子の名前が見えないため、真偽は不明である。また、『本伝和讃』には白河院の北面の武士を務めた主馬の判官盛久の弟子であるとしているが、『明義鈔』には後白河院の北面に安部判官盛久とされている。しかし、『後白河院北面歴名』を見ると、安部盛久という名前は見えない。藤原盛久、紀盛久、安部盛亮という類似した名前は見られるため、このいずれかの人物と混同している可能性が高い。

この建永の法難の実刑に関する史料は乏しく、その様子を伝える主な史料は『歎異抄』『法然上人絵伝』『拾遺古徳伝』の三点である。以下では『拾遺古徳伝』内に書かれている記述から、それらを簡条書きで纏めた。

・『本伝和讃』によると、性願は尊長の沙汰によつて、竹田の辻から江州志賀にて誅せられた。安楽は六条河原において、永井忠綱によつて斬られた。住蓮は江州馬淵において佐々木吉實に誅せられた。

・『舜昌伝』によると、安楽を六条河原で誅し、住蓮を誅することなし。

・『明義鈔』によると、安楽、住蓮共に江州馬淵にて誅す。
・『秘伝鈔』によると、住蓮を馬淵にて誅し、安楽は沙汰なし。

『拾遺古徳伝』に登場した四つの史料に書かれていたとされる記述を見ると、性願については『本伝和讃』にしか記されていないものの、尊長の沙汰によつて近江国志賀において誅せられているとされる。住蓮については、近江国馬淵において誅せられたことが一貫している。安楽については、『明義鈔』でのみ近江国馬淵で誅せられたとされるが、『拾遺古徳伝』以外に、『法然上人絵伝』においても六条河原において藤原秀能によつて死刑が行われたとされていることから、六条河原で誅せられたと考えるべきであろう。総括すると性願は志賀、安楽が六条河原、住蓮が馬淵で処刑されたと考えられる。

ここで注目したいのが、住蓮が誅せられた場所である。

この近江国馬淵という場所は、前節で検討した「尊長所領讓状案」からわかるように、尊長の所領であつた。また、『本伝和讃』に登場した佐々木吉実について『拾遺古徳伝』は、「彼ノ所ニ住シ佐々木九郎吉實」と記述されており、馬淵荘の住人であつたことがわかる。

このことから住蓮の死刑実行については、尊長が後鳥羽院より死刑実行を命令され、自分の所領内に住人(家人である可能性も考えられる)である、佐々木吉実に住蓮を斬らせたと考えられる。先ほど述べたように、この三人の処刑は後鳥羽の私刑であったと指摘されているが、後鳥羽院の近臣僧である尊長が自分の所領内において刑を実行するというのは、私刑であることの裏付けになり、また、『拾遺古徳伝』の記述が事実であることを物語っている。

次に安楽の処刑について考える。安楽の処刑は実に仏教説話的であり、『法然上人絵伝』『舜昌伝』の二つに同じような話が載せられている。ここでは、『舜昌伝』の記述を引用する。

一 翌建永二年(承元ト改ム)二月九日住蓮安楽ヲ庭上ニ召サレテ罪科セラル、時安楽見有修行起慎毒方便破壊競生怨如此生盲闍提輩殷滅頓教永沈淪起過大地微塵劫未可得離三途身ノ文ヲ誦シケルニ逆鱗イヨ／＼盛ニシテ官人秀能ニ仰テ六条川原ニテ安楽ヲ死罪ニ行ハル、時奉行ノ官人ニ暇ヲ乞ヒ獨リ日没ノ禮讚ヲ行ズルニ密雲ソラニ充チケレバ諸人怪ミヲナス所ニ安楽申シケルハ念佛數百遍ノ後後十念ヲ唱シテ待テ斬ルベシトイヒテ乃至キラレケルニイヒツルニ違ハズ合掌亂レズシテ右ニ伏シケリ

この説話は、安楽が死刑直前に至っても誦經を行うという信仰心を評した仏教説話である。先ほど述べた通り、安楽の死刑は六条河原で行われたと考えられる。『本伝和讃』で安楽を斬ったとされる永井忠綱についての詳細は不明であるが、この説話で仰せを受けたと書かれている官人秀能は後白河院の北面・西面の武士であり、院近臣である。秀能は、平安後期から活動していた京武者とは違い、兄の秀康と共に後鳥羽院によつて新たに育成された京武者である。つまり、尊長と同様に後鳥羽院の近臣中の近臣であり、後鳥羽院に命令された安楽の死刑実行を、六条河原において実行したのである。このことをな踏まえるならば、安楽の死刑を実行した永井忠綱は秀能の部下にあたるような青侍であったのかもしれない。いづれにせよ、後鳥羽院の命を受けた秀能に安楽の処刑を命じられたことは確実であろう。性願については、近江国志賀で斬られたと考える他ないが、彼の死刑執行も尊長が行ったのであろう。尊長の所領讓状案はすべての尊長の所領を記しているとは考えにくい。ため、尊長が近江志賀にも所領を持っていた可能性はあるが、確かではない。

ここで問題となるのは、三人が別々の場所で斬られた理由についてである。『拾遺古徳伝』には、「案ズルニ住蓮出家シテ先キニ馬淵ニ庵室ヲ構ヘテ住セリト聞エ」と出てお

り、住蓮が馬淵に住んでいたからだと説明している。しかし、それだけでは根拠としては弱いだろう。後鳥羽院が尊長・秀能の二人に死刑執行を命じて、それぞれが別の、自分たちの本拠地で処刑を行ったのは、後鳥羽院はこの処刑を公にすることを憚ったからであろう。上横手氏が指摘するように、この処刑は内々に処理をされた。そのため、『明月記』や『愚管抄』にもその詳細は記されることはなかった。

以上のことより尊長は、後鳥羽院から汚れ仕事のようなものを頼まれた際に、それを内々で処理できるほどの能力と後鳥羽院からの信頼を持っていたことが言える。これは、後鳥羽院の院近臣僧としての暴力的側面ももちろん意味するが、尊長が後鳥羽院の抱えた案件処理を行うだけの手腕があったということも表していると言えるだろう。

おわりに

本論で明らかにしたことを整理しよう。

一章においては、能氏・信能・頼氏を中心に彼らの公武関係について考察を加えた。能氏、頼氏は主に鎌倉幕府との関係が深く、和田合戦・承久の乱の際に両者は京都・鎌倉間で情報伝達を行っていた。このように恒常的、もしくは有事の際に動くことのできるコネクションを能氏・頼氏

は有していたのである。

一方信能は、主に京都を拠点として活動していた。後鳥羽院の催しに積極的に参加している信能は、院近臣の一人として順調に官位を上げていたと考えられる。しかし、公武関係に不和が生じた翌建保六年の任左大将賀を機に、能氏・頼氏と共に鎌倉へ下向した。半年間の滞在の中で信能も北条家とも交流していたことが伺えるも、実朝の暗殺・三寅の下向問題が重なり、信能は帰京することになった。帰京後信能は鎌倉での功績によってか、公卿に昇進し、その後承久の乱を迎えた。

この一族における微妙な差異は、將軍家の血を直接引いているか否かによるものであり、血縁関係を持つ能氏・頼氏は院近臣としては活動せず、鎌倉との中立的な立場を保っていた。一方母親が違う信能は主に院近臣として後鳥羽に仕えていた。これは一族で役割を分担して活動していたと評価できるだろう。

二章では、一条家の中でも特異性の強い尊長が院近臣としてどのような役割を果していたか、また、尊長が関与したと考えられる「建永の法難」の実態について考察を加えた。

尊長の院近臣としての活動は正治元年頃からスタートしたと考えられ、かなり親密な関係を築いていたと考えられ

る。その中で尊長が果たした役割は、暴力的な部分や、論争の仲介等が挙げられ、以前の院近臣僧と比べて武力的な側面が強くなっていた。

また、「建永の法難」については、安楽・住蓮・性願の死刑については、史料の乏しさからその実態について論じた研究はなかった。しかし、『拾遺古徳伝』では当時の説話を集めて記録されており、それによると、六条河原、近江国馬淵において、藤原秀能と尊長がそれぞれが死刑の執行を行っていたことが見えてきた。また、尊長はその際、自分の所領である近江国馬淵を領地していたとされる佐々木吉実に命じ、死刑を実行していた。このことは、尊長が自分のもつ所領の住人を従えていたことを表しており、特に近江国馬淵が尊長のもつ個人的な所領であったことが伺える。そしてそれは、尊長が後鳥羽院の個人的な命令であり、二人の関係の深さを表しているのはもちろん、尊長が死刑を執行できるだけの能力を有していたと考えることができる。

後鳥羽院政期は、鎌倉幕府の成立や京武者の再編成等、以前の後白河院政期とは前提となる政治状況が大きく異なっていた。そのような中で、京都の一つの貴族の一族がどのように存続を計ろうとしていたかについて、微力ながら解明を行った。今後は、このような公武関係を築いてい

た一条家が、承久の乱内でのようにして張本の役割を果たしていたか、また、その後の一条家が衰退していく様子についても考えていきたい。

注

- (1) 佐伯智広「一条能保と鎌倉初期公武関係」『古代文化』五八、二〇〇六年。
- (2) 長村祥知「中世前期の在京武力と公武権力」『日本史研究』六六六、二〇一八年。
- (3) 美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」『院政の研究』臨川書店、一九九六年、初出一九八四年等。
- (4) 上横手雅敬「鎌倉幕府と撰閑家」『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年等。
- (5) 三左衛門事件については、河内祥輔「朝廷再建運動と朝廷・幕府体制の成立」『日本中世の朝廷・幕府体制』、吉川弘文館、二〇〇七年、塩原浩「三左衛門事件と一条家」『立命館文學』六二四、二〇一二年、曾我部愛「嘉禄寛喜年間の神護寺復興事業と後高倉王家」『年報中世史研究』四〇、二〇一五年等に詳しい。
- (6) 塩原浩「頼宗公孫一条家の消息」(中野栄夫編『日本中世の政治と社会』、吉川弘文館、二〇〇三年)。
- (7) 『吾妻鏡』によると能氏は乱後に順徳院の佐渡配流に供奉(承久三年七月二十日条)しているが、『尊卑分脈』では承久三年に梟首されたとしている。しかし、慈光寺本『承久記』では、梟首されたのは能氏ではなく能継とされており

り、真実は不明である。

- (8) 和田合戦については、石井進『鎌倉武士の実像』(平凡社、一九八七年)、松島周一「和田合戦の展開と鎌倉幕府の権力状況」『日本歴史』五二五、一九九一年、坂井孝一「源実朝」(講談社、二〇一四年)、山本みなみ「和田合戦再考」『古代文化』六八、二〇一六年)等に詳しい。
- (9) 『吾妻鏡』建暦三年正月二六日条、『明月記』同年五月九日条。
- (10) 『吾妻鏡』建保元年五月三日条。
- (11) 塩原(前掲 注6)。
- (12) 『公卿補任』承久二年、藤原信能。
- (13) 塩原(前掲 注6)。
- (14) 「建久七年の政変」については、赤松俊秀「頼朝とその娘——愚管抄」の一節(『史学雑誌』七三、一九六四年)、杉橋隆夫「鎌倉初期の公武関係——建久年間を中心に——」(『史林』五四、一九七一年)等に詳しい。
- (15) 杉橋隆夫(前掲 注14)。
- (16) 『公卿補任』(前掲 注12)。
- (17) 上横手雅敬「承久の乱の諸前提」(『中世政治史研究』、塙書房、一九七〇年)。
- (18) 美川圭『院政』(中央公論社、二〇〇六年)。
- (19) 美川圭(前掲 注18)。
- (20) 『吾妻鏡』建保六年六月二七日条、『吾妻鏡』承久元年正月二七日条。
- (21) 『鎌倉遺文』二六九八、第四卷四一六〜四一八頁、『門葉記』。
- (22) 『大日本史料』第四編、一〇三、一〇四頁、『仁和寺日次記』。
- (23) 『公卿補任』(前掲 注12)。
- (24) 塩原(前掲 注6)。
- (25) 佐伯(前掲 注1)。
- (26) 『吾妻鏡』承久三年五月一九日条。
- (27) 上横手(前掲 注4)。
- (28) 上横手(前掲 注4)。
- (29) 塩原(前掲 注6)。
- (30) 『尊卑分脈』第一篇二五九頁〜二六〇頁、『公卿補任』嘉禎二年、藤原頼氏。
- (31) 『尊卑分脈』(前掲 注30)。
- (32) 龍巖『鎌倉時代』(春秋社、一九五七年)、村山修一「藤原定家」(吉川弘文館一九六二年)等。
- (33) 檀道雄「二位法印尊長と院政——院政時代における院近臣僧の変容」(『院近臣の研究』、続群書類従完成会、二〇〇一年)。
- (34) 榎(前掲 注33)。
- (35) 『明月記』正治二年十一月二七日条。
- (36) 『明月記』承元二年四月二三日、二七日条。
- (37) 榎(前掲 注33)。
- (38) 『明月記』建暦二年十二月二八日条。
- (39) 『明月記』建保元年十二月二五日条。
- (40) 『明月記』正治二年七月二十日条。
- (41) 榎(前掲 注33)。
- (42) 『大日本史料』第四編、一〇二頁、『華頂要略』。

- (43) 元木泰雄『河内源氏』（中公新書、二〇一一年）。
- (44) 『愚管抄』 卷第六。
- (45) 元木泰雄『保元・平治の乱を読みなおす』（日本放送出版協会、二〇〇四）。
- (46) 山岡暲「鎌倉時代の公家政権と下級官人―西園寺家を中心に―」（『古代文化』六八、二〇一六年）。
- (47) 榎（前掲）注33。
- (48) 杉橋隆夫「承久の兵乱と上賀茂社」（大山喬平監修 石川登志雄・宇野日出生・地主智彦編『上賀茂のもり・やしろ・まつり』、思文閣出版、二〇〇六年）。
- (49) 『後鳥羽院宸記』建保元年四月十四日条。
- (50) 『明月記』建保元年八月六日条。
- (51) 木村真美子「少納言入道信西の一族―僧籍の子息たち」（『史論』四五、一九九二年）。
- (52) 平雅行「鎌倉における顕密仏教の展開」（『鎌倉幕府の顕密寺社政策についての基礎的研究』科学研究費補助金基礎研究C（2）研究成果報告書、二〇〇一年）。
- (53) 『大日本史料』第五編之三、八四七、八四八頁、『華頂要略』。
- (54) この莊園が亀菊のものであったかどうかについては、小山靖憲「棕橋荘と承久の乱」（『市史研究とよなか』第一号、一九九一）の中で疑問を呈しているが、未だ確証はないため、ここでは所領を持っていたという『新修 豊中市史』通史1（二〇〇九年）の説をとる。
- (55) 『新修 豊中市史』通史1、二〇〇九年。
- (56) 平雅行「建永の法難について」（『日本中世の社会と仏教』、塙書房、一九九二年、初出一九八五年）。
- (57) 平雅行「建永の法難と九条兼実」（今井雅晴先生古稀記念論文集編集委員会編『中世文化と浄土真宗』、思文閣出版、二〇一二年）。
- (58) 坪井剛「建永の法難」事件再考―訴訟過程の検討を中心として」（『古代文化』六六、二〇一四年）。
- (59) 上横手雅敬「建永の法難」について」（『鎌倉時代の権力と制度』、思文閣出版、二〇〇八年）。
- (60) 『拾遺古徳伝』。
- (61) 小松茂美「右兵衛尉平朝臣重康はいた―後白河院北面歴名の出現―」（『小松茂美著作集20 古写経研究二・三筆三跡』、旺文社、一九九八年、初出一九八九年）。
- (62) 長村祥知「後鳥羽院政期の在京武士と院権力―西面再考―」（『中世公武権力と承久の乱』、吉川弘文館、二〇一五年、初出二〇〇八年）。

興福寺寺辺新制の考察

中田 ほか

はじめに

新制とは、宣言の形をとって⁽¹⁾発布される法律のことである。その時世に応じて発布されたものであるから、今日でいうところの国家の根本法である憲法というよりは、法案や条例に近い存在であったといえるだろう。新制の歴史は長く、発布主体に変化が見られても、平安時代末から南北朝時代まで発布されていたことが確認できる。⁽²⁾その内容は、朝政上弊害と考えられた事柄に対して、その革正、改定を定め、あるいは伝統的規定を遵守させようとするものであった。このような公家新制に倣って、寺院が自ら発布したものに「寺院新制」、「寺辺新制」があり、治承五年（一一八一）⁽³⁾六月の興福寺寺辺新制が最初のもので紹介されている。後述するが、公家新制に比べ寺辺新制の研究は進んでいないといえる。加えて、筆者が中世寺院に深い興味を寄せていることから、本稿では、興福寺関係の三つの寺辺新制を中心に以下のことを考察していきたい。まず、寺辺新制の条文に着目し、各規定内容を確認した

い。この作業から、各寺辺新制の特色および発布意図を検討するとともに、その変遷に考察を加えたい。次に、各寺辺新制の直近に発布された公家新制に焦点を当て、寺辺新制との対応関係を検討する。また、公家新制において重視された「過差禁止」の条項が、寺辺新制にも見られるのか、どのような意味合いと重要度があったのかを推測したい。さらに、取り上げる公家新制の変遷を検討しつつ、公家新制との比較を通して寺辺新制の特質を考察したい。最後に、当時の興福寺が朝廷や社会にとってどのような存在であったのか、公家新制の条文の分析から推定したい。加えて、寺辺新制自体の役割を考察するとともに、寺辺新制および公家新制の規定条文から当時の興福寺を取り巻く社会状況を考察していきたい。

第一章 新制の先行研究

⁽⁴⁾新制研究の出発点となるのは、三浦周行氏の「新制の研究」である。三浦氏は、新制を古文書の分類としては宣言

に属し、「後世に於いては、専ら衣服調度等の奢侈（過差）に流るゝを禁ずる一種の儉約令を指すものであるとするも、「必ずしも此一事に局限せられしにあらず」と定義し、新制を平安時代・鎌倉時代前期・鎌倉時代後期から南北朝時代の三つに時期区分し、各新制の条文を復元・検討された。新制の文書様式や儉約令にも注目され、鎌倉幕府との関わりについても公家新制の与える影響について指摘された。三浦氏の研究により、新制が發布された時期や回数を見出すことができるとともに、その条文内容を窺い知ることが可能になった。しかしながら、個々の新制の条文における考察に留まっており、新制の位置付けや全体像に対して言及されていない。といっても、三浦氏の新制研究が今日の新制研究を可能にしているといっても過言ではなく、本稿でも三浦氏の発見・復元した新制条文をもとに研究を進めた。

三浦氏の論文を継承し、発展させたのが水戸部正男氏の『公家新制の研究』⁶⁾である。水戸部氏は発布形式やその内容から「新制」の定義を再考された。三浦氏の新制の定義とあまり大差は見られないが、新制の一特色として、天皇の強い意志を新制の法源とし、禁制法的性格の強いものであると述べられた。新制という呼称に反して、「新制≠新しい禁制法」というわけではなく、むしろ新制には古い格

や令の規定を引用することが多く、それらを模範として旧令を遵守させようとしていたことを水戸部氏は鋭く指摘されている。三浦氏も、新制は格に相当するものであるとの見解を示されている。新しい時代に古い時代の法をそのまま適用させようとしたため、時代的变化が全く考慮されていない内容が多かったとされている。そのため、社会の実情とはかけ離れた空虚な法が存在し、その実施にも困難が伴ったと考察された。新制のこのような特徴から、尚古主義が垣間見えると述べられた。また、新制は限られた社会の、限られた身分を対象とする禁制法であり、それはつまり、非常に限定された法であることも言及された。この背景には、律令に基づく身分的差別観が存在するとし、新制および公家社会における律令の重要度が推し量られる。

水戸部氏は公家新制の条文をさらに収集、年代順に配列し公家新制同士の前後の継承関係を指摘された。これにより、新制の特徴および変化を考察された。一つの特徴として、時代を下るごとに新制の内容は具体的になるという大変興味深い変化について言及されており、本稿の考察において不可欠な指摘である。加えて、水戸部氏は、各新制や条文が成立するに至った社会背景を推定された。新制の社会的効果も検討したが、確かめることはできなかったとしている。

徳政としての公家新制に着目し、従来の新制の定義に検討を加えたのが、稲葉伸道氏の「新制の研究―徳政との関連を中心に―」⁸⁾である。稲葉氏は、網野善彦氏⁹⁾が政治史と絡めて徳政と公家新制の関連を指摘した視点を継承され、天災と徳政の關係に着目し、新制と呼ばれる法令について、発布の契機、発布手続、伝達施行、発布者の主に四点について考察された。「天人相関説」¹⁰⁾を思想的背景に、一二世紀初めごろから天災などを契機に徳政の一環として公家新制が出されることを明らかにされ、公家新制の発布契機と条文内容から、公家新制の持つ徳政的側面を指摘された。天災を受け徳政の必要性が生じた際に、徳政の一つとして発布される公家新制においては、「過差禁止」の条項の比重を重視していると考察されている。稲葉氏の指摘は、徳政と新制の関連性について検討していく上で非常に重要である。稲葉氏は、他にも、新制には国家統治の法と朝廷内の内部規律の法の二面性があること¹¹⁾、新制の発布過程に天皇の意向が重要であることを再確認され、鎌倉時代の新制発布の主体が権力者の推移に伴い、鎌倉将軍から北条氏得宗に移ることも推定された。

朝廷および幕府が発布したそれぞれの新制を取り上げ、検討されたのが佐々木文昭氏の『中世公武新制の研究』¹²⁾である。朝廷発布の公家新制について、平安時代中期から南

北朝にかけて時代順に考察し、その概観を明確化された。

また、稲葉氏の研究を前提に、平安時代中期・後期の公家新制において主たる条項を占めた「過差」に関して、条文以外の関係史料に着目されたことは非常に興味深い¹³⁾。佐々木氏が過差に焦点を絞られたことにより、時代を下るにつれ、公家新制条文における「過差」の比重が低くなっていることが確認できた。新制条文の歴史的意義、および徳政としての公家新制について考察されたことから、徳政において、「過差禁止」がいかに重要な条項であったのか、要するに、徳政と過差が密接に関わることを再確認できた。

これまで述べてきたように、新制に関する先行研究は公家新制を中心とするものが多数を占め、研究者の新制に対する関心の多くは、平安末・鎌倉初期の新制と政治史との関連、もしくは新制と徳政との関連である。

寺辺新制については稲葉氏の研究が挙げられる¹⁴⁾。興福寺に現存する寺辺新制個々の条文に検討を加えられ、公家新制との対応関係、公家新制の発布から寺辺新制定までの過程を追及された。稲葉氏の研究から、各々の寺辺新制の条文内容と特徴を把握することが可能となった。

第二章 興福寺寺辺新制と公家新制

第一節 寺辺新制の特質

本節では、I 治承五年（一一八一）六月興福寺寺辺新制、II 嘉祿二年（一二二六）南都新制、III 弘長三年（一二二六）十月一七日太政官牒の三つの興福寺寺辺新制に着目し、新制の条文内容を検討し、各新制の特徴を掴むことにする。以後便宜上、各新制を寺辺新制I・II・IIIとし、今回はこの三回の寺辺新制について考察することとする。

(I) 寺辺新制I

治承五年（一一八一）六月の興福寺寺辺新制（『平安遺文』三九六八号）を水戸部氏は寺辺新制最初のものとして紹介している。別当信円以下五六名の大法師僧が署名するこの寺辺新制は、「寺辺新制事」で始まり、学衆を対象とする三条条、禪衆を対象とする五方条の計八カ条で構成されている。この学衆・禪衆という区分は、興福寺だけでなく、南都系の寺院に共通に見られる¹⁶⁾。

条文の内容は、過差の禁止に関するもので、所従の員数や着衣の規定、華美な衣服の禁止、身分による乗物の規定、東西の金堂で行われる修二会の造花の規定、若宮田楽に使用される装束支給の停止、中童子・法師原の服装の規定であった。身分に応じて服装や従者の数、従者の服装の色や

装束について非常に細かく規定されていることが分かる。

特に身分の低い僧への規定が細かく、これらの規定の主眼が、身分の違いによる差別化であることは間違いないだろう。しかし、単に身分に限らず、条件付きの規定が存在することも興味深い。例えば、第三条の「乗物事」では、

於_レ僧綱已講_レ者、車輿等常時聽_レ之、但雖_レ僧綱、於_レ寺中者不_レ可_レ乘_レ屋形輿、成業五師可_レ禁止乗物、但着_レ法服出仕之時、並七十已上人者乗否可_レ随意、於_レ華族成業並君達_レ者、着_レ法服鈍色等_レ交衆時者、乗物可_レ有_レ心、但於_レ寺中_レ者、不_レ可_レ乘_レ輿、

とあり、寺中では屋形輿や輿に乗ることを禁じるという場所による規定、普段乗物に乗ることを禁じられている身分の者も、法服を着て出仕する際や七十歳以上である場合や、法服・鈍色を着て衆と交わる際は乗物に乗ることを許すという場面による規定が見られた。今日の条約と同じように、さまざまな人、場所、場面等を想定して作成されている。

修二会の造花や若宮田楽のこと、中童子・法師原についての規定が禪衆にあるのは、これらが禪衆の勤めるべきことに含まれていたからだと考えられる。学衆と禪衆の内容を比較すると、禪衆には乗物の規定がないこと、衣服に関する規定では学衆は「華美な服装を着る風潮を停止」するのに対し、禪衆は「華美な服装の禁止」となっていること

などから、学衆と禪衆の身分の差に対する意識が窺える。また、同じ学衆内の身分であっても、「成業」、「君達」とあることから、寺院に入った後も俗世での出身が関係していることが分かる。

新制の最初に「任二公家新制」とあることから、前年までの公家新制を受けて作成されたものであると考えられている⁽¹⁸⁾。しかし、その内容に興福寺独自の修二会の造花や若宮祭についての規定があることから、公家新制をそのまま適用したのではなく、寺院独自の規定が盛り込まれていることが指摘される⁽¹⁹⁾。本令が發布されたのは、興福寺が平重衡による南都焼き討ちを受けてからわずか半年後のことで、新制の効力に期待するものではなく、發布すること自体に意義があったという指摘もある⁽²⁰⁾。確かに、興福寺に未曾有の被害をもたらした南都焼き討ちからの復興の意味を込め、寺迎新制Ⅰの有効性は期待されなかったかもしれない。しかし、とにかく発布することだけに囚われるものではなかったと考える。

そこで本令中の三つの部分に注目した。条文内容からの推定に留まることをご容赦いただきたい。一つ目は、本令を形成している「過差」に関する条項である。本令の「過差」の条項には、二つの意味合いがあると考えた。本来「過差」には、分不相応な贅沢、分に過ぎたことという意味

があるのだが、前者に注目すると「儉約」、後者であると「徳政」の意味合いには取れないだろうか。寺院の大部分が焼失するという興福寺の非常事態に、贅沢が許されるとは考えにくい。ましてや身分や地位など、度を越した必要以上の贅沢は、尚更許されなかっただろう。また、興福寺の一大事に際して、贅沢をすること自体が相応しくないと考えられても違和感はない。大惨事に見舞われた時に、質素に過ごそうとする意識は、現代であると理解できる感覚であり、これが「儉約」へと繋がったとも考えられよう。「徳政」という意味合いであると、南都焼き討ちの原因が、分に過ぎたことにあるとし、それを反省しているといえる。そして同時に、興福寺の復興、つまり再出発に際して南都焼き討ちまでの状態を刷新し、新秩序の構築を図ったと考えた。「過差」のもつ儉約と徳政という二面性は、本令以外でも確認できる重要な側面である。ここでは、大惨事の後ということを考慮して、儉約の意味合いにも留意しておきたい。

二つ目は、第六条「東西金堂修二月造花等過差事」という規定である。これは先にも見たように、修二会の際の造花など荘厳具の過差を規制したもののだが、修二会の会場となる東西金堂の修復が完了していない状態で、荘厳具の過差を取り上げるのにはどのような意味があるのであ

うか。両金堂の再建は養和二年（一一八一）七月二十三日
に手斧始め、同年八月十六日に上棟を終えたとされている。⁽²¹⁾
また、『玉葉』元暦二年（一一八五）六月二十九日条から、
この時までには東金堂の再建は終了していたことが確認でき
る。西金堂についても『興福寺流記』より、元暦元年十二
月二十二日に、十一面観音像を火難から守るために安置し
たとの記録がある。ここから、東西金堂は同時に着手し、
同じ頃に再建されたと考えられる。つまり、元暦元年十二
月二十二日以前から元暦二年六月頃の間には両金堂の再建は
完了したと考えられるのである。よって、本令が発布され
た治承五年（一一八一）六月には両金堂は再建中であり、
第六条は再建完了を見越して規定されたものであったと考
えられる。寺辺新制Ⅰの条文内で規定することによつて、
東西金堂復興の目標地点を示すという捉え方もできる。し
かし、再建完了を見越して規定された本条項は、裏を返せ
ば、再建が完了するまでに、荘厳具の過差禁止を遂行する
必要が生じるのである。これから先、将来のある特定のこ
とを想定して作られていることから、寺辺新制Ⅰの効力に
ある程度の期待が寄せられないと盛り込まれないと考察し
た。

三つ目は、条文の結として書かれた文言である。そこに
は「右、於背_レ此新制_一之輩者、永除_レ帳擯出、兼可_レ追_レ却

國中之_一、議定既畢之状、如_レ件_一とあり、寺辺新制Ⅰに背
いた者は、寺院から追放するだけでなく、大和国内への立
ち入りを禁止するという厳しい処罰規定が設けられていた。
実際にここに書かれた処罰が適応されたのかを確認するこ
とはできないが、この一文言の有無によつて本令の緊張度
は高まるのではないかと推測した。規定通りの処罰が行わ
れたのであれば、単なる脅し文句に留まらず、実行に移さ
れる規定であることを対象者に再認識させるとともに、違
反者を追放することで、違反者とならない者の峻別を図
り、内部の秩序を守ろうとしたことが考えられる。

（Ⅱ）寺辺新制Ⅱ

次に、嘉祿二年（一二二六）南都新制⁽²²⁾について考察する。
本令は、嘉祿二年正月日の「南都新制条々」で始まる寺辺
新制で、正文である。別当前権僧正法印大和尚位（範円）、
権別当法印権大僧都（円玄）が上段に署判し、三綱八名・
五師五名が下段に署判している。寺辺新制Ⅰのように対象
者は学衆・禪衆と分けられていない。また、「元久新制云」
と始まり、元久新制の規定内容を述べた後に本令との関連
について述べている。元久新制や今制⁽²³⁾を引用している箇所
が多いが、本令において新たに定められた条項も見られる。
全十一カ条で構成されており、その内容は、過差に関す

ることが大部分を占めている²⁵⁾。寺迎新制Ⅰに登場した僧の身分が、本令ではさらに細分化されており、それに対応して規定内容が非常に細かく記されている。過差に関する条文で寺迎新制Ⅰと類似する条文は五つあり、順次見ていくこととする。

第一条「所従事」において、「法服之時」、「鈍色之時」、「有堂上之役時」というように条件に応じて規定内容が変化していることは、寺迎新制Ⅰと同じである。本条項には「笠差之役人」という、寺迎新制Ⅰでは見られなかった職務を持つ人が登場している。第二条では「乗物事」についての規定がある。寺迎新制Ⅱでは、輿に乗るか否かの条件を「晴出仕」、「褻出仕」と表現し規定している。寺中における僧綱以下の輿への乗車は、ここでも禁じられている。新たに見られる規定としては、「都不可乗屋形輿」とあるように、僧綱以下の身分にあたる全ての僧が、屋形輿を使用することを禁止した条項である。

また、已講・成業に対しての規定に、寺迎新制Ⅰと比較して変化が見られる。本条項中に「已講・成業等若小之人、好不_レ可_レ乗輿、但…(後略)」とあり、年の若い已講・成業が晴出仕の際や病氣以外で輿に乗ることを制限している。寺迎新制Ⅰにおいて、已講は僧綱と同じく寺中以外の輿の使用を常に認められていたが、本条項では一部の已講が許

されていない。僧綱とは異なる規定がなされており、僧綱と並んで規定されていた所を、本条項では成業と並んでなされている。一方成業は、寺迎新制Ⅰにおいては五師と並び、基本的には乗物を禁止されていたが、本条項では一部の成業が輿の使用を認められている。ここから、已講と成業の地位に何らかの変化が生じたことが推測できる。「若少乃人」に着目すると、「縦雖_レ為僧綱、(中略) 参社等之時、常可_レ為_二步行、是皆為_二旧例_一之故也」とあり、僧綱という身分であっても、社には徒歩で参ることが古くからの慣わしであるとしている。この後も、僧の身分に応じた乗物の差別化が図られているが、それに加えて輿の装飾の華美を停止についての規定がある。これは寺迎新制Ⅰには見られなかった条項であるが、僧の身分を基準に装飾の過差を禁じている点は、他の条項と同じである。

第三条「衣服事」では、僧の身分ごと、条件ごとの衣服の制限が定められている。寺迎新制Ⅰ以上にかなり詳細に記されており、装束の種類やその生地についての記述も少なくない。第五条「東西金堂修正修二月造花過差事」では、寺迎新制Ⅰに定められていた造花を丁寧に行うこと、御供である造花や、燈呂を置いたための台である地盤に関する規定をはじめとして、糸の色、木花・草花や人形の種類や大きさ、屋形の大きさについても非常に細かく定められてお

り、「次」という言葉を用いて順に述べられている。また、両堂の兼勤を禁じる規定、小持仏堂における規定も見られ、内容が豊富になるとともに規定範囲が広がりを見せている。第八条「若宮祭間事」でも、寺辺新制Ⅰで規定されていた田楽装束の過差の禁止、寺からの装束支給の停止以外のことが記されていた。田楽装束の過差の禁止に加え、酒肴、馬長の服装の過差禁止である。第七条と同じく、寺辺新制Ⅰよりも規制の対象が拡大していたことが本条項からも看取される。

寺辺新制Ⅱに新たに見られる規定は、靴物事、新堂童子事、夜荘嚴事、維摩会延年事、学侶世俗過差事、五節台事の六つである。これらは南都系の寺院の行事や運営に関わることであり、独自に作成されたことが予想される。これらを個別に見ていくことにする。

第四条は「靴物事」である。靴の種類および使用に関する規定である。裏書部分に注目すると、学衆の一身分とされる「非円堂」²⁶⁾では使用可能な靴が禪衆では禁止されている。ここにも身分による差別化が窺える。第六条「新堂童子事」では、寺における生活についての規定が見られる。酒宴の禁止、迎えに関するきまり、洗髪のことについてである。僧の生活に密着しており、乱れた生活を正し、昔から存在する決まりを遵守させようとしていることが考えら

れる。

第七条は「夜荘嚴事」である。夜荘嚴に携わる人数や使用する物に対しての規定が見られる。そして、各々の身分に応じた役職について定められ、その職務を正しく全うさせることを促している。ここでも「次」の言葉を繋ぎとして、「神官等」「堪_二勤仕_一之輩」についても規定がある。「神官等」には、荘嚴役となる前に噂話などをもって暗に札を送ることを禁止し、「堪_二勤仕_一之輩」には、荘嚴役をきちんと行うこと、違反した場合は厳しく当たることが述べられている。

第九条「維摩会延年事」では、延年舞を長期間停止することを定めたものである。ここに、公請に応じない僧には二種類あり、片方は寺の執務を行うことに追われ暇のない僧、もう片方はいくつかの庄園を管領する僧がいると記している。後者は本来、寺院や僧の務めるべき事柄から外れたことに従事する、悪僧等を暗喩したのではなからうか。彼らに対して以前に定められた規則を遵守することを求めている。しかし、延年舞に携わる人については、衆徒が評定すると述べられている。第十条は「学侶世俗過分事」である。学侶が儀式や行事などで必要以上の手間を取られ、それによって修学を怠ることを禁止したものである。学侶の本分が修学の道であり、修学が手落ちとなることに対す

る厳しさも垣間見える。十一條は「五節台事」であり、五節台の過差を禁じた条項である。寺辺新制Ⅱのうちでは最も簡潔な条項であり、「元久新制」「今制」もこれと同じであることが述べられている。

本令の末尾に目を向けると、「尤可守^三勅制而已」という文言とともに、本令に背いた際の罰則規定について書かれており、元久新制の罪科に任せるとしている。末尾において、寺辺新制Ⅰに記載のない内容は二つある。一つ目は、起請に背きなおも華美を好む者には、華美なことに多少なりとも関わることの可能な仕事を与えるように記したものである。過差の禁やそれに対する過去の経験を受け、過差・華美に対しての妥協策であると考えられる。二つ目は、定められた処罰を確実にを行うことを催促したものである。処罰を規定するに留まり、それを実行に移すことができているとしていないとしている。そのため、人々は恐れることなく世間にも憚りがないとし、今回こそ勅制の遵守を促している。処罰を確実に行っていくにあたり、満寺（＝興福寺）等に広く知らせ、定められた罪科を加えるよう規定されている。そしてその規定は、衆議によって決定したと書かれている。

寺辺新制Ⅰと比較すると、規定内容がより詳細になり、その対象範囲が拡大していることが分かる。また、各条項

の内容は確かに過差に関する規定であるが、単に過差を禁じるものではなく、旧令あるいは本令を遵守させようとしたもの、僧の職務や役割を遂行することを求めるものであった。さらに、本令では、これらの条項を規定するに至った理由や当時の状況が述べられていることに関心を抱いた。寺辺新制Ⅱには、寺辺新制Ⅰで見られなかった三綱・衆徒という身分がここで見られる。このことから、三綱・衆徒等の勢力が強まった、あるいはこれらの身分を規制する必要が生じたことが考えられる²⁷⁾。

また、本条項は、「元久新制云」、「今制云」、「文治年中八カ条起請」（第七条中）、「治承、建久両代之起請」（第八条中）との文言があり、起請文を確認することはできないが、先代に出された規定を意識していることが考えられる。本令が先代の公家新制や寺辺新制、起請文に倣い、それらを遵守しようとした姿勢が特に強く窺える。さらに、本令には第一条・四条・十一条に「重衆徒僉議云」と始まる裏書があり、この法の制定者が衆徒僉議であることを示しており、この衆徒を稲葉氏は、「別当・三綱・五師を含む学侶を中心とする大衆集団」ではないかと推測している²⁸⁾。

Ⅲ 寺辺新制Ⅲ

最後に弘長三年（一二六三）十月十七日太政官牒の考察²⁹⁾

に移る。この太政官牒は、現在に伝わる興福寺宛の太政官牒の写本として稲葉氏が紹介している。³⁰⁾また稲葉氏は、この太政官牒は厳密には公家新制と寺辺新制の中間に位置するものとしているが、それを踏まえた上で考察に入りたい。

寺辺新制Ⅲは全十六カ条で構成され、本令も対象者は学衆・禅衆のように分けられてはいない。各条文内容を順次に見ていくこととする。第一条は「応興行法相並律宗事」であり、法相宗と律宗を興隆するよう定めたものである。

第二条は「応補任浄行仁当寺正権別当並僧正事」では、南都六宗の諸大寺の長官と僧正には、戒を守り清浄な行いをする者を任命するよう規定されている。第三条「応撰其器維摩会講師事」では、維摩会の講師となる僧の任命には権威に任せてではなく、学僧として実績を積んだ者を選ぶことが定められている。興福寺維摩会は、宮中御齋会、薬師寺最勝会と合わせて三会、もしくは南都三会と称され、その講師の職は僧綱昇進の登竜門となるものであった。³²⁾興福寺にとっても、またその寺僧にとっても非常に重要な法会であった。

第四条「応令七大寺別当専興隆事」では、興福寺僧で七大寺別当となった者はその寺院の興隆に努めなければならないとし、具体的な事柄を指して述べられている。現状として、寺領の封戸が廃れ権門勢家の庄園となり、住持

の僧が去ったことで堂舎は破損し、加えて寺中の境内が耕作され、田畑化されている等の荒れ果てた七大寺の様子を伝えている。この状況を改善するために、別当等に申し寺域を確定する垣や塀の修復し、再度寺域を定め耕作を停止することを求めた。さらに、この改善策を指揮する別当についても、本条項には興味深い記載がある。近頃の別当は、修学者よりも悪党が任命される傾向にあるとして、その現狀に警鐘を鳴らしている。以後、悪党を登用せず、別当としての職務を全うできていない者がいれば、別当を選び直すことが定められている。

第五条「応停止七大寺以下諸寺別当売買其寺領事」では、興福寺僧が寺領を売買することを禁止したものである。東大寺以外の有力寺院は興福寺の末寺となり、別当には興福寺の寺僧が補任されていたことから、寺領を売買していたのは興福寺僧であったと考えられる。本来別当は、寺の修復に努める役職であり、それは公家法や格にも規定されていると改めてここで示すとともに、寺領売買の停止を求めている。第六条では「応停止諸院家領沽却事」とあり、院主による院家領売却の停止を求めたもので、売買に携わった両者共に罪科を科すことを定めている。処罰についての規定がなされているのは本条項のみである。

第七条「応停止通世別願輩世事口入事」では、本来

のあるべき姿とは異なる僧が俗事に干渉することの停止を求めたものである。第八条は「レ應^レ禁^二断大和國中殺生^一事」とあり、興福寺が支配している土地における殺生を禁止し、第九条「レ應^レ停^二止酒宴^一事」では、酒宴の開催を禁止している。単独で飲酒しても問題が生じるのに、集団で飲酒をすれば尚更であると抑揚を用いた表現がなされている。

第十条「レ應^レ停^二止權威仁押^一領甲乙人所帶^二事^一」では、權威ある人がさまざまな人の土地を押領することの停止を定めている。第十一条「レ應^レ停^二止寺門飼^一鴨事」では寺院で鴨等の鳥類を飼うことの停止を定めている。本条項でも、在家で制限しているのならば出家者は言うまでもない、生活上役に立たない鳥類は言うまでもないと抑揚形でもって制限されている。

第十二条は「レ應^レ禁^二誠寺社御願供料不法^一事」とあり、朝廷や藤原氏の氏長者が願主となる法会の供料の不当な扱いを禁じ戒めたものである。不当な状況を述べ、禁誡することに加え、その行いを正すこと、抵抗する者がいた場合の対処について規定されている。³⁴第十三条「レ應^レ不^二毎^一年退轉^二勤行^一別当坊三十講事」では、別当坊三十講という法会の務めを毎年忘ることなく勤行することを定めている。ここでも、別当の職務についての記述があり、その要である仏

法興隆の計らいが近年はなされておらず、それに関連して本条項を定めたとしている。

第十四条「レ應^レ停^二止神人寄人加増^一事」においては、定員人数を差し置き、神人や寄人をむやみに増やしていくことを停止しようとしている。神人や寄人はある種の特権の身分であり、それによって神事・仏事の役を逃れることを防ごうとしたものである。第十五条は「レ應^レ不^二論^一權門充^二催夜莊嚴頭^一事」とあり、領主の地位や権力に構わず、大和国に居住する者に対し、一律の平均役として夜莊嚴頭という役職を与えるよう定めたものである。寺迎新制Ⅱと関連する条項であり、「夜莊嚴役」の負担の大きさを窺うことができる。最後に第十六条「レ應^レ停^二止衣裳等過差^一事」では、分に過ぎた贅沢な衣装の停止について規定されている。装束の種類および生地が本条項で羅列されており、ここに挙げられた衣服の着用を禁じている。

本令の末尾には、まず王法仏法相依論³⁵に基づく考えが述べられている。次に、奏上するに至った理由は「忝預^二千載一遇之聖問^一…(後略)」であり、治天の君からの諮問に対して自らの所存を述べたと記されている。最後に、本令の遵守と諸經典を典故として為すべき行為を促している。ここで注目されるのが次の文言である。

若有^レ法不^レ行、不^レ如^レ無^レ法、如^レ法被^レ行^レ之、当^レ寺蓋^レ

興_レ之、傷_レ其_レ法_二者、不_レ在_二外物_一、皆由_二權威_一、上_レ憚_レ之不_レ行、下_レ屬_レ之不_レ用、古_レ來_レ已_レ難_レ治、今_レ亦_レ宜_レ然、但_レ上_レ知_レ之_レ糺_レ之、下_レ恐_レ之_レ從_レ之、

「もし法があるのに行わないならば、法は無いことと同じである」とあり、人々に単に知られるだけでなく、守られることによって初めて意味があるとしている。この一文言では推測の域を出ないが、法の効力を期待していたと考えた。また、法の遵守によって興福寺が興隆すること、法を傷つけるものはすべて權威に由来すること、法が遵守されるには、上に立つ者が法を正しく知り従うことで、下に所属する人も従うことが述べられている。本令において身分の高い者も法を守ることを催促しており、平安時代末から見られた律令制的な身分の価値観に基づいた特定の階級とくに下層を対象に過差を禁じた新制を本来の新制の性格とするならば、本令はそれとは性格を異にするものである。新制Ⅰ・Ⅱと比較すると、本令は過差に関する規定は第十六条のみであり、過差以外の部分に重きが置かれていることが考えられる。寺迎新制Ⅰ・Ⅱよりも、禁制および行うべき項目が述べられ、諸行事や職務を本来のあるべき姿に戻そうとしていることが看取できる。つまり、単に「過差を禁じることを重視した寺迎新制Ⅰに対して、寺迎新制Ⅲは、「過差を禁じる意図」を重視したのだと考えた。

すなわち、過差を禁じることが、贅沢禁止および身分秩序を整えることだけに留まらないと捉えられたのではないだろうか。「分を越す」というのが拡大解釈され、従者人数や衣服に限らず、職務や行いも含まれるようになっていったと考えた。服装等華美に関する規定が少ない一方で、禁制や任務遂行催促が多く見られることから、寺迎新制Ⅲは内部規律を正そうとする側面が強く、そのために法の遵守を求めたと考えた。本令では、条項を定めるに至った現状や理由が詳しく述べられており、当時の様子を知ることができる。条文内に「七大寺」、「大和国中」とあることから、その適用範囲がさらに拡大し、寺外にも及んでいることが分かる。これは同時に、「七大寺」、「大和国中」が興福寺の支配下にあったことも看取できる。

この官牒は、全十一カ条すべてが弘長三年八月十日に興福寺の僧綱大法師等が奏上したことを基に作成されており、その返答に位置するものである。稲葉氏は、『中臣祐賢記』文永六年正月二十一日の条の「去弘長年中被_レ召_二御寺異見_一」⁽³⁶⁾「弘長年中以_二寺意見_一被_レ宣_下候了」、および条文中の「奉_レ勅依_レ奏」から、時の後嵯峨天皇の「聖問」を受けて興福寺の「意見」である奏上が上申されたのであり、朝廷はその奏上をそのまま認めて、新制として興福寺に下達したものと考えられるとしている。⁽³⁷⁾このことから、条文中に興福

寺の僧綱大法師等の奏上が引用されていることも理解できる。寺辺新制Ⅲには、經典を引用している箇所が多く、その根拠や本来のあるべき姿を經典類に求めていると考察した。

以上、三つの寺辺新制の条文内容を検討、比較を行った。この作業から、大まかではあるが、寺辺新制の変遷について考察を加えたい。既述したように三つの寺辺新制にはわずかながらその性格に変化が見出せる。まず、条数の増加、規定内容の詳細化、対象範囲の拡大等が挙げられる。条文内容に着目すると、禁制的性格は一貫して見られるものの、規定内容が過差の禁止から過差以外の禁止、および職務遂行の催促へと変化していることが指摘できる。時代が下るごとに禁制的性格は強くなり、法の遵守の重要度も高くなっていく。

第二節 公家新制との対応

前節では、三つの寺辺新制の条文内容に着目し、それぞれ比較することでその特徴・変遷を考察した。本節では、取り上げた寺辺新制におよそ四十年ずつ間隔があることを考慮し、寺辺新制が做つたとされる公家新制の条文内容を検討、比較し、寺辺新制との関連について順に考察したい。

寺辺新制Ⅰの周辺で出された公家新制は、治承二年（一

一七八）七月十八日新制、翌三年（一一七九）八月三十日新制の二つである。寺辺新制Ⅰに最も近いのは、治承三年八月三十日新制であり、『玉葉』や『百練抄』の同日条から三十二カ条の新制が下されたことを確認できるが、残念ながら全条文は現存していない。そこで一つ遡り、全条文の残るⅠ治承二年七月十八日新制（以後便宜上、公家新制Ⅰとする）に注目することにした。

全条文が現存するのは、太政官符として山陰道諸国司に宛て出されたものだけである。「雑事拾式箇条」と始まる本令は、全十二カ条からなる。その内容は、神仏事の勤行に励むこと（第一・二条）、五節舞姫の過差の停止（第三条）、六斎日の殺生を禁止すること（第四条）、鴨川の堤防を築造すること（第五条）、諸国洩物についての規定（第六条）、私出挙の利息についての規定（第七条）、社寺修理に勤めること（第八条）、盜賊放火の輩を捕えること（第九条）、神人悪僧で濫行する者を捕えること（第十条）、諸国人民の私領を神人悪僧に寄贈することを停止すること（第十一条）、諸人奴婢の勾引についての規定（第十二条）である。第十一条の事書は、「心停止諸国人民以私領寄附神人悪僧等事」であるが、水戸部氏はこの条項を「社寺修理の規定」と分類されている。確かに、第八条の条文中に、「徒貪_二所領田園利潤、不_レ顧_二本所舍屋之破壊_一」とあり、

所領からの利益が神人や悪僧の活動の原動力となり得た可能性を、完全に否定することはできない。しかし、諸国民による土地の神人悪僧への寄贈が、直接的に寺社修理に影響しないと考えるため、今回は諸国人民の私領を神人・悪僧へ寄贈することの停止として、別の分類と捉えたい。

本令の特徴は、公家新制条文中には概ね見られる「過差」に関する規定が第三条「応_レ停_二止五節棚等過差事_一」の一つしかないことである。つまり、儉約令というよりは、禁制的性格が強く、具体的な禁止事項およびその対処法が定められていた。注目すべきは第十条「応_レ擲_二進致_一濫行_二神人悪僧_一事」に延暦寺・熊野社・日吉社と並んで興福寺が名指しされていることである。公家新制による僧の統制は度々見られるが、ここに朝廷にとつて興福寺を含む神人悪僧等の活動が脅威であったことが推測できる。

さて、ここで寺迎新制Ⅰと公家新制Ⅰの比較に入りたい。両者を比較しても、共通する部分は見られない。寺迎新制Ⅰが発布されたのに最も近い治承三年八月三十日新制との比較ができないため推測に過ぎないが、寺迎新制Ⅰは公家新制の発布を受けて作成されたものの、その内容はやはり公家新制にそのまま做ったのではなく、興福寺独自の規定の規定があったことが再確認できる。

次に寺迎新制Ⅱの周辺に出されたⅡ嘉祿元年(一二二五)

十月二十九日新制(以後便宜上、公家新制Ⅱとする)について考察する。公家新制Ⅱについては、近日中に新制が下されることが『明月記』嘉祿元年五月十六日条、宣下のことは『百練抄』同年十月二十九日条に見られるが、新制の条文そのものは伝わっていない。そのため、三浦氏が復元した公家新制Ⅱをもとに比較を行っていく。

本令は全三十六カ条で構成されているが、そのうち判明するのは三十三カ条である。その内容は、社寺に関する規定が七カ条、過差を禁じる規定が十カ条、公事に関する規定が十六カ条であった。公家新制Ⅰと比較して、条数が大幅に増えていることがわかる。公家新制Ⅰとの相違点は、過差を禁止する規定が増加したこと、公事に関する規定が出現し、それが条文の多数を占めていることが挙げられる。共通点としては、「神仏事」から条文が始まり、諸社の祭祀や年中仏事への勤行、本寺・本社の修理などの規定を有することである。公家新制Ⅰで規定されていた内容は、おおよそ公家新制Ⅱにも盛り込まれていた。

次に寺迎新制Ⅱとの対応関係を見ると、「応_レ停_二止僧侶_一従類員数過差_二事_一」が共通する規定であると考えられる。しかし、その他関連および共通する条文は確認できず、ここでは寺迎新制と公家新制の規定内容に対応関係は見出せなかったといえる。

最後に、寺辺新制Ⅲ周辺に出されたⅢ弘長三年（一二六三）八月十三日新制（以後便宜上、この新制を公家新制Ⅲとする）について検討していく。公家新制Ⅲは全四十一カ条から構成されており、歴代の新制の中でも条数の多いものである。また「特色ある規定にも富み、後世に至る迄も令を重ねて本新制の違反行為を厳禁せるを見る」と三浦氏はこの新制の特徴を述べられている。内容は、神仏に関する規定が十四カ条（うち神社法規九カ条、寺院法規三カ条、公事に関する規定が二十一カ条（僧俗の任官叙位六カ条、訴訟に関する規定二カ条、禁制十三カ条）、僧俗の過差に関する規定が六カ条であった。第七条に神人の濫行に対する規定は見られるが、僧侶のそれにあたる条項は見当たらない。しかし、佐々木氏も指摘するように、僧侶の濫行停止に関する条項があっても不思議ではない。本令以後、公家新制から寺社濫行に関する条文がなくなることも留意すべき点である。⁽⁴⁴⁾

公家新制Ⅰ・Ⅱと比較すると、条数が多いことにもよるが、公家新制Ⅲには、これまでに見られなかった条文が多く見られる。例えば、僧俗の任官叙位や訴訟に関する規定である。この「除目」、「叙位」、「訴訟」の三項目を公正に行うことは、当時の朝廷にとって重要な政治課題であり、それが公家新制に現れていると佐々木氏は指摘されている。⁽⁴⁵⁾

寺院関係に着目するならば、神社の規定が九カ条あるのに対して寺院の規定が三カ条と少ないことから、寺院に比べて神社の興行や禁制の重要度が高くなった可能性も否定できない。

さらに、第二十条「可_三正員僧綱撰_三其人_一事」から、僧綱への昇進条件である旧来の条件が崩れつつあったと考えられる。また、第三十三条「可_三禁_三制僧徒兵杖_一事」とあることから寺院の僧侶の武装化が指摘できる。洛中洛外の諸寺諸山に厳戒を加えるとともに、東大・興福・延暦・園城寺等の寺務に命じて違反者の名前を届け出させ、武官に処罰させることとなっており、興福寺はここでも名指しされている。寺辺新制Ⅲと比較すると、六斎日の殺生を禁止する規定が共通し、関連する規定としては、僧綱の補任の規定である。

以上、公家新制の条文内容を検討し、公家新制、寺辺新制との比較を行った。三つの公家新制を俯瞰して、条数が増加していること、規定内容が多岐に渡るとともに詳細になつていくことが分かった。公家新制にも禁制的性格は変わらず認められるが、時代が下るにつれ、過差と公事に関する規定の割合が逆転していることが分かる。ここから、朝廷の政策における主眼が過差から公事へと移行したと考えた。条文中において、過差の禁止の占める割合が小さく

なっていること、つまり、新制でもって規制したい事柄の変化が看取されることは寺迎新制と共通する。しかし、寺迎新制に見受けられた過差の禁令の減少傾向は公家新制ではあまり見られない。公家新制においては、過差の禁令がある程度の意味と重要性を保持していたため、時が経過しても条文中に残るものであったと推測する。

これまで寺迎新制、公家新制の考察を重ねてきたが、ここで再認識したことがある。それは、「過差を法律で禁止するもの」新制「ではないということである。はじめ、過差を禁止するものが新制であり、そのため新制は儉約令の一種類であると考えていた。しかし、ここまで見てきたように、過差の禁止以外の条項も数多く見られるし、時代を追うごとに過差の禁令はその比重を明らかに低下させているといえる。また、過差の禁止が儉約のみに直結しないことも新制は示唆していると考えた。つまり、「過差」が、何の過差を禁止しているかによって、その意味が変化するということである。華美や贅沢に対する過差の禁であれば、儉約の意味を持ち、役職や身分に対してであれば、徳政となり得るであろう。次章ではこの点についても考察を進めていきたい。

第三章 新制から見る興福寺

第二章では寺迎新制と公家新制の新制条文に着目し、検討を加えることで、その推移と対応関係を考察した。本章では社会状況等を絡めつつ、各新制と興福寺の関係を探っていききたい。

第一節 公家新制と寺院

公家新制に注目すると、先に挙げたものも含め、条文の前半に概ね社寺に関する規定がある。その内容は、諸社祭祀および仏事の勤行催促、社寺修理催促、神官僧侶等の補任規定等である。これは公家新制の一特色であり、朝廷と社寺との関係性を示したものであった。本節では、朝廷と寺院との関係性に着目し、その関係性の変化が公家新制にどのように現れてくるのかを考察したい。

古代において仏教は国家・天皇のためのものであり、律令国家のもと『僧尼令』によって僧尼・寺院統制がなされていた。僧尼の身分は官許制で、鎮護国家に寄与する役割を与えられるなど厳しい統制下に置かれていた。⁽⁴⁶⁾だが裏を返せば、国家に必要不可欠とされ、その身分と役割を与えられたことで、国家の統制下という大前提がありつつも、僧尼・寺院に対して常に需要があった。つまり、国家による統制が僧尼・寺院の存在と原動力を保証していたのであ

る。しかし、十世紀頃になると、両者のこのような関係性に変化が見られる。十世紀以降、国家の定めた僧綱の制度や僧の昇進条件が崩れ始めたのである。⁽⁴⁷⁾ また、同時期に寺社勢力⁽⁴⁸⁾の形成および急成長が見られ、寺院は国家の統制枠に収まりきらなくなっていた。国家に匹敵するほどの勢力を保持し始めたことで、従来の国家による統制と裏付けが空虚なものとなりつつあったのである。その他にも様々な要因が考えられるが、律令制の崩壊による政治および社会体制の変動が、国家と寺院両者の関係性を変える決定打となった。

同時期に寺社勢力を勢いづけたものに、「王法仏法相依論」がある。この論説は顕密体制によって支えられ、「顕密仏教が世俗権力と結びついた体制の成立とともに、仏教の側の主導によって発展」⁽⁵⁰⁾し、宗教界だけでなく、朝廷や諸権門をも含む社会がある程度容認したと黒田氏は鋭く指摘された。また、その「仏法」について、

仏法とはただ観念的・思想的次元の意味にとどまらず、現実には膨大な堂舎・莊園・末寺と数多の衆徒・神人を擁し、強訴・合戦をも辞さない社会的・政治的勢力を指すものだった。

と説明され、各寺社は院や摂関家、のちには幕府をも含む「世俗の権門に匹敵する存在」であったとしている。つまり、

古代律令国家が統制していた寺院と、王法仏法相依論に裏付けられ、勢力を持ち始めた寺院とは性格が大きく異なるものであった。古代律令時代と同じように仏教には「鎮護国家」の役割、そしてその存在が国家にとって不可欠であるとされた。しかし、「仏法の隆盛なくして、王法の隆盛なし」とする王法仏法相依論が浸透していた社会においては、寺院が国家に対して優位性を持つようになったといえる。

とはいうものの、国家が社寺の統制を取りやめたわけではなかった。公家法においても社寺関係の規定があり、神仏行事の遂行催促や神仏事および神官・僧尼に関する禁止事項が定められている。⁽⁵³⁾ 先に見たように、これは公家新制にも当てはまり、社寺関係の規定を有することから、国家による社寺統制を行おうとしたことが窺える。

これについて伊藤氏は、公家新制から国家による寺院統制の一つとして、僧綱による統制を指摘されている。⁽⁵⁴⁾ 公家新制を公布することによって、僧綱や僧綱の事務所である綱所に対して詳細かつ幅広い規定をしていた。しかも、単に規定するにとどまらず、綱所を通して新制の規定を僧綱等に遵守させる対策をとっており、⁽⁵⁵⁾ その統制に力を注いでいることが窺える。「興福寺僧綱等案」⁽⁵⁶⁾より、有力な大寺院に僧綱は存在しており、建保七年（一一一九）において

も国家による僧侶の統制が綱所を通じて行われていると伊藤氏は指摘されている。⁽⁵⁹⁾伊藤氏の指摘されるように、公家新制による社寺統制の意図が確認できる。寺院の活動が活発になったことを受け、その独自性と大きな勢力を国家の枠内に収める必要が生じてきた。その役割を担ったのが公家新制であった。

時代はやや遡るが、保元元年（一一五六）閏九月十八日に發布された全七カ条からなる保元新制には、どの条項にも社寺が関わっていた。ここから当時の国家の課題が社寺にあったことが考えられる。久野氏は、「それだけこの当時、体制にとって深刻な問題が社寺に関わっていた」ことを示唆するとしている。⁽⁶¹⁾また、田中氏も保元新制の政治的眼目は社寺統制にあったとし、⁽⁶²⁾その特徴として、「これが外からの統制であり、社寺勢力に一定の自律性・独自性を容認しつつ、国家的仏神事の振興をはかったもの」⁽⁶³⁾であり、「社寺勢力における反国家的・反体制的側面を抑圧しつつ、国家体制に順応せしめ、国家的仏神事の興隆をはかる」ものであったとしている。⁽⁶⁴⁾

寺院が国家にとって必要な存在であり、古来より国家と仏教は切り離すことができない関係である一方、勢力を持ち始めた寺院は脅威の一つでもあった。社寺勢力と関係を持つことで国家は恩恵を受けながらも、寺院を野放しにす

ることはできなかつたし、国家が寺院を統制している構図を寺院・各権門・社会に対して誇示する意図と必要性があったと推測した。

国家による寺院統制の一翼を担った、公家新制Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ条文の寺院に関する規定に着目することとする。公家新制Ⅰに見られる寺院関係の規定は四カ条であり、その内容は、諸仏事に勤修すること、末寺を修造すること、悪僧の乱行停止、悪僧への私領寄進の禁止であった。次に、公家新制Ⅱには四カ条あり、諸仏事に勤行すること、寺を修造すること、灌仏会布施の過差禁止、僧侶の従者員数の過差禁止であった。最後に、公家新制Ⅲには七カ条あり、最勝王経と転読すること、諸寺の執務の任期を定め末寺を修造すること、顕密の僧侶は戒律を守ること、寺を修理すること、僧綱選任の規定、灌仏会布施の過差禁止、僧徒兵杖の禁止であった。すべての公家新制に共通しているのは、寺の修造を催促する規定であった。その他の条項は、各公家新制が發布された時期に応じた、国家の寺院統制の政策基調および解決課題が窺えるだろう。

公家新制Ⅰの課題とするところは「悪僧」であったと考える。天禄元年（九七〇）に天台座主良源が定めた二十六カ条の起請より、この時期から僧兵の活動が顕著になり始め、⁽⁶⁵⁾院政期には、興福寺の有力悪僧「信実」をはじめとす

る悪僧による強訴、濫行、寺内運営の動きが見え始める。仏道、戒律に背いて悪事をなすことに加え、武力をも携えた悪僧は国家にとって危惧すべき対象であった。⁽⁶⁶⁾悪僧の非法問題の改善と武力縮減によって、国家の寺院統制の枠内に収めるねらいがあったと考えられるが、後の公家新制にも悪僧に対する規制が見られることから、⁽⁶⁷⁾解決には至らなかったと推測する。後述するが、悪僧問題は国家だけでなく、寺院の内部体制を根本から揺るがしかねない点において、寺院にとっても深刻な問題であった。

一方、公家新制Ⅱには悪僧に関する規定はなく、灌仏会布施と僧侶の従者員数の過差を禁止する規定が新たに見られることが特徴である。公家新制における「特色」である「過差」と寺院に関する規定をここで結びつけることに成功したといえるのではないだろうか。

公家新制Ⅲは、僧侶および寺院を正すことに主眼が置かれていたと考える。なぜならば、過差の禁制ではなく、具体的な催促事項が述べられているからである。そしてそれが、寺院運営に関わる人事や、仏法に携わる者が重視しなければならぬ戒律について規定されているからである。

ここから、本来のあるべき姿に戻そうとする「徳政的側面」が看取される。寺迎新制Ⅲとの関連性が高いのは、既述したように、公家新制Ⅲ発布前に、国家と興福寺間で「聖問」

とそれに対する「意見の奏上」という文書のやりとりがあったからである。⁽⁶⁸⁾また、再びここで僧徒の兵杖禁止の条項が見られることから、悪僧のような存在に繋がりがかねない、僧侶の武装への対策も少なからず取られていたことが分かる。

やや雑駁ではあるが、三つの公家新制を通して、国家の寺院統制の方針および課題の変遷に触れた。国家は公家新制を通して、積極的に寺院を統制下に置こうとしており、またそれによって寺院との対等な関係、むしろ国家が優位に立てる関係性を保とうとしたのではないだろうか。

興福寺は本末関係において本寺に位置する有力大寺院であったと同時に、僧兵のような強力かつ暴力的な一面を持つ、寺社勢力の一つでもあった。新制の遵守を任された側面を持ちつつも、一方で公家新制によって制限あるいは処罰される側面も持ち合わせていたのであった。そんな興福寺は公家新制において度々名指しされている。国家にとって大寺院興福寺がいかに脅威であったか想像に難くないだろう。

公家新制の寺院に関する規定には、寺院統制の意図だけでなく、徳政的側面が見受けられると考えた。僧侶の濫行や悪事を取り締まり、正しく清浄な行いを求めることは、国家による統制政策の一環だけに留まらず、本来のあるべ

き姿に戻すという徳政にも繋がるものであったのではないだろうか。国家自身の徳政に大きく関わる寺院が、清く正しい姿であることは当然求められたであろうし、それ自身が国家にとっては徳政の一つであったのではないだろうか。

第二節 興福寺の課題と寺辺新制の意味

本節では、寺辺新制が興福寺にとって、どのような意味を持つものであったのかを考察することとする。公家新制から当時の政策基調および政治的課題を窺うことができた。寺辺新制にもそのような特徴が見受けられるのか、そしてそれはどのような課題であったのかを考察していきたい。

結論から述べると、寺辺新制にも当時の興福寺の抱える問題、取り組むべき課題が、規定内容に少なからず盛り込まれているといえるだろう。それは、本稿第二章でも見たように、規定内容の変化、適用範囲の拡大などから推測することができる。特に寺辺新制Ⅲにおいては、条項を定めた要因等について詳しく述べられていることに加え、本令が興福寺僧綱・大法師等の奏上の引用により構成されており、興福寺の現状を寺辺新制に反映しているものであったと考えられるだろう。

それでは興福寺が取り組まねばならない現実的な課題は何であったのだろうか。寺辺新制の規定内容および興福寺

を取り巻く社会状況から、それは内部統制であったと考える。本稿で扱った三つの寺辺新制の該当時期は、興福寺が古代寺院から中世寺院へと変化する過渡期に当たるとともに、興福寺組織内の寺僧集団の編成や発展が見られる時期であった⁽⁷⁰⁾。古代律令国家による厳重な寺院統制が崩れ、寺院はそれまで制限されていた民衆社会との関わりを持つようになつたが、それは同時に寺院の世俗化だけでなく、私度僧の増加という具体的事象に見られるように、寺院の多様化ももたらしたのであった⁽⁷¹⁾。

世俗的動機や農民層の抵抗手段としての出家が多く見られ、特に南都北嶺の大寺院を拠点とした「大衆」と呼ばれる僧形の者の存在は、本来清浄で、宗教的な活動を行う寺院に弊害をもたらさずにはいなかった。また彼ら大衆の中には、僧団の内部に進出する者もあり、寺院内組織の世俗化・多様化をもたらしたとされる⁽⁷²⁾。この状況は、既存の寺院内部の秩序や規律を揺るがすものであり、それまで寺院を統轄してきた別当・僧綱等の寺院内上層部にとって非常に悩ましい課題であったといえるだろう。

また、別当を中心とする興福寺政所の発給する政所下文の署判者の変化から、寺院統轄にあたる上層部の僧侶の体制や秩序にも変化が生じたことが推測できる。そしてこのような変化は、以前から寺院の管轄に携わり、それを職と

してきた上部層の僧侶である旧勢力と、大衆・悪僧のような新興勢力とを二分したと考えた。これは、単なる二分にとどまらず、二つの勢力は対立し、やがて悪僧らによる寺院運営、暴走が始まるのであった。

当時のこのような寺院内部の統轄体制、規律を是正する必要を痛感することとなったものに、治承四年（一一八〇）十二月二十八日の南都焼き討ちがあったと考えた。久野氏は、南都焼き討ちを「悪僧による寺内運営がいかなる事態をもたらすかを、目のあたりに示した事件」としている。焼き討ちからわずか半年後に発布された寺迎新制Ⅰには、過差の禁止が規定されているが、それは単なる贅沢禁止という儉約の意味ではなく、むしろに詳細に規定された「過差の禁」によって、寺院内部の体制および身分秩序を正すことがねらいであったと考えた。つまり、学衆と禅衆、旧勢力と新興勢力のように身分に応じた差別化を図ることで、寺院内の規律を整える意図があったと考察した。焼き討ち後の興福寺には、旧制の立て直しに加え新秩序が必要であり、寺迎新制Ⅰには、興福寺の再出発に向けて寺院の方針を示す役割も存したのではないだろうか。

寺院内の規律を整えるという点においては、加えて二つの重要な意味があったと推察した。一つは、「公家・武家に対する相対的独立性」を保持するためである。古代律令

国家の寺院統制から解放され、従来の管理体制とは異なるあり方が求められるとともに、興福寺自らが独自性を持つて、興福寺を律する必要があるのではないだろうか。もう一つは、興福寺の大和支配にあたって、興福寺内の内部統制の確立が大前提であったからだと考えた。寺院内部の統制がままならずして、寺外の支配が可能であるとは考えにくいからである。

三つの寺迎新制が最終的に目指したものは、内部規律を正すこと、本来のあるべき姿に戻すこと、つまり「寺院における徳政」であったと考えた。その身分にふさわしい者が、ふさわしい行動をとり、清い行いをし、その役職の応じた正しい行いをし、なすべきこととそうでないことを峻別する。これらが「寺院における徳政」の目指す現実的な事柄であった。寺迎新制の規定内容の主とするところが、過差の禁止から、僧侶の職務遂行催促、および過差以外の禁令へとシフトしたことは先述したが、ここから、僧侶や寺院が乱れた原因を寺迎新制Ⅰでは「過差」にあるとしていたが、寺迎新制Ⅲでは「僧侶の行い」に求めたことが看取される。従者・衣服・乗物等の比較的取り組みやすく、すぐに可視化できる外面的なことから、反対に取り組みにくく、すぐに可視化されず、実質の伴うことが要される内面的なことを寺迎新制は次第に要求している。つまり、寺

辺新制の求める僧侶への努力と負担が、量的・質的に変更しているといえるだろう。すなわち、抽象的な過差の禁止にとどまらず、問題に関わる現実的な側面に介入し、実行に移していく必要性が再認識された結果が寺辺新制に盛り込まれたのではなからうか。

各寺辺新制発布時における、寺院内問題の要因やその対応策への考え方の変化が寺辺新制に現れているといえるだろう。単に過差を禁止するだけでは改善されないという反省、そしてその克服を目指したものの、加えて時代に応じた必要性が寺辺新制の構成要素であったと考えた。このような構成要素の変化が、寺辺新制の規定内容にも現れるのであり、寺辺新制の最終目的が一貫して同じであっても、アプローチ方法が異なること、加えて時代の需要の差違が、寺辺新制の規定内容に変化をもたらしたと考察した。しかし、同時にその差違が各寺辺新制を特色づけるものにもなり得たのではないだろうか。時代的な必要性の違いによって特色づけられた寺辺新制であったが、時代が変わっても、その根底には「寺院における徳政」の意図と意志が、脈々と流れていたといえるだろう。

おわりに

第二章では、寺辺新制、公家新制それぞれの条文を読み

込むことで、その内容を検討した。これにより、各寺辺新制、公家新制の内容を把握するとともにその特色を考察した。また、比較を通して、寺辺新制に見受けられる規定内容の変化や特色の変遷に考察を加え、規定内容に関しては、公家新制とあまり対応関係が見られないことを言及した。しかし、寺辺新制の発布時期や、条文中に公家新制を指す文言等があることを考慮すると、公家新制との関係性がまったくないとはいえないとした。これに関連して、本稿で扱った三つの寺辺新制、公家新制の発布時期に着目すると、興味深い事柄がある。それは、時代を重ねるごとに、公家新制発布から寺辺新制発布までの期間が短くなっていることである。国家（朝廷・幕府）と寺院との関係に留意して検討する必要があるが、本稿では言及できなかつた。加えて、興福寺寺辺新制の発布契機となりえた出来事や、寺辺新制作成に向けた動きを、史料等から確認するに至らなかつたため今後の課題としたい。公家新制に当時の国家の政策基調が現れること、寺辺新制の規定内容から、寺辺新制の最終目標が「寺院における徳政」であったのではないかと推測した。

第三章では、国家と寺院の関係性から、公家新制に現れる国家の課題を検討するとともに、当時の国家にとって寺院、興福寺がどのような存在であったのか微力ながらも推

測した。興福寺の具体的な現状についての言及ができなかったことが課題として残された。とくに興福寺の悪僧問題、論説の分かれる大和支配については今後取り組む課題としたい。本章では、寺院の興行および対策等を含む、国家の政策に占める寺院の大きさと影響力も検討した。また、寺辺新制でもって規制しようとしたこと、そこから興福寺の当時の課題と寺辺新制が、興福寺にどのような意味合いを持つものであったのかを推測し、ここで寺辺新制の主眼が一貫して「寺院における徳政」であったことを強調した。実際に寺辺新制が人々に守られ、効力を有するものであったのか、その後の興福寺に何らかの影響を与えるものであったのか等を確認、考察するに至らなかった。これらも今後の課題としたい。

公家新制と同じで、寺辺新制にも「徳政」の意味合いがあり、それを実行していくために禁制や遂行催促等の規定を設けたと考えた。その規定内容が、詳細かつ具体的内容へと変化していることから、寺院上層部および制定者の試行錯誤が垣間見えると考えた。

仏神事の興隆は、それ単体でも徳政扱いはされる事柄であるが、その興隆を推し進める主体である寺院においても徳政が求められたことは非常に興味深い。「本来のあるべき姿に戻す」という徳政的な側面は、寺院においても必要と

されたのであり、単なる徳政にとどまらず、「再スタート」、「世直し」という意味でも求められ、それが一つの形をとったのが、寺辺新制であったと考えた。戒律や規律を守り、内部秩序を正すという寺辺新制が目指した「徳政」は、寺辺新制そのもの特質であり、寺院法とは異なる性格を有するものであった。公家新制と呼応するかたちで、「徳政」が必要とされた際に求められたものが寺辺新制であったのではないだろうか。

注

(1) 三浦周行「新制の研究」〔法学論叢〕一四卷六号、一五卷一・二・四―六号、一六卷一号、一九二五・一九二六年)のちに、『日本史の研究』新一輯(岩波書店、一九八二年再録)。

(2) 三浦前掲註1著書、水戸部正男(『公家新制の研究』創文社、一九六一年)。

(3) 水戸部前掲註2著書(二五一頁)。

(4) 三浦前掲註1著書。

(5) 三浦前掲註1著書(五七九頁)。

(6) 水戸部前掲註2著書。

(7) 水戸部前掲註2著書(二二五頁)。

(8) 稲葉伸道「新制の研究―徳政との関連を中心に―」(『史学雑誌』九六編一号、六三―九八頁、一四八―一四九頁、一九八七年)。

- (9) 網野善彦「徳政雑考―アウエハント『鯨絵』にふれて」、『月刊エディター・本と批評』第六九号、一九八〇年。
- (10) 「天人相関説」とは、古代中国の世界観・政治思想の一つである。人間の行為や政事（人事）と自然現象（天事）との間には密接な関係があるとする説。（『デジタル大辞泉』より）。
- (11) 羽下徳彦「領主支配と法」、『岩波講座日本歴史』中世一、一九七五年。
- (12) 佐々木文昭『中世公武新制の研究』（吉川弘文館、二〇〇八年）。
- (13) 佐々木氏は、「過差」という行為を当時の貴族たちがどのように捉えていたかを考察するため、『春記』長久元年（一〇四〇）九月十二日条、『明月記』寛喜二年（一一三〇）四月十九日条等にも着目された。
- (14) 稲葉伸道「公家新制と寺辺新制―興福寺寺辺新制を中心に―」（『名古屋大学文学部研究論集』九五号、三〇三―三二二頁、一九八六年）。
- (15) 水戸部前掲註3著書（一五一頁）。
- (16) 稲葉伸道『中世寺院の権力構造』（岩波書店、一九九七年）（二二六頁）。
- (17) 水戸部前掲註2著書（一五三頁）。藤原氏の氏寺である興福寺は、藤原氏をはじめとする貴族との関係を完全に断ち切ることは不可能であった。
- (18) 水戸部前掲註2著書（一五三頁）。
- (19) 稲葉前掲註14論文（一頁）。
- (20) 稲葉前掲註14論文（二頁）。
- (21) 『中臣祐重記』養和二年（一一八二）七月二十三日条（堀保己一編『続群書類従 第二輯上 神祇部』続群書類従完成会、一九五八年初版）。
- (22) 『玉葉』元暦二年（一一八五）六月二十九日条。
- (23) 花園大学福智院家文書研究会編『福智院家文書』二二二号文書（花園大学、一九七九年）。
- (24) 稲葉前掲註14論文（三四頁）。稲葉氏は、「今制」を嘉禄元年（一二二五）十月二十九日の公家新制を受け、その後興福寺宛に太政官牒の様式をとって下された公家新制がこれにあたり、「元久新制」は、公家新制ではなく、寺辺新制と指摘されている。
- (25) 稲葉前掲註14論文（五頁）。
- (26) 稲葉前掲註16著書（二二六―二二七頁）。『大乘院寺社雜事記』の記述から、「円堂衆は中臈の僧で、修二会の花頭役を勤める義務があるが、正当な理由なく勤仕しない場合は「非円堂」に返成された」とされている。
- (27) 久野修義『日本中世の寺院と社会』（塙書房、一九九九年）（一〇一頁）、稲葉前掲註15著書（一八五頁）。久野氏は、三綱のみの署判による政所下文の初見は長治二年（一一〇五）四月二十九日（『平安遺文』一六四〇号）であり、別当でいえば覚信のころ（興福寺別当次第『続々群書類従』第二所収）と紹介され、興福寺政所における実質的役割および権限が、三綱へと移行したことによって、三綱の地位は上昇し、反対に別当の地位は低下したと言及された。稲葉氏は、久野氏の研究を基に、東大寺と比較して、興福寺政所の寺内組織における別当の位置が低いことを述べられ

ている。

- (28) 稲葉前掲註14論文(五頁)。
- (29) 黒田俊雄編『寺院法』(集英社、二〇〇五年)。
- (30) 稲葉前掲註14論文(六頁)。二点伝わるとし、一点は国立公文書館(旧内閣文庫)所蔵の大乗院文書(古文書二四函四一―二号)に冊子本としてあり、もう一点は奈良市氷室神社所蔵の大宮文書中に前後が欠落した断簡が卷子仕立てとなり現存するという。氷室神社所蔵の文書については、東京大学史料編纂所所蔵の写真版により、史料の存在については網野善彦氏のご教示を得たことによるとされている。
- (31) 稲葉前掲註14論文(六―七頁)。稲葉氏は、この太政官牒が写された康永三年(一三四四)の時点で「新制」と呼ばれていたことや、公家新制の下達であり方に着目され先行研究を踏まえて、公家新制の発布を受け興福寺に関する部分のみ太政官牒として作成、下達されたと考察された。
- (32) 『鎌倉遺文』六四八六号、伊藤清朗『中世日本の国家と寺社』(高志書院、二〇〇〇年)、黒田前掲註29著書。
- (33) 黒田前掲註29著書(六〇七頁)。
- (34) 黒田前掲註29著書、虫損のため確認できずとする。
- (35) 黒田俊雄『王法と仏法・中世史の構図』(法藏館、二〇〇一年)(一一・二六頁)。田中英英『院政とその時代・王権・武士・寺院』(思文閣出版、二〇〇三年)(一三頁)黒田氏は、「王法と仏法は相依り、相助ける関係にあるとする論説」(一一頁)で、国家の興隆は仏教の興隆であり、その逆もまた然りとしたものであった。九世紀から十二世紀後半に至るまでの長期間に渡って見られるこの論説は、十一世紀に政治権力と仏教の関係性を示すものとして、その形が整えられたとされている。その思想が垣間見えるとして、『文覚四五箇条』、『興福寺奏上』、『愚管抄』、『平家物語』等を挙げられている。また、田中氏も『平安遺文』(七〇二号)を例に王法仏法相依論について言及されている。
- (36) 水戸部前掲註2著書(一〇〇頁)。
- (37) 稲葉前掲註14論文(九頁)。
- (38) 佐々木前掲註12著書。水戸部前掲註2著書を批判し、治承年間に公家新制は二回しか発布されなかったとした。本稿では佐々木氏の説に従った。
- (39) 水戸部前掲註2著書(一五頁)。
- (40) 伊藤前掲註32著書(二七頁)。
- (41) 三浦前掲註1著書(五九三―五九四頁)。
- (42) 三浦前掲註1著書(六〇七頁)。
- (43) 佐々木前掲註12著書(一一四―一一五頁)。
- (44) 佐々木前掲註12著書(一一六頁)。
- (45) 佐々木前掲註12著書(一一三―一二九頁)。佐々木氏は、『平戸記』に着目され、徳政興行の申請中に「除目」、「叙位」が挙げられ、「訴訟」は論議され続けてきた事項であったことを言及されている。
- (46) 伊藤前掲註32著書(二二頁)。
- (47) 伊藤前掲註32著書(二二頁)。
- (48) 黒田前掲註35著書において、寺社の勢力を「院・撰関家など公家権門とも武士団とも異なる独特の組織原理をもつ強力な社会集団」(二〇九頁)とされている。
- (49) 黒田前掲註35著書。「顕密主義を基調とする諸宗が国家

権力と癒着したかたちで宗教のあり方を固めた体制」であり、平安時代以来の顕密仏教こそが正統な宗教であることが明された。十世紀末からその特徴が見え始め、一一世紀後半には確固たる体制となっていくが、それを推進したのが「南都・北嶺の大寺社勢力であった」(一〇頁)と述べられている。

- (50) 黒田前掲註35著書(三一頁)。
- (51) 黒田前掲註35著書(三一頁)。
- (52) 黒田前掲註35著書(二七頁)。
- (53) 佐藤進一・百瀬今朝雄・笠松宏至編『中世法制史料集第六卷 公家法・公家家法・寺社法』(岩波書店、二〇〇五年)。
- (54) 伊藤前掲註32著書(二六頁)。
- (55) 『玉葉』建久二年(一一九一)五月二十六日条。同年三月二十八日付の新制第十一条「可_レ札_レ定_二上下諸人衣服員数並服袴過差_一事」に違反しているとして九条兼実が怒り、理由を綱所に尋ねている。
- (56) 『鎌倉遺文』四八六九号。
- (57) 伊藤前掲註32著書(二八頁)。
- (58) 『鎌倉遺文』二四五八号。
- (59) 伊藤前掲註32著書(二八頁)。
- (60) 『兵範記』保元元年閏九月十八日条、三浦前掲註1著書(五八二頁)全七カ条で構成されており、その事書は以下の通りである。
- 一、可_レ令_下同_下知諸国司、且從_二停止_一、且録_二状言上_一、神社
 仏寺院宮諸家新立莊園事
- 一、可_レ令_下同_下知諸国司、停止_二同社寺院宮諸家庄園本免

外、加納余田並庄民濫行_上事

- 一、可_レ令_下且_下知本社、且諸国司停止_二諸社神人濫行_上事
- 一、可_レ令_下仰_二本寺並国司_一、停止_二諸寺諸山惡僧濫行_上事
- 一、可_レ令_下下_下知諸国司、停止_二國中寺社濫行_上事
- 一、可_レ令_下下_下知諸社司、注進_二寺社領並神事用途_上事
- 一、可_レ令_下下_下知諸寺司、注進_二寺領並仏用途_上事
- (61) 久野前掲註27著書(二八五頁)。
- (62) 田中文英「後白河院政期の政治権力と権門寺院」(『平氏政権の研究』思文閣出版、一九九四年)。
- (63) 久野前掲註27著書(二九四頁)。
- (64) 久野前掲註27著書(二九四頁)。
- (65) 『平安遺文』三〇三三号。
- (66) 久野前掲註27著書(二九五頁) 悪僧問題が深刻な政治的問題となった理由を久野氏は、「寺内の組織体制と深く関わっていたから」とされている。つまり、ここで悪僧が「寺内運営の中核に位置していた」ことを言及されている。
- (67) 建久二年(一一九一)三月二十二日新制、同年三月二十八日新制、建暦二年(一二二二)三月二十二日新制に悪僧に関する規定がある。その内容は、悪僧への私領寄進の禁止、悪僧の濫行禁止、離寺後に武家に属することの禁止、僧侶の兵杖禁止等である。(上記公家新制の出典はすべて三浦前掲註1著書、五八四―五八九頁)。
- (68) 稲葉前掲註14論文(六頁)。
- (69) 久野前掲註27著書(二九二頁、二九三頁)、田中前掲註52(一七四―一七五頁、一八五―一八七頁)。
- (70) 稲葉前掲註16著書(二八三―二五七頁)。なお、興福寺

寺院組織の先行研究として、永島福太郎氏「奈良文化の傳流」(中央公論社、一九四四年)等が挙げられている。

- (71) 田中前掲註35(一七四—一七五頁、一八五—一八七頁)。田中氏は、「中世仏教は、律令国家の仏教統制が崩れ、仏教と民衆社会との関係が深まることよって成立してくるとし(一七五頁)、その前提は八世紀になると成立し始める」とされている。私度僧の増加は、寺院にとつて多数の集団の保持と莊園獲得に役立ったとされている(一八五頁)。

- (72) 田中前掲註35(一八六頁)。農民層出身の僧侶が僧団内部へ進出した場合、多くは練行・苦行などの「行」や寺院の雑務に携わる「一段下位の身分層を構成した」とするも、「彼らの勢力は、どここの寺院においても、中世を通じて学侶層を圧して強盛になったので、当然、人的構成の面からも僧団内部の世俗化が進展することとなる」と言及されている。

- (73) 稲葉前掲註16著書(二四六—二四八頁)。弘長元年(一二六一)、弘安六年(一二八三)、弘安七年(一二八四)等の時期には、一國平均役をめぐって衆徒の暴力的支配が増加したと指摘され、「衆徒のこの支配の性格は、それまでの伝統的権威や秩序」だけでなく、「衆徒の現実の力は、これまでの呪術的觀念を破壊する力を有していた」と言及されている(二四八頁)。

- (74) 久野前掲註27著書(一〇一頁)、稲葉前掲註15著書(一八五頁)。

- (75) 久野前掲註27著書(二九五頁)。公家新制の原則に対抗

的な態度を示した主体として「所司大衆」が見えると指摘され、こうした所司大衆の動きを別当および僧綱でさえも抑えることはできなかったとされている。院政期の別当と大衆の対立抗争は度々見られるが、単なる対立にとどまらず、寺務を三綱(所司)や大衆がとっていたことも指摘された。

- (76) 久野前掲註27著書(三〇四頁)。南都焼き討ち以後、寺院における武力行使のあり方が大きく変容したことを述べられ、「管理統制され秩序づけられた」一つの例として、寺院の強訴の作法について示された文書を紹介されている(鎌倉遺文「一〇〇九号」)。

- (77) 黒田前掲註35著書(三二頁)。
(78) 永島福太郎「大和守護職考」(『歴史地理』六八巻四号、一九三六年)、泉谷康夫「鎌倉時代の興福寺と国司・守護」(『高円史学』一卷、一九八五年)、熱田公「興福寺」(今谷明・藤枝文忠編『室町幕府守護職家事典 下巻』新人物往來社、一九八八年)、朝倉弘「大和国司興福寺考」(『奈良大学紀要』二二号、一九九三年)、安田次郎「中世の奈良都市民と寺院の支配」(吉川弘文館、一九九八年)、稲葉前掲註15(第四章)。

- (79) 「徳政」とは、天変地妖などの異常現象が君主の不徳によるものであると捉え、それらの災いを除くために、免税・大赦・施物などの特に目立った仁政、善政を行うことである(『日本国語辞典』参考)。鎌倉時代には、仏神事と雑訴の興行が重視された。徳政の物質的な側面として、仏神領の興行、御家人所領の回復を目的とする政策等があるが、

ここでは「本来のあるべき姿に戻す」という徳政の観念的側面を重視したい。

参考文献

- 朝倉弘『大和国司興福寺考』（奈良大学紀要）二二号、一九九三年）
- 熱田公『興福寺』（今谷明・藤枝文忠編『室町幕府守護職家事典 下巻』新人物往来社、一九八八年）
- 網野善彦『徳政雑考―アウエハント』『鯨絵』にふれて（『月刊エディター・本と批評』第六九号、一九八〇年）
- 新井和臣『春日社・興福寺』（近畿観光叢、一九四一年）
- 石井進・笠松宏至・佐藤進一・百瀬今朝雄校注『中世政治社会思想』（岩波書店、一九七二―一九八一年）
- 泉谷康夫『鎌倉時代の興福寺と国司・守護』（『高田史学』一卷、一九八五年）
- 伊藤清朗『中世日本の国家と寺社』（高志書院、二〇〇〇年）
- 稲葉伸道『新制の研究―徳政との関連を中心に―』（『史学雑誌』九六編一号、六三―九八頁、一四八―一四九頁、一九八七年）
- 稲葉伸道『中世寺院の権力構造』（岩波書店、一九九七年）
- 井上満郎・杉橋隆夫編『古代・中世の政治と文化』（思文閣出版、一九九四年）
- 大岡實『南都七大寺の研究』（中央公論美術出版、一九六六年）
- 大石雅章『日本中世社会と寺院』（清文堂出版、二〇〇四年）
- 太田博太郎『南都七大寺の歴史と年表』（岩波書店、一九七九年）
- 大原富枝『興福寺』（淡交社、一九七九年）
- 川端新『荘園制成立史の研究』（思文閣出版、二〇〇〇年）
- 黒田俊雄『黒田俊雄著作集 第一巻権門体制論』（法藏館、一九九四年初版）
- 黒田俊雄『黒田俊雄著作集 第三巻顕密仏教と寺社勢力』（法藏館、一九九五年初版）
- 黒田俊雄『王法と仏法―中世史の構図―』（法藏館、二〇〇一年）
- 児玉幸多・小西四郎・竹内理三監修『日本史総覧Ⅱ 古代Ⅱ・中世Ⅰ』（新人物往来社、一九八四年）
- 児玉幸多・小西四郎・竹内理三監修『日本史総覧Ⅲ 中世Ⅱ』（新人物往来社、一九八四年）
- 佐々木文昭『中世公武新制の研究』（吉川弘文館、二〇〇八年）
- 清田義英『日本中世寺院法の研究』（敬文堂、一九八七年）
- 寺院史研究会『寺院史研究』（寺院史研究会、一九九〇年）
- 平雅行『日本中世の社会と仏教』（瑞書房、一九九二年）
- 平雅行編『公武権力の変容と仏教界』（清文堂出版、二〇一四年）
- 高松百香『九条兼実の興福寺再建―中世撰閲家と（鎌足）―』（『人民の歴史学』一六二号、二〇〇四年）
- 多川俊映・金子啓明編『興福寺のすべて』（小学館、二〇〇四年）
- 伊達光美『日本寺院法論』（巖松堂書店、一九三〇年）
- 田中文英『後白河院政期の政治権力と権門寺院』（『平氏政権の研究』思文閣出版、一九九四年）
- 田中文英『院政とその時代―王権・武士・寺院』（思文閣出版、二〇〇三年）
- 棚橋光男『中世成立期の法と国家』（瑞書房、一九八三年）
- 東京帝國大學史料編纂所『日本佛教各宗派本山門跡住持曆代表』（内外書籍、一九三三年）

- 中尾堯『中世の寺院体制と社会』（吉川弘文館、二〇〇年）
- 長崎浩『撰政九条兼実の乱世「玉葉」をよむ』（平凡社、二〇一八年）
- 永島福太郎氏『奈良文化の傳流』（中央公論社、一九四四年）
- 羽下徳彦『領主支配と法』（『岩波講座日本歴史』中世一、一九七五年）
- 樋口健太郎『中世撰関家の家と権力』（校倉書房、二〇一一年）
- 久野修義『日本中世の寺院と社会』（塙書房、一九九九年）
- 平岡定海『日本寺院史の研究』（吉川弘文館、一九八一—一九八八年）
- 三浦周行『新制の研究』（『日本史の研究』新一輯、岩波書店、一九八二年再録）
- 水戸部正男（『公家新制の研究』創文社、一九六一年）
- 元木泰雄『院政期興福寺考』（『大手前女子大学論集』二二卷、一九八七年）
- 森谷英俊、いとうせいこう『古寺巡礼 奈良五興福寺』（淡交社、二〇一〇年）
- 安田次郎『中世の奈良 都市民と寺院の支配』（吉川弘文館、一九九八年）
- 横内裕人『日本中世の仏教とアジア』（塙書房、二〇〇八年）

天皇の座についての考察 — 高御座を中心に —

佃 美香

はじめに

今年の日本国民にとって、ビックイイベントといえれば何を思い浮かべるだろう。そう、新しい天皇の即位である。四月三十日に、退位の礼、翌日の五月一日に新しい天皇が即位する。そして同年十月二十二日に即位正殿の儀が執り行われる。即位の礼とは国事行為たる儀式で、剣璽等継承の儀・即位後朝見の儀・即位礼正殿の儀・祝賀御列の儀・饗宴の儀からなる。即位の礼において中心的儀式ともいえるものが即位正殿の儀で、天皇は「高御座（たかみくら）」という座に着く。

高御座とは、天皇が大極殿及び豊楽殿に出御する際に用いられた御座である。元々、国家的儀式の場であった大極殿であるが、治承元年（一一七七）の平安宮大極殿消失以降、再建されることはなく、以後即位式は多く太政官庁が使われた。後柏原天皇の永正十八年（一五二一）からは専ら紫宸殿が用いられた^③。現在京都御所の紫宸殿殿上中央に設置されている高御座は、明治四十二年（一九〇九）の「登

極令附式」に基づいて大正天皇の即位にあわせて新調されたものである^④。この高御座を今年十月に行われる即位正殿の儀で使用するために、昨年の六月下旬から解体作業がはじめられた。解体と組み立てを二度繰り返し、修繕箇所を調べたうえ、三度目の解体を経て九月に東京へ移送された^⑤。万全な状態で即位式に臨むための準備が着々と進んでいる。今年の即位正殿の儀で見ることができる高御座と古代のものとの相違点を考察するとともに、高御座に関する議論からその特質を探っていききたい。

第一章 高御座の形状

第一節 現存高御座の形状

はじめに大正天皇即位の際つくられた高御座について詳しく述べていく。まず院政期古記録からわかる高御座というのは、壇が上・中・下の三段ある。その上に柱を八本立てて帳をめぐらし、八角形の蓋を乗せて、蓋上に鳳凰等多くの装飾品をつけている。大正天皇の即位にあたり復元さ

れた高御座も、長方形下壇、長八角形中壇、長八角形上壇の三つの壇からなる。下壇から壇下にかけて背面に五級の木階をつけていた。(しかし両側面三級の木階は平成度即位儀の後に撤去している。)また下壇と木壇には高欄をめぐらしている。柱は円柱で上壇に八本立ち、平安時代の高御座と同じく柱上には長八角形方造の蓋をのせている。蓋の細かい装飾については、各隅木鼻には蕨手をつけて幡をさげ、その上に鳳凰を置いている。蓋の頂上には方形露盤をのせ、その上に蕨手上のものより一回り大きな鳳凰をおく。軒先各辺には鏡と唐草の装飾を交互に配す。各間に引き分けの帷をかけ、内法長押下には帽額を下げていた。⁶その内部は下壇の上に青地錦が敷かれその上に畳二枚・上敷一枚・毬代二枚を重ね敷き、さらにその上に天皇が着座する御椅子を立てている。⁷これが大正天皇即位の際に新調された高御座の特徴である。また、平安時代の高御座と大正天皇即位の際して復元された高御座との相違について、古尾谷氏と箱崎氏は、三つあげている。一つ目に高御座の壇と柱の立つ位置が違い、現存のものは柱が上壇に立つが、古代のものは柱が中壇の御帳土居の上に柱が立っていたこと。二つ目に蓋が長八角形であるのに合わせて軒先各辺に配された鏡の数は正背五枚、ほか六面が三枚ずつなのに対して、『延喜式』によると各三面ずつであり、蓋及び上・

中壇の平面形は正八角形である可能性があること。三つ目に現存高御座は帳の数が八枚なのに対して『延喜式』では「障子十二枚、帳二条」となっていることを指摘している。⁸

第二節 平安時代の高御座の形状

それでは、平安時代の高御座はどのようなものだったのだろうか。はじめに文安元年(一四四四)正月に藤原光忠が書き写した「文安御即位調度図」⁹を見てみると、大正天皇即位の高御座と構造はほとんど同じであるが、装飾においてやや違いが見受けられた。高御座内部の様子は現代のものよりも、より中国風のものだといえるだろう。¹⁰より細かく見ていくと『延喜式』巻第十五(内蔵寮)巻第十七(内匠寮)の記事では以下のように記される。(以下へ)は割書とする)

凡元正預前装飾大極殿、鳳形九隻、順鏡廿五面、玉幡八旒、玉冒甲十六条、障子十二枚、(韓紅花綾表、白綾裏)帳二条、(浅紫綾表、緋綾裏)上敷両面二条、下敷布帳一条、(已上高御座料)

巻第十七(内匠寮)では、

凡毎年元正、前一日官人 率木工長上雜工等、装飾大極殿高御座、(蓋作八角、角別上立小鳳像、下懸以玉幡、每面懸鏡三面、当頂著大鏡一面、蓋上立大鳳像、惣鳳

像九隻、鏡廿五面、(以下略)

つまり元日の前日に内匠寮の官人は木工長上や雑工等を用いて(内蔵寮の高御座料を用いて)大極殿高御座を裝飾する。蓋を八角に作り、角面に小鳳像をたて、その下に玉幡をかける。蓋の角面毎に鏡三面を掛け、蓋頂に大鏡を一面に付け、蓋上に大鳳像を立てたことがうかがえる。

これらに対して『頼業記』、『兵範記』から平安時代後半の高御座を見ていく。

『頼業記』久壽二年十月廿六日条

第一壇上敷満青地錦、其上敷纏綱端帖二枚、其上加唐錦端、龍鬢土鋪一枚、其上敷唐軟障錦端帖、其上敷東京錦茵一枚、(南面)左方立螺鈿御脇息一脚、右方立張脇息一脚、(以下略)

『兵範記』仁安三年十一月廿三日条

高御座懸紫面帳、(裏赤、件帷古物、在内蔵司敷)四面皆垂之、其内敷差筵、其上敷纏綱弘量二枚、其上又一枚中敷々之、(以下略)

川本重雄氏は平安時代前期と後期の高御座の中の天皇の座について言及している。『延喜式』の記す平安前期では「上敷両面二条、下敷布帳一条」と記している。また、『頼業記』の平安後期の記述では、高御座上に纏綱端量二枚を先ず敷いて下敷とし、この纏綱端量の上に唐錦端の龍鬢地敷、さ

らに唐錦の茵と東京錦の茵を重ね敷いて天皇の座としたとある。『兵範記』と『頼業記』では敷いている量の数に多少の違いは見られるものの、ここから平安時代を通して高御座中の天皇の座が敷物を敷くだけの平敷であることには変わりはないといえる。¹¹⁾

第二章 高御座に関する議論

ここまで高御座の形状について述べてきた。高御座に関する先行研究は多くあり、さまざま議論がなされてきたが、いまだ不明瞭な部分も多い。ここではその論点の中でも三点を取り上げ、先行研究への考察を行っていきたい。

一点目は大極殿高御座の中の椅子はいつから存在するかという点についてである。先述の通り、基本的に高御座内の天皇の座は平敷であったわけだが、現代の高御座は常に椅子座である。この高御座の平敷から椅子への転換期として、仁藤氏は七世紀以前からであると提唱している。応神・雄略朝についての記載に「(大御) 呉床」に坐すという事例があり、加えて継体朝以降ではすでに「呉床」に「踞坐」(腰掛ける)することが一般的にみられていることから七世紀以前には踞踞の伝統があり、椅子坐の伝統が古墳時代には存在していた¹²⁾ことを述べる。しかしこのことは椅子に座するという形態の成立について言及しているに過

ぎず、大極殿高御座の椅子の存在を示すには及ばないものである。この問いにおいては吉江氏のを参考とし、以下に要約する。高御座は帳中に畳・茵を敷くのが通常であるが、その例外として『兵範記』仁安元年（一一六六）の十一月十八日条の大嘗祭豊明節会（大極殿儀）の様子があげられている。

早旦、撤両国御帳并標等、装束司、裝飾高御座如例、帳三面裹之、高座外壇上敷青絹、撤高座、敷錦毯代、立平文御椅子（以下略）

貞享四年（一六八七）の大嘗祭豊明節会において高御座が椅子座であったことは、この『兵範記』の記事を参考にしたものであり、この様相は九世紀まで遡るのではないかと述べている。しかし、あくまで大嘗祭の高御座が椅子座であるのに対し、即位式における高御座は平敷であることに注意し、明治以前の高御座には椅子を置く様相と、椅子の無い様相（平敷）の二つが存在していたと述べている。また現代の高御座が常に椅子座であるのは、大嘗祭を即位儀に連続して行うことになった、明治四十二年（一九〇九）公布の「登極令」及び附式の段階に、大嘗祭の形態が古儀と認識され、高御座の様相が近代思想にあわせて作成されたからである⁽¹³⁾。

吉江氏はこの『兵範記』の豊明節会の高御座に椅子が置

かれた理由として高御座の両側に設置された悠紀・主基帳が椅子座であることに対応し、それとの釣り合いで椅子を置いたとみている⁽¹⁴⁾。しかし、先に記した『兵範記』の仁安三年十一月廿三日条の後述部分では悠紀・主基帳ともに椅子が立てられているが、高御座中は平敷である。このことから、必ずしも悠紀・主基との釣り合いで椅子が置かれたとは言うことはできない。

二つ目の論点は、高御座が常設か否かという点についてである。この議論については多くの研究者による議論がなされてきた。橋本義則氏の見解において、高御座は大極殿に常設されたものではなく、天皇の大極殿出御に際して臨時に敷設され、しかもただ一つしか存在しないものであると述べている⁽¹⁵⁾。この意見に対し今泉隆雄氏は『儀式』から元旦には朝堂院朝賀に続き豊楽殿で元正節会があり、その前日に大極殿・豊楽殿の二か所に高御座を設置することから両殿それぞれに高御座は存在していたとしている⁽¹⁶⁾。

古尾谷氏と箱崎氏は、最下壇の「壇」のみは複数常設であっても、狭義の高御座は唯一であり、中壇の土居桁と柱、裝飾品などと共に、通常は内蔵寮に収納され、儀式に先立ち臨時に敷設されたとする。しかし、『日本紀略』昌泰二年（八九九）五月廿二日条に「未時。飄風吹。傾大極殿高御座於巽方。」とあるため九世紀末の実態としては柱や蓋

などは撤収されず、常置されていたものと考えている。¹⁷⁾

和田氏は天皇の大極殿や豊楽殿への出御に際して、必ず高御座は臨時に敷設されたとしている。先述の『延喜式』巻第十五(内蔵寮)においてみられる高御座の材料は高御座の中壇の八角形の屋形と蓋の装飾材料をさしているが、下壇の材料が明記されていないこと、また、裏松固禪の『大内裏図考証』¹⁸⁾では大極殿と豊楽殿の宸座には土壇が常設されており、臨時に高御座が其上に敷設されたと記載されるが、大極殿と豊楽殿には輒が敷き詰められていて、土壇の存在は想定し難いことから、高御座下段が常設か否か明瞭な答えは述べていない。¹⁹⁾

一方高御座の常設を唱える意見も存在し、今泉氏は『延喜式』巻第十五(内蔵寮)の記載はあくまで高御座の「飾物」の保管と収納について記すのみで、壇と屋形のこととは記していない。それはつまり、それらが大極殿に常設されていたことを示す。このことより、高御座が常設されていたことを唱え、平安宮では大極殿に八角形の蓋・屋形と壇の高御座、豊楽殿に壇のみの高御座が常置され、両者が併存したと考えている。²⁰⁾

吉江氏も古尾谷氏と箱崎氏の挙げた『日本紀略』昌泰二年の記事より、斗帳の常設を示唆しているものの、帳の無い骨組みだけが常設されたとみるのは不自然であるとして、

『延喜式』(内蔵寮)が示す「漆土居桁柱」を斗帳の土居桁、蓋に関しては(内匠寮)の「蓋八角に作る」が蓋を組み立てる行為を示すと理解し、斗帳は全体として臨時に敷設されたとする。このような臨時性を示すとともに、大極殿には古くから常設の壇が存在していたことを提示し、つまり天皇が座す場が常時確保されていたという見解から天皇の座の実質的な常設性を見出している。²¹⁾

三つ目の論点は高御座の高御座たる所以とは何であるのかという点である。この論において和田氏は高御座の最も注目を置くべき点は八角形の形状であると述べている。この八角形の形状が天皇による日本全土の支配を象徴しているとする。つまり高御座に出御することこそが、天皇位にあることを天下の万民に知らせるものでもあった。その根拠として三つ挙げ、まず一つ目に天平改元の宣命に「この天つ高御座に坐して天地八方を治め賜ひ調へ賜ふ事」との表現があり、最高存在である皇御孫之命たる天皇が「天地八方」つまり天とともに、現実の国土のすべてを治めているということを示していること。二つ目に、『万葉集』にみえる「やすみしし吾大王」という表記法に注目し、「八隅知之吾大王」とすると「八隅」とは八嶋国あるいは大八洲を指しており、高御座が八角形であるのは八嶋国、大八洲の支配を象徴しているということ。またこのような表現

は推古・舒明朝頃に成立したと推察する。三つ目に養老公式令詔書様式条と孝徳紀の詔書式の類似表現に注目し、孝徳朝にうみだされた「オホ）ヤシマグニシロシメスメラミコト」と「やすみしし吾大王」という呼称が後に高御座を八角形とする思想を生んだものであるとしている。²³⁾

和田氏が高御座の八角形の屋形に注目した一方で、吉江氏は先に記した大極殿中央にある常設の壇が重要で基礎的な特質とみている。つまりは高御座の最も重要な形状の特質とはその名の通り「高御座」（＝壇上の座）であることに求めるべきとしている。高御座が登壇即位における壇（以下「壇」と訳す）を踏襲したことでイデオロギーの意味合いが強まった。その要因には、律令官人層・律令公民層を形成する中で向き合うべき対象が拡大し、専制君主的な地位を獲得していった天皇が、その対象たちに權威を新たな形で表現しなければならなくなったことがあげられる。「壇」とは即位儀において即位を天と群臣へ告げる一回性のものであるのに対し、高御座は種々の儀式で使用されるもので、つまり「壇」から高御座への変化は、実際の用途を持つ座へと飛躍的な変化を示す。「壇」を発展させる形でイデオロギー的性格の強い高御座なる座が成立したと考察している。²⁴⁾

おわりに

前半部分では大正高御座と平安時代高御座を中心にその形状を考察していった。『延喜式』や『文安御即位調度図』などの諸資料を中心に利用し平安時代の高御座を考察した。先行研究は少なくないが、いまだその形状は不明瞭なところが多く特に、高御座中の様子について記すものも少なかった。

また後半部分では、高御座に関する議論をとりあげた。その議論に対する見解もまた多くある。高御座を考えていくにあたって、今回あまり触れることはできなかったが、大極殿以外の高御座の存在や律令天皇制を視野に入れて考えていくことは必要不可欠である。今後高御座に関する検討を進めていくにあたって、その視点をくわえた考察を行っていきたい。

注

- (1) 『皇室典範』第二十四条。
- (2) 和田萃「タカミクラ朝賀・即位式をめぐって」同『日本古代の儀礼と祭祀・信仰 上』塙書房、一九九五年。
- (3) 所功「高御座の来歴」吉成勇編『古式に見る 皇位継承「儀式」宝典』新人物往来社、一九九〇年。
- (4) 古尾谷知浩・箱崎和久「高御座の考証と復原」『奈良文化財研究所 年報一九九七年』第一号、一九九七年。

- (5) 日本経済新聞「高御座の解体を公開 宮内庁、九月に東京へ」、二〇一八年八月二十日 午後五時十五分掲載。
- (6) 古尾谷知浩・箱崎和久「高御座の考証と復原」。
- (7) 和田萃「タカミクラ朝賀・即位式をめぐって」。
- (8) 古尾谷知浩・箱崎和久「高御座の考証と復原」。
- (9) 「文安御即位調度図」「大内裏図考証」第三之上。
- (10) 和田萃「タカミクラ朝賀・即位式をめぐって」。
- (11) 川本重雄「天皇の座―高御座 倚子 大床子・平敷―」「家具室 indoors」創刊号、二〇〇九年。
- この論文において川本氏は平安後期の高御座中の様相を『兵範記』仁安元年の記載記事と『山槐記』治承四年四月廿二日条より考察するが、『山槐記』の記事からは高御座中の様相を伺うことはできない。おそらく『頼業記』久壽二年十月廿六日条のものが川本氏の見解と合致するものであるとして、代わりに書き記した。
- (12) 仁藤敦史「古代王権の表象―榎木・厨子・倚子―」「家具道具室内史」創刊号、二〇〇九年。
- (13) 吉江崇「研究ノート 律令天皇制儀礼の基礎的構造―高御座に関する考察から―」「史学雑誌」一一二巻三号、二〇〇三年。
- (14) 『兵範記』仁安三年十一月廿三日条後半部分
悠紀主基御帳懸白帷、東西南三面卷上之、(悠紀小葵文綾二色、紐如常、施絵、寛治例也、主基白唐綾、以色々糸縫竹桐鳳凰等、天仁例云々、意趣如軟障、鏡懸角如常、件御帳悠紀主基以板敷続其上、塗石灰、又新造、高欄塗朱漆、悠紀壇東北有登階、敷唐纈纈面敷

- 青打絹、(押銀薄丸文、)帳台面敷滿唐錦、(悠紀赤床(唐か)錦、弘七尺、長一丈餘、故殿御物也、申請白川殿、主基例錦申請院云々、後日返上、)其上敷唐錦毳代、立紫檀地螺鈿御倚子、(以下略)
- (15) 橋本義則「平安宮成立史の研究」、塙書房、一九九五年。
- (16) 今泉隆雄「古代宮都の研究」、吉川弘文館、一九九三年。
- (17) 古尾谷知浩・箱崎和久「高御座の考証と復原」。
- (18) 和田氏は裏松固禪の『大内裏図考証』の高御座に関する記事は大極殿と豊樂殿の高御座を混同しているとする。
- (19) 和田萃「タカミクラ朝賀・即位式をめぐって」。和田氏はこの論文において高御座をタカミクラと表記する。
- (20) 今泉隆雄「古代宮都の研究」。
- (21) 吉江崇「研究ノート 律令天皇制儀礼の基礎的構造―高御座に関する考察から―」。
- (22) 和田萃「タカミクラ朝賀・即位式をめぐって」。
- (23) 吉江崇「研究ノート 律令天皇制儀礼の基礎的構造―高御座に関する考察から―」。

「藤原秀郷展」を見学して

鹿子畑 瑞 季

栃木県立博物館で二〇一八年十月二十七日から十二月九日まで開催されていた第二二回企画展「藤原秀郷―源平と並ぶ名門武士団の成立―」（以下「秀郷展」とする）を見学したのは、二〇一八年十一月一日であった。今回はこの「秀郷展」をみて思ったことを漠然と書いていくので、お見苦しい文章になると思うがご容赦願いたい。

はじめに「秀郷展」の内容について述べていこうと思う。私が言うのは烏滸がましいが「秀郷展」は全体的に面白い展示であり、見に行けてよかったと思う。図録も思わず買ってしまうほど、私は満足した。

最初に私が気になった展示品は、『延喜式卷四二』であった。京都にいたので、現在の場所を思い浮かべながらそこに昔は何があったのかを思い浮かべた。八條と書かれて赤い枠で囲っているあたりが現在の京都駅の辺りであったはずだ、などと考えてしまい、まだ序盤であるのに見入ってしまった。

その先からは本題である藤原秀郷についての展示があり、

はじめに江戸時代に書かれた『皆川文書』で家系図を見た。有名な歌人である西行から奥州藤原氏、強大な勢力となり下野守護となる小山氏の名があるなど、秀郷の子孫が活躍していることがわかる。この展覧会に向けて読んでいた野口実先生の『伝説の將軍 藤原秀郷』で気になっていた秀郷の子であり、安和の変で遠流の刑に処された千晴から奥州藤原氏へと続いているのは疑問である。江戸時代の家系図であるから信憑性に欠けていることを考えなければならぬなど、史料批判の必要性を感じた展示品であった。

この後には、昭和時代の秀郷の絵や色鮮やかな江戸時代の絵巻が並んでおり、いろいろな時代の秀郷のイメージが比較できて面白い。個人的に秀郷の武者絵を入れてもいいのではないかと思った。栃木県立博物館に訪れた後に佐野市郷土博物館で秀郷の武者絵を見ており、カラフルで迫力があり、見栄えもしたからだ。また、現在まで続いている県の伝統工芸を人々に知ってもらうことでその伝統工芸が活性化するきっかけになるかもしれない。さらに館内で販

売もしているのです、展示に入れてもいいと思ったのだ。展示スペースの問題など多くの問題があるだろうから、これはあくまでも、現場を知らない人間のただの戯言と思っただきたい。

他にも気になった展示品は多くあるが、特に記憶に残っている展示品は「淡路国大田文」であった。原本として現在最古の大田文であり、大田文で唯一の重要文化財となっているものである。この展示品が強く印象に残っている理由が二つある。一つ目は、その長さだった。そこには群や保、莊園の面積が事細かく整理して書かれており、中世の人々がここまで細かく記録していたことに驚くとともに感動した。二つ目は、下野と淡路の距離の遠さである。現在京都にいるため、栃木に新幹線もしくは夜行バスと電車を駆使して帰省することがある。新幹線なら京都から宇都宮まで約三時間半で帰ることができ、夜行バスと電車であつたら約九時間半で帰れるが、どちらも乗っているだけだが疲れる。さらに京都と淡路の距離が加わるとなると、くたくたになると思う。中世の人々は、より移動時間がかかり、交通環境も整備されているところとされていないところがあるだろう。そのことを考えると、昔の人間の身体能力がいかに低くであったのかがとても気になった。

この大田文を見た後に大阪府の深日港に行った際には、

対岸に淡路島が見えて過去と現在がリンクしたような気がした。淡路島には上陸していないのにも関わらず、見ただけで何かが心に込み上げてきた。正直自分でもよくわからない気持ちであったことを覚えている。また、深日港から淡路島に行くための船があつたが、中世の人々は一体どのようなルートを使って、下野から淡路まで行つたのかということも知りたくなつた。このように「淡路国大田文」は私にとつて、なにかを感じさせたため、一番思い出に残っているものになっている。

ここからは博物館の現状について考えたことを述べていこうと思う。見に行つた日は平日であり、人の数が少なく、個人的にはじつくりと見ることができて嬉しかった反面、学芸員資格の授業を受けている者としては複雑な思いがあつた。見学中の女性と話をした際に、人がいないことを残念に思うことや地元のことを知らない人々が多くいる状況が悪いことではないか、という意見を聞いた。平日は多くの人が仕事をしているので致し方ないとも感じる。一方で、自分のことを振り返ると、恥ずかしながら大学に入る前の私は地元をほとんど知らなかつた。知らなければならぬと感じたのは、大学に入り、地元の歴史を事細かに話す人々や野口先生に出会つてからだつた。栃木県はよく魅力度ランキングで下位の方にいる。しかし、栃木県

の歴史などよく見てみると素晴らしいものがある。これは他の県でも言えることで、ランキングによって左右されていた自分は愚かであった。

帰り際には小学生と思われる集団が来ており、栃木県立博物館が実際の教育で使われていることがこの目で見ることでできた。この小学生たちには私のように本当の素晴らしさがわからない人間にはなつてほしくない。

地元のことについては、知ろうとするかしないかの個人の問題とも関わるが、いかにして多くの人に歴史を知ってもらうかは常に学芸員の悩みとなっているだろう。先にも述べた通り、私も地元の歴史に強く興味を抱いたのは京都に来てからであり、離れて気がつく地元の良さというものを現在とても痛感している。今回の展示は栃木県の歴史を知り、地元のよさを再確認することにも役立つものだとと言えるのではないだろうか。ただ、この展示を見るために若者が来るかどうか考えると秀郷をどこで知るかにもよるだろう。私は高校で秀郷を学んでいることは覚えていたがそれ以前は覚えていない。現在ゲームなどでよく歴史上の人物が取り上げられているが、そこから何人が地元の歴史と結びつけて考えるだろうか。歴史の学び方に関しても様々な課題があるように感じる。

博物館は資料を保管展示するとともに、資料を研究し、

一般の人々が生涯学ぶことができる場所である。私自身、この栃木県立博物館のおかげで、より歴史を学びたいと思った。しかし、博物館の置かれている立場は厳しい。この先、博物館は一体どうなっていくのだろう。博物館を次世代に受け継ぐことは、簡単であるように簡単ではない。以上のように「秀郷展」は私に色々もたらしてくれるものであり、大変勉強となった。今回私がこの「秀郷展」にいったのは、野口先生のおかげであり、さらに『伝説の將軍藤原秀郷』を読んだために、このように充実して展示を見ることができた。野口先生には深く御礼申しあげるとともに、これからもご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



栃木県立博物館「藤原秀郷」の垂れ幕

野口ゼミでの思い出 ―鎌倉旅行記を中心に―

植村 沙彩
堀 加奈実

一 普段の活動について

私たちが宗教・文化研究所ゼミの存在を知ったのは、一回生前期の仏教学での礼拝時の野口先生の講演でした。その際、野口先生はその講演の最後に、宗教・文化研究所ゼミについて紹介を下さったことで、縁あって野口ゼミの一員として学ばせていただくこととなりました。

『吾妻鏡』の講読は、大学で本格的な歴史学を学び始めた私たちにとって本当に刺激的でした。まだ史料講読の授業がなかった一回生の内から史料を読み、ご指導いただけたいことは本当に貴重でありたい機会であり、私たちの成長にもつながっていると思います。史料講読以外でも、野口先生や他のゼミ生の方たちとさまざまなお話ができて非常に有意義で楽しい時間を過ごすことができました。はじめは院生の方々と一緒にゼミに参加させていただいていましたが、その後一回生のみ時間をもうけていただき、『吾妻鏡』をはじめから読ませていただくことになりました。

一回生での講読では、雑談もはさみながら楽しく史料を読むことができ、これをきっかけにますます歴史が好きになっていったと感じています。このゼミに参加する回数が増えるにつれ、講読する力が身に付き、鎌倉時代についての理解や興味をより深めることができたと思います。他にもゼミの時間以外にフィールドワークとして、宇治や安土散策、泉涌寺や今熊野観音へ紅葉観賞に連れて行ってくださったことで、普段とは違った体験もすることができました。ゼミの公開講座のお手伝いをさせていただいたことも良い経験となりました。また、研究会や院生の授業への参加のお誘いなど貴重な機会もいただくことができました。これらの活動を通して歴史に対する認識の変化や知識の増加はもちろん、自分自身の視野を広げたり、いろいろな考え方や価値観があるということに気づいたりすることもできました。三回生、四回生になると、授業や部活、就活などとの兼ね合いから参加する機会が減ってしまったことが

非常に悔やまれます。貴重な体験をたくさんさせていただき、誠にありがとうございました。

二 鎌倉旅行記

私たちが一回生の春休みに、吾妻鏡の講読を行っているということで、実際に鎌倉へ赴き、中世について理解を深めるという目的の下、ゼミ旅行が開催されました。三年前ということで、なかなか記憶が曖昧な部分もありますが、大切な思い出としてこの場をお借りし紹介させていただきます。はじめに、私（堀）は、実際に鎌倉幕府が存在していた場所で直接勉強ができるというよりも、憧れの鎌倉に行けるということ、最終日にデイズニールランドに行けるという喜びの方が大きかったということをここで告白させていただきます。不純な動機で旅行に参加し、すみませんでした。

二〇一六年二月十八、十九、二十日の二泊三日で野口先生、下坂さん、中田さん、川原さん、植村、堀の当時の一回生メンバーで鎌倉・東京へゼミ旅行に行きました。私たち学生は十七日の夜に長岡京のバス停から夜行バスに乗りし、十八日早朝、横浜に到着しました。バスを降りた直後、植村がモバイルバッテリーをなくすという事件が起こり（その後バスの中に忘れてきてしまったことが発覚し、後



鶴岡八幡宮にて



鶴岡八幡宮の鳩みくじ

日郵送で返却されました）、歩いてきた道で搜索した後、時間を潰すためにファミレスで朝ごはんを食べました。その後、JRで鎌倉に向かいましたが、都会の通勤ラッシュのすさまじさを初めて体験しました。五人が大きなスーツケースを持ち、楽しそうにし、観光客の雰囲気丸出しだったのでスーツ姿のサラリーマンたちの視線が少し痛かったです。鎌倉駅で荷物をコインロッカーに預け、歩いて鶴岡八幡宮まで向かいました。道の真中に参道があることに驚き、以前鎌倉に訪れたことのある下坂さんがいろいろと解説をしてくれました。鶴岡八幡宮に到着し、軽く神社を見回った後、五人で一緒に鳩みくじを買いました。鶴岡八幡宮は一度来てみたかったので、実際に来ることができ感激でした。野口先生との集合時間にまだ余裕があったので、建長寺にも行きました。その後、また鶴岡八幡宮に戻り、新幹線で京都から来られた野口先生と合流し、さまざま



江ノ電にて



北条高時の腹切りやぐらにて



江ノ島と夕日
(江ノ電から)

切りやぐら内で写真を撮ったことはなかなか無い体験であったと思います。また、下坂さんがとてもうれしそうにしています。がとても印象に残っています。(ずっと前から訪れてみたくたそうです。)そして、鎌倉幕府があった場所が現在も小学校になっていること(そして小学校の掲示板に載っていた家系図

解説をしていただきました。そしてもと来た参道の途中で昼食としてパンを食べました。先生には鎌倉焼をご馳走していただき、あんなの食べられない下坂さん以外でいただきました。非常に美味しく、すぐに平らげてしまいました。昼食後は、先生の案内のもと鎌倉を散策し、源頼朝の墓とされる場所や北条高時の腹切りやぐらを訪れました。腹



宴会の様子

が間違っていたこと)には衝撃を受けたので、今でも鮮明に覚えています。また、鎌倉には谷のつく地名が多く、「江ノ島」や「江ノ島」が「江ノ島」だと教えていただいたことも勉強になりました。鎌倉には野生のリスがたくさん生息していて驚いたと同時にとても可愛くて癒されました。鎌倉散策をし終わったのち、江ノ電にのって藤沢市のホテルに向かいました。江ノ電から見える景色がテレビで見たものと同じで感動し、みんな写真をたくさん撮っていました。特に、ちょうど江の島の前を通った時の夕日がきれいでした。藤沢市に着きホテルにチェックインをしたのちに以前のゼミ旅行で宴会をしたという所で食事をしました。みんなそれぞれ思い思いの海鮮料理を頼み、ノンアルコールビールで乾杯しました。やはり本場の海鮮は普段自分の食べているものとは全く違い新鮮で、本当に美味で感動しました。中田さんは金欠のためかおにぎりを食べていました。



イクラ丼



長谷寺の見晴台にて

二日目の十八日は、まず江ノ電で長谷寺に向かいました。二日目は、コインロッカーが見つからなかったの
で、重いスーツケースをひきずって坂道や石畳の上を歩きました。なかなか大変だった記憶があります。長谷寺では、たくさんの可愛
いお地藏さんがいて、こ
でもたくさん写真を撮りま

した。また、弁天窟も巡り、壁に掘られた仏像を見物しました。見晴台からは鎌倉を一望することができ、非常にきれいな景色を見ることができました。この時、植村は御朱印帳を購入し、御朱印をいただきました。御朱印帳には、長谷寺で有名なアジサイのデザインがほどこされていてもかわいらしく、ひと目で気に入りました。現在でも現役で使っています。

長谷寺を満喫した後は、鎌倉大仏の見学に行きました。非常に残念なことに、鎌倉大仏は改修途中でその姿を見ることができませんでした。そのためか入場料は無料でした。また、その入場料に関して、京都と比べ、鎌倉のお寺

の入場料は安いねとみんな
で驚いていましたことも記憶に新しいです。せっかく
ここまで来たということで、「鎌倉大仏」と書かれてい
る石碑の前で記念写真を撮りました。中田さんが修学
旅行生に頼まれていて写真
を取っている姿を見て、野
口先生が「新任の教員の様
に見える」とおっしゃって



鎌倉大仏（改修中）にて

いて、その通りにしか見えなくなりました。そのあと、こ
こでも御朱印をいただき、お土産屋さんでソフトクリーム
とお団子を先生にご馳走していただきました。ソフトク
リームとお団子の二刀流で食べている人もいました。この
日は天気がとてもよく、日差しが暖かったため、ソフト
クリームを食べるのには適した気温でした。

その後、鎌倉と別れ、東京へ向かいました。はじめに東
京駅で荷物をコインロッカーに預けました。東京駅は迷路
の様だと聞いていましたが、本当にその通りで一度はぐれ
たらなかなか合流することは難しいなと感じました。東京
駅の前でも記念写真をとって、そのまま皇居へ行きました。



天海の墓にて



浅草寺にて



上野公園・西郷隆盛像の前にて



雷門

皇居とつながる橋がすごく嚴重に警備されており、また見物客も多いことにも驚きました。国会議事堂も遠くにほんやりと望むことができました。皇居を出る際は桜田門からでしたが、みんなで「ここで井伊直弼が暗殺されたのだな」と幕末に思いをはせていました。次に警視庁の前に行き写真を撮った後、東京メトロに乗り浅草に向かいました。浅草では人形焼きや揚げ饅頭などを食べ歩きし、浅草寺に参

詣しました。スカイツリーの中には入っていませんが、初めて見る事ができたため、うれしかったです。続いて上野公園を訪れました。東京国立博物館などは時間の関係上入場できませんでしたが、西郷隆盛像の前で記念撮影をし、天海の墓や清水観音堂を散策しました。その後はいろいろな話をしながら、不忍池の周辺を散策しました。次の日にディズニールランドへ訪れる予定だったので、二日目は千葉県の船橋のホテルに泊まりました。ホテルの部屋は、大人数の部屋だったので、一人ひとりがスーツケースを広げるなど有効に使っていました。
三日目の二十日は、みんなそろって寝坊し、また電車を乗り間違えたため、最終的にタクシーでディズニールランドへ向かいました。最初にステイッチと会話できるアトラクションに並びましたが、その間にファーストパスをとってくるなど、なかなか効率良く行動できたと思います。私（植村）は並んで待っていたのですがディズニーに詳しい人たちが



ディズニールランド・シンデレラ城前にて



ディズニーランド内お土産店にて

が率先して動いてくれたのですごいなと感心していました。その後、プーさんのハニーハントに乗りました。途中で、帽子などを買う人もいて、すごく賑やかな集団になりました。(堀は自宅からカチューシャとポツプコンケースを持参していました。)学生勢がはしゃぎすぎて、野口先生にはとても申し訳ないことをしたなと思っていました。しかし、ビッグサンダーマウンテンでは野口先生がとても楽しそうにしておられたので私たちもうれしくなりました。その後、野口先生は新幹線の時間の関係で、午後お帰りになられました。私たち学生は、夜行バスで京都まで帰る予定だったので、閉園時間まで遊びました。途中、雨にも降られてしまいました。とても楽しい時間を過ごせました。

稚拙で読みにくい文章になってしまい、大変失礼しました。このゼミ旅行は、とても楽しく、たくさんのお話を学ばせていただきました。鎌倉に実際に赴いたことで、『吾妻鏡』の講読へのモチベーションが高まり、鎌倉へのイメー

ジをより膨らませることができたと感じました。何より、中世研究の権威である野口先生から直接ご指導やご解説がいただけたことは恐れ多くも、本当に幸せなことであり、実のある学びとなりました。ゼミの仲間たちとは、この旅行を通し、より仲を深めることができ、野口先生とも多くの時間を一緒に過ごすことができ、うれしかったです。

宗教・文化研究所ゼミに参加させていただいた経験は、私たちの大学生活で非常に濃いものであり、大切な思い出です。この経験を胸に、それぞれの道を歩んでいきたいと思えます。最後になりましたが、野口先生には何の知識もない私たちに、一から丁寧にご指導してくださったり、様々な場所に連れて行ってくださったりなど、いろいろな目をつけていただき、本当に感謝しております。また、岩田さんにも講読でのご指導、丁寧な紫苑の添削など、いろいろとお世話になりました。この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。本当に四年間ありがとうございました。

『吾妻鏡』を読めるようになりたい！

伊藤麻衣

私がこの宗教・文化研究所ゼミナールの存在を知ったのは小松寮で行われたオリエンテーションの時でした。同じ寮の先輩である鹿子畑先輩に「『吾妻鏡』に興味ない？」と尋ねられたのがきっかけでした。京都女子大学に入学したばかりの私は『吾妻鏡』といえは鎌倉幕府のことが書かれた書物だ、という大学受験で使う程度の認識でした。しかし、鹿子畑先輩からゼミの話聞く程度につれて『吾妻鏡』を読みたい、そしてなんだか面白そう、と感じるようになり、ゼミの様子を見学させて頂くことになりました。ゼミを見学することになった当日、私は一緒にゼミを見学する同回生二人と初めてまともに話しました。その時、同回生である鈴木さんと藤井さんが非常に真面目そうに見えて自分がこの二人と見学するのは場違いではないか、と見学する前から不安に苛まれていました。そして不安な気持ちを抱えたままゼミの見学が始まったのですが、見学前に不安だったことを忘れるほど野口先生のお話が面白く、もつと野口先生の話聞いてみたいと思いいこのゼミに参加することを決めました。

ゼミに参加することを決め、『吾妻鏡』を初めて目にした日のことを今でも鮮明に覚えています。初めて旧字体交じりの漢文を見たとき、私は『吾妻鏡』を読めるようになる日は来るのだろうか」と茫然としてしまいました。前期の『吾妻鏡』を読むゼミはまず一回生が決められた範囲を読んだ後に鹿子畑先輩から正しい読み方を教えていただき、最後に野口先生に読み方や書かれている内容や当時の時代背景について教えていただく、という流れの繰り返しでした。そして私が初めて『吾妻鏡』を読む番になった時、干支や旧字体の漢字など自分でも驚くほど読むことができませんでした。ゼミを見学する前の私は何となく『吾妻鏡』を読んてみたい」と思っていたのですが、『吾妻鏡』を声に出して読んでみるからは『吾妻鏡』を絶対すらすらと読めるようになってやる」と思うようになりました。そして野口先生に漢字の読み方や登場人物がどのような人なのかなど基礎中の基礎をしっかりと丁寧に教えていただいたおかげで、少しずつ読むことができるようになっていきました。自分で読めるようになった漢

字がしだいに増えていくにつれて、『吾妻鏡』をただ読むだけでなく内容を理解し、その内容がどのような歴史的意義を持つのかについて考えることが大事だと感じるようになりました。しかし、内容を深く理解するために必要な中世に対する基礎知識がまだまだ不足していると感ずることも多く、ゼミに参加するたびに自分の勉強不足を痛感しています。

この十か月間で私にとってこのゼミは単に勉強をする場ではなく、自分の現状を知り、周りの人よりもっと勉強をしなければならぬ、と自分を奮い立たせる場となりました。

このゼミに参加して『吾妻鏡』を読むことができること以外にも二つ良いことがありました。一つは野口先生から様々なお話を聞くことができたことです。野口先生は『吾妻鏡』の話の他に中世以外の時代の話や最近話題になった政治の話、今までの人生経験の話などをしてくださり、私は野口先生のお話を聞くのを楽しみにゼミに参加していました。先生のお話は面白いだけではなく、物事を別の視点で捉えることや自分が学びたいこと以外のことも幅広く学ぶことの大切さを再認識するきっかけにもなりました。

もう一つはこのゼミを通して普通の大学生活を送っていたら出会うことができない方々と出会う機会が得られたことです。野口先生や先輩方、大学院生の方々の学ぶことに真摯に向き合われるお姿を見て、そのような優れた方々に

少しでも近づこうと自分の勉強に対する姿勢を見直し、改善する良い機会を得ることができました。また、このゼミに参加したおかげで同回生の鈴木さんと藤井さんという真面目に勉強に取り組む人と一緒に勉強をすることができました。このような世代も異なる素晴らしい人々と出会うことができてこのゼミに参加して本当に良かった、と心から思います。

最後になりますが、この宗教・文化研究所ゼミナールに参加して私は自分の成長を感じる反面、自分の未熟さや甘さを知ることでもできました。そして勉強をすることの楽しさを大学生になつてやっと実感することができました。このゼミで経験させていただいたことはこれからの私の人生の糧になると思います。ですが、今までの私は貴重な経験をする機会をいただいたにも関わらずそれらの機会を無駄にすることが多かつたように思います。今後はいまままで以上に自分に妥協せず学ぶ機会を大切に行きたいと思っています。このようなまとまりのない文を最後まで読んでいただきありがとうございます。このような素晴らしい場を設けてくださった野口先生と宗教・文化研究所ゼミナールに関わる全てのの人にただただ感謝の気持ちでいっぱいです。私は至らない点も数多くあるかと思いますが、これからもご指導・ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

宗教・文化研究所ゼミナールでの学び

鈴木眞澄

はじめに、私がこの吾妻鏡のゼミに入った経緯について話そうと思います。私がこのゼミを知ったのは、鹿子畑先輩からの何気ない勧誘がきっかけでした。先輩とは同じ寮に在寮しており、そこで入寮当初、「吾妻鏡に興味がある人はぜひ声をかけてほしい」と声をかけられました。初めは私自身、唐突に吾妻鏡といわれても、鎌倉時代の歴史書であるということしか知識がなく、漠然に歴史書を読むのだなと軽く考えていた節がありました。しかし、私の甘い考えは裏目に出て、初めてゼミにお邪魔した時は、大きな衝撃を受けたことを今でも覚えています。私は果たしてこのゼミで同回生の人はもちろん、先輩たちについていくことができるのだろうかという不安が頭の大部分を占めていました。しかし、私自身、大学へ入学した際には、何から大学でしか学べない、またこの京都女子大学でしか学べない授業とはまた別のことを一つでも構わないから挑戦してみたいと常々思っていたので、今では、とてもいい機会に恵まれたのだなと当時の私を振り返ることがあります。

私は、歴史を学ぶ、知ることが単に好きという理由で史学科に入りました。そもそも、特定の好きな時代や人物は特になく、漠然と歴史が好きという理由から決めました。しかし、そのことが私の不安の一つでもありました。自分の中で好きであるとか、研究したいであるとかという特定のものがなくて、ましてや、日本中世に今まで関心を持つたことがない私がこのゼミに入っているものなのか悩みました。前記にもあるように、当初私は、歴史書を読むということを単に、文学作品を読む程度というように甘く考えていたので、こんな稚拙な考えの私はこのゼミに入るべきではないとも思いました。しかし、大学で何かしら挑戦して自分に残るものをやってみたいという考えが頭にあったので挑戦する形で参加しました。ゼミに入るまで記憶することしかやってこなかったせいも、今まで全く興味がなかった日本中世について、ゼミに参加したことで多くの知識を得ることができました。一度は聞いたことがある事象や人物が一体どういうことで、どういう人物なのか、知れ

ば知るほど今までの自分の至らない学びが恥ずかしくなるほどでした。

次に、約一年間の活動内容について話そうと思います。今年、治承四年九月まで進み、初めよりは内容をつかめるようになり、少しは自身の進歩を感じられるようになりました。しかし、まだまだ先輩たちの足元にも及ばず、又、同回生の人たちの読む能力の高さに半ば圧倒され、漢和辞典と友達になりながら、毎週予習をして自分なりの解釈をしています。このような時間を過ごし、早一年が過ぎようとしています。このゼミで私が得たものは思いのほか多いように感じます。このゼミでの学びは、単に歴史書を読むというだけではなく、その当時の人物関係や地形、時代背景といった様々な観点から吾妻鏡をとらえ、また野口先生の吾妻鏡だけでなく、今の日本の社会について、そして、京都で歴史を学ぶという重要性や難さなど今の私たちに必要なことを享受し、その話から多くのことを僅か一年足らずで学ぶことができました。この経験は、私が以前から常々思っていた大学では授業とは別の何かしらに挑戦したいというもののもののように思います。以前の私は、面倒なことをやりたがらず、熱しやすく冷めやすい性分の人間であったため、吾妻鏡のゼミにおいても何度か予習を怠り、ほかの人に迷惑をかけたこともありました。そのたび

に、申し訳なさと恥ずかしさがありました。しかし、何度か注意されるうちに、そんないちいち恥ずかしさを自分から伴うのであれば、自分が満足するまでやるしかないという感情がわきました。それから、毎週本文の書き下しを読むだけではなく、これを今の言葉に直したらどうなるのだろうと自分なりの訳まで考えるように変わりました。他人から見たら、とても幼稚なことと思うかもしれませんが、自分の中ではとても大きな変化です。このゼミを通して、自分の弱さを克服することができたことは、今後の自身にとって大きなものを得ることができました。

私は、前記にもあるように要領も悪く、学習においても、今までの経験においてもうまく立ち回れている人を見ても嫉妬や嫌悪感にさいなまれていました。つまり小さな人間だったのです。しかし、この約一年間で少しは変わった自分に少しばかりではありますが、自信が持てるようになりました。まだまだ、ほかの人についていくので精一杯の私ですが、約一年間のうちにあつたことを思い出すにつれて、大学を卒業するまで私は今以上に変わることができているのか今から少し楽しみでもあります。

このように、吾妻鏡ゼミを通して歴史書に触れるだけでなく、多くの人との交流や、先生の話から多くのことを学

び、得ることができたと同時に、以前より日本中世に関して興味がわきました。このゼミでの学びを自分の普段からの学びに生かしていきたいと思えます。

このように幼稚で平凡な文章を読んでくださり、ありがとうございました。このように貴重な体験ができたのは野口先生のおかげです。感謝の言葉で終わらせていただきます。本当にありがとうございます。

宗教・文化ゼミナールに参加して

藤井志帆

まず初めに、私は史学科の人間ではありますが、あまり歴史が得意なほうではありません。ただ「歴史を学ぶことが好き」という理由でこの学科に入学しました。しかし、一方で「得意分野」という武器を何も持っておらず、史学科で学ぶ資格があるのか漠然とした不安がありました。

そのような私が宗教・文化ゼミナールに参加した経緯はつきりと覚えてはいませんが、同じ寮である鹿子畑先輩からお誘いを受けたことでした。『吾妻鏡』をはじめとする史料を読むことに前から興味をもっていました。そのため、このゼミを通してそれらを読む力をつけることができれば、今後役に立つことがきつと見つかるとは思いますが、史料を読む術を身に付けていれば自身の選択肢を広めることができるはずだ、という考えに至り、参加することを決めました。

鎌倉時代の知識は高校レベルしかありませんが、それも危ういため、漢文の知識だけで乗り切ろうとしたゼミ初日。初めて読んだ『吾妻鏡』は、唯一の頼みの綱である中学・

高校での漢文の知識を以ってしても全く読めず、その日は自身の知識と読む力の不足を痛感する日となりました。その後もゼミの日は毎回自分の知識の少なさを悔やむと同時に、だんだんと読めるようになっていく友人を見て焦りを感じていました。その上、予習では分からないところが多く、「このままずっと読めないままなのではないか」と、最初の方は読むことがとてもつらいものでした。しかし、ゼミでの野口先生による丁寧なご指導のおかげで、基礎知識が少ないうちに『吾妻鏡』の時代背景などに対する理解が深まりました。そして、徐々に『吾妻鏡』を読むことが楽しくなり、自分の力で理解することも、少しずつできるようになりました。それが何よりも嬉しいことでした。それだけでなく、ゼミの合間に入る先生の説明や人物に関する逸話はどれもとても興味深いものでした。また、その時代の出来事が後の時代にどのように影響を与えていったのか教えていただくときは、ばらばらで、関係がないと思われた事柄同士が結ばれていき、一つの線になっていくよ

うでとてもわくわくしました。そのようなお話が、時には世間話や人生相談にも発展し、それを通して友人の普段では見ることができない新たな一面を知ることができました。それは、今までの生活では触れることがなかった様々な物事に対する考え方や見方に触れることのできる大変面白い機会でした。

『吾妻鏡』を読み、前述したように先生から直接それについて教えていただくことは、とても貴重な経験です。それに加え、卒業論文の中間発表会に参加させていただいたり、ゼミの先輩方とお話ししたりと、このゼミに入っていないかつたら一回生の間では絶対になかったであろう機会が多々ありました。これらは、自分の歴史観を養うことができ、どのように大学生活を送ればよいのか参考にもなりました。それと同時に、積極的に他大学の講義を受けに行くなどしている先輩方の姿を見て、学びたいことを持っているということ、最高の行動力を生み出すのだという確信を得ました。私は今まで受け身の学習をしてきたので、そのように行動することのできる先輩方にあこがれを抱いています。

このゼミに参加して、貴重な体験を多くさせていただきましたが、その中で私にとって大きく変わったことが一つありました。私は、前期に史学科に入ったことが本当に正

しいことであったのか悩んでいた時期がありました。これといった得意分野もなければ、高校時代から学びたいと思いついていた分野は専門的に学ぶことができません。それに加え、大学に入学して学びたいと思いついた分野も、京都ではあまり専門的に学びたい人なんていないだろうとなんとなく後ろ向きに考えてしまい、自分が史学科に来た意味がだんだん分からなくなっていました。その中で、ある日、ゼミの参加者が私だけであったため、ゼミがお休みになり、先生と二人でお話しすることがありました。その機会を利用して、相談をし、先生にアドバイスをいただきました。一回生の間では先生と長時間お話するという機会が中々ないので、大変ありがたい機会でした。そして、その学びたい分野を史学と関連付けて考えるという方法にたどり着き、それをきっかけに自身のやりたいことに自信を持つことができました。史学科に入ってよかったと思ったのは、その時が初めてであったかもしれません。後期の史学基礎演習Bの研究発表では、先生のアドバイスを参考に、自分の学びたい事に歴史的現象を関連付けたテーマを設定し、その際に、似たようなことを学びたいという人に出会いました。その人も学びたい分野が同じ人が中々いないと言っていたので、出会えたことはとても喜ばしいことでした。このようなこともあって、自身の学びたいことから逃

げず、史学科で挫けずに学び続けてよかったと思うことができず。この言葉を言うにはまだ早すぎると思いませんが……それは先生とお話した日があったことも大きいと考えています。まだ歴史を学ぶ人としては至らない点が多くあり、これから先も何らかの問題点も出てくると思います。しかし、失敗を恐れず、積極的に学ぶことができるよう努力していきたいです。

この一年間で、自身のこれからの選択に大きく影響を与える人との出会いが多くありました。四月頃、『吾妻鏡』を読み史料を読む力をつけ、その中でこれから先にためになることを少し教えてもらえたらという心持ちでゼミに参加しましたが、想像していた以上にたくさんのお話を聞きました。会った方々から学ぶことができました。それらは、これからの大学生活において非常に重要になってくると思っています。

最後になりましたが、一年間指導してくださった野口先生、このゼミに入るきっかけを作ってくださいました先輩にこの場を借りてお礼申し上げます。

二〇一八年
宗教・文化研究所ゼミナール活動記録

七月

『吾妻鏡』 講読会①

『吾妻鏡』 講読会②

十二日 高橋昌明『武士の日本史』（岩波新書） 書評会

一月

『吾妻鏡』 講読会（毎週木曜日）

九月

『吾妻鏡』 講読会①

四月

『吾妻鏡』 講読会①（毎週木曜日 十三時から）

『吾妻鏡』 講読会②（毎週木曜日 十五時から）

十月

『吾妻鏡』 講読会①

五月

『吾妻鏡』 講読会①

『吾妻鏡』 講読会②

一日 神護寺 宝物虫はらい見学

十一月

『百鍊抄』 講読会（木曜日 十五時から）

六月

『吾妻鏡』 講読会①

『吾妻鏡』 講読会②

十六日 宗教・文化研究所公開講座

十二月

『吾妻鏡』 講読会①

六日 岩田慎平氏「院政の成立と展開」発表



2018年度卒回生の先輩方



公開講座懇親会のようす

執筆者紹介

- 弓山慎太郎……………京都大学大学院人間・環境学研究科修士課程
- 下坂 碧……………本学文学部史学科四回生
- 中田ほか……………本学文学部史学科四回生
- 植村 沙彩……………本学文学部史学科四回生
- 堀 加奈実……………本学文学部史学科四回生
- 佃 美香……………本学文学部史学科三回生
- 鹿子畑瑞季……………本学文学部史学科二回生
- 伊藤 麻衣……………本学文学部史学科一回生
- 鈴木 眞澄……………本学文学部史学科一回生
- 藤井 志帆……………本学文学部史学科一回生

『紫苑』投稿規定

一、(資格)

投稿資格者は、ゼミメンバー並びにゼミ主宰者の認定するものとします。

二、(枚数)

注を含め四〇〇字詰原稿用紙に換算して七十枚以内とします。但し、分量については適宜相談に応じます。

三、(原稿)

①種類は、論文・研究ノートなど。縦書き・完全原稿とします。

②ワープロ原稿の場合は、四〇〇字の倍数、縦書きで打ち出してください。投稿の際は、原稿を保存したメディア(USBメモリ、CD-R、など)一部を添え、使用ワープロの機種名・ソフト名を明示してください。
③手書き原稿の場合は、四〇〇字詰または二〇〇字詰原稿用紙に、本文・注とも一マス一字、縦書き、楷書で、鉛筆書きは不可とします。

④注は本文末に一括して、(1)、(2)、…のように付けてください。

⑤年号を用いる場合は、なるべく西暦併用でお願いいたします。

⑥図表・写真(いずれも鮮明なものに限ります)の添付

は刷り上がり時の大きさを勘案して字数に換算します。これらを添付する場合は、おまかな掲載場所を指示してください。

⑦編集作業の迅速化のため、住所・氏名(ふりがな)・目次を記した別紙一枚を添えてください。

四、(採否)

編集担当者(複数)が掲載の可否を審査いたします。

五、(著作権・公開の確認)

本誌掲載の論文・研究ノート等の著作権は著者に帰属するものとします。ただし、宗教・文化研究所ゼミナールは、本誌に掲載された論文・研究ノート等を電子化または複製の形態などで公開する権利を有するものとします。執筆者はこれに同意して、投稿されるものとします。やむをえない事情により電子化または複製による公開について許諾できない場合は、採用が決定した段階で宗教・文化研究所ゼミナールにお申し出ください。

六、(備考)

①他誌への二重投稿はご遠慮ください。

②掲載後一年以内の他への転載は控えていただきます。

*ご不明な点は宗教・文化研究所ゼミナールまでお問い合わせください。

あとがき

二〇一八年のゼミも史料講読会を主軸にして運営されました。懸念されたメンバーについては、学生寮で史学科新入生オリエンテーションが行われた際、二回生の鹿子畑さんがアナウンスをしてくれたことが功を奏して一回生三名（伊藤・藤井・鈴木）が加わってくれました。

史料講読会は、私（野口）が史学科のⅡ講時の授業に出講する木曜日の午後を設定し、前期は、Ⅲ講時に一回生と『吾妻鏡』の治承四年条、三時頃からは四回生や神戸大学大学院（国文専攻）の長尾さん、京都大学大学院の弓山君（日本中世史専攻）も加わって承久三年条を読みました。

後期は、一回生の『吾妻鏡』は継続しましたが、三時頃からの方は長尾さんが来られなくなりました。『百錬抄』を治承四年条から読み始めました。三時頃からの講読会は雑談に終始してしまうこともありましたが、これはお互いの情報交換にもなつて楽しい時間であったと思います。また、ときに岩田君など、古参メンバーに来て頂いて、研究成果をうかがうこともありました。

恒例の公開講座（六月の第三土曜日）では、いつものようにメンバーが受付などで活躍し、また講師の先生方との懇談会も開くことが出来ました。公開講座は、古参メン

バーや今までお世話になった方たちが集まってくれる貴重な機会になっています。最近では、ゼミで一緒に学んだ方たちが講師として登壇するようになり、時の流れの速さを感じざるを得ません。古参メンバーの中には、すでに「親」としての立場を数年も経験している人もあらわれるようになりました。私が耄碌するのも無理からぬことです。

最近は人文系の優秀な若手研究者が、自分の能力をフルに活かせるポストに就くことが難しい時代になってしまい、まったく腹立たしいのですが、そんな中で、山本みなみさんが鎌倉の歴史文化交流館に学芸員として採用されたのは朗報でした。当ゼミの古参メンバーからは、すでに長村君が京都、小野さんが愛媛県の内子町の博物館で活躍していますが、ぜひ先輩の後塵を拝して大いに頑張ってほしいと思っています。

『紫苑』は再出発二号目。学術的成果は弓山君と下坂・中田・佃さんにお任せして、あとは日頃の所感、エッセイを掲載する形になりました。編集の労をとってくれたのは佐藤亜美さんたち二回生。いよいよゼミの担い手ですね。「中興の祖」となることを期待しています。（野口 実）

編集後記

連日異常気象に見舞われた二〇一八年でしたが、こうして平成最後の『紫苑』第十六号をお届けできますこと、皆さまに心より御礼申し上げます。

今年度は一回生三名を新たに迎え、本大学・他大学からも院生の方がこのゼミに参加してくださいました。おかげで楽しく、意見交換も活発に行われたゼミとなりました。

本号では長くこのゼミに所属していた先輩方の卒業に伴い、卒業論文に関連のあるテーマでの執筆をお願いするとともに、このゼミでの四年間の思い出などを主に執筆していただきました。また、当ゼミのメンバーである弓山氏にはじめて論文を賜りました。そして、栃木県立博物館で行われた「藤原秀郷展」では野口先生の御著書が参考にされていたということもあり、実際に見学に行つた鹿子畑さんに見学記の執筆をお願いしました。前号までとはまた違ったいろの『紫苑』が出来上がったかと思えますので、一読いただけると幸いです。

毎年のことながら、試験期間中というお忙しいなか、執筆を引き受けてくださいました皆様、ご協力ありがとうございます。

結びとなりますが、毎週ご指導をしてくださっている野口実先生、ご多忙の中ゼミに赴いてくださる岩田慎平氏にはこの場をお借りし厚く御礼申し上げます。そして、出版に際してご協力いただいた皆様にも心より感謝申し上げます。今後とも当ゼミをどうぞよろしくお願い申し上げます。また、感想などお聞かせいただければ幸いです。

(佐藤亜美)

紫苑 第十六号

二〇一九年三月二十二日 印刷
二〇一九年三月二十九日 発行

編集 京都女子大学

宗教・文化研究所ゼミナール
(佐藤亜美)

発行所 京都女子大学 宗教・文化研究所

京都市東山区今熊野北日吉町三五

電話 (〇七五) 五三一七〇七四

H P <http://rokuharasakurane.jp/>